

令和5年度(2023年度)

第66回北海道小学校長会教育研究渡島・北斗大会

研究主題、副主題、分科会の研究課題、趣旨及び研究の視点

- 研 究 主 題
- 副 主 題
- 分 科 会 の 趣 旨
- 研 究 の 視 点

北海道小学校長会 研修部

令和2年度から

## 新研究主題 「自ら未来を拓き ともに生きる豊かな社会を創る 日本人の育成を目指す小学校教育の推進」

全国連合小学校長会

全国連合小学校長会は、平成25年度第65回三重大会から「新たな知を拓き 人間性豊かな社会を築く 日本人の育成を目指す小学校教育の推進」を研究主題として、実践的な研究を積み重ねてきた。これまでの研究成果を受け、あらゆる分野での知識基盤社会への進展やグローバル化の進行、世界に類を見ないスピードで進む少子高齢化の社会において、小学校教育の役割と変化する時代の潮流や近未来的な課題を踏まえ、豊かな創造性やしなやかな知性を発揮し、互いの個性や絆を大切に作る社会づくりに貢献できる日本人の育成を目指す小学校教育の推進に鋭意努力してきた。

平成29年3月に告示された新学習指導要領の前文では、「これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」とあり、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有し、その実現に向けて必要となる教育課程の基準が大綱的に定められた。

今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが成人して社会で活躍する頃には我が国は、生産年齢人口の減少やグローバル化の進展、絶え間ない技術革新等により、社会構造等の環境が大きくまた急速に変化し、予測が困難な時代となっている。また少子高齢化が進む中で、持続可能な社会の担い手として、個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。

このような急激な社会の変化の中では、一人一人が自らの能力や可能性を信じ、学習したことを生活や社会の中で課題解決に生かすことのできる力が求められる。また、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越えていく生き抜く力の育成も課題である。

こうした状況を踏まえ、これからの教育は、学校と社会とが認識を共有化し、変化が激しく未来の予測が困難な時代に向かって、これまでの研究主題「新たな知を拓き」を生かし、価値観の違いや変化を前向きに受け止めながら、自らの力で未来を切り拓き、誰もが幸福と感じられる、ともに生きる豊かな社会を創り出すことのできる人間を育成する教育を実現しなくてはならない。

この期にあたり、令和2年度からの研究主題を「自ら未来を拓き ともに生きる豊かな社会を創る 日本人の育成を目指す小学校教育の推進」とする。

私たちは、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童や地域の現状と課題に対して、これまでの

実践と研究の蓄積を生かすとともに、家庭や地域社会と連携して教育活動のさらなる充実を図らなければならない時を迎えている。

全国連合小学校長会は、本研究主題について日々真摯な研究を重ね、その成果を学校経営に生かすとともに、新しい課題に応える教育の推進に全力を傾注していく。また、研究に当たっては、特に次の事項を重視し、学校経営及び日常の教育活動を通して、積極的に研究・実践に努めていくこととする。

## 1 学校経営

校長のリーダーシップが強く求められる。

時代の変化と保護者や地域、社会の期待を的確に把握し、校長の明確なビジョンのもと、活気ある学校組織と経営体制を築き、新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現する学校経営を推し進めていく必要がある。

## 2 教育課程

「社会に開かれた教育課程」の実現が求められる。

学校の創意工夫のもと、学校教育を通じて育む「生きる力」とは何かを資質・能力として明確にし、一人一人の豊かな学びを実現し、感性を働かせながら、社会や人生をよりよいものにしていく人間を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現が必要である。

## 3 指導・育成

教育課程の実現は、教職員の指導力が求められる。

教員の資質向上を担うために研修制度の在り方やOJT等の指導体制の確立、主任・主幹教諭等のミドルリーダーの育成と次世代の学校を担う管理職の発掘と育成等の方策を探っていく必要がある。

## 4 危機管理

安心・安全な学校を確立するために、管理職の強い危機管理が求められる。

現代の学校の危機管理は、授業が成立しない状況やいじめ・不登校問題への対応等、学校経営全般に関わる。また近年、地震や集中豪雨等の自然災害、交通事故や不審者への対応等、学校内外での危機への対応と未然防止策を常に明確にしておく必要がある。

## 5 教育課題

時代の変化による新たな教育課題への対応が求められる。

人権教育や特別支援教育、環境教育、食育や健康教育、キャリア教育等重要な教育課題が増えている。校長はこうした課題への問題意識と具体策を保持しながら、学校経営を推進していく必要がある。

## 北海道小学校長会 大会主題・副主題

「自ら未来を拓き ともに生きる豊かな社会を創る 日本人の育成を目指す小学校教育の推進」  
～ふるさとに誇りと愛着をもち ともに未来社会の創造に挑戦する子どもを育てる学校経営の推進～

### 【大会主題・副主題の趣旨】

全国連合小学校長会は、真摯に研究と実践を積み重ね、我が国の小学校教育の充実・発展と教育諸条件の整備に多くの成果を収めてきた。その成果を踏まえ令和2年度より研究主題を「自ら未来を拓き ともに生きる豊かな社会を創る 日本人の育成を目指す小学校教育の推進」とし、その実現を目指し取組を進めているところである。

知識基盤社会にあつて、あらゆる分野で情報化やグローバル化が進展する今日では、社会の多様化と急激な社会環境の変化により将来の予測が困難になっている。特に、絶え間ない技術革新とともに、人工知能(AI)は、飛躍的な進化を遂げており、近い将来人類の知能を超えるという指摘もある。人としての生き方が今以上に問われる時代を目前に控え、少子高齢化、人間関係の希薄化、子どもの貧困問題など、教育環境にも関わる多岐にわたる課題が顕在化している。

こうした時代を生き抜き、子どもたちが、自ら豊かな人生や社会を拓いていくためには、社会の変化や直面する問題に主体的に向き合い関わり合っていく力と同時に、他者と協働しながら問題を解決していこうとする能力が重要である。また、子どもたちが、育ったふるさとの自然・歴史・文化を愛し、身近な地域を含めた社会に誇りと愛着をもち、地域社会とのつながりの中で学び、自らの人生や社会をよりよく変えていこうという思いをもつことは、今後、我が国が、グローバル化する社会的な課題を乗り越え未来を切り拓いていくための大きな原動力になると考える。

学校には、子どもたち一人一人のよさと可能性を伸ばし、新しい時代に求められる資質・能力を確実に育成することが求められている。家庭・地域との連携・協働により、人との関わりを通して、ふるさとの自然や文化から学ぶ教育を推進するとともに、学んだことを社会の発展へと役立てていく力を育成しなければならない。そのために我々校長は、学習指導要領の理念を十分に理解し、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」を実現するためのカリキュラム・マネジメントを進め、幅広い視野で教育活動を創造していかなければならない。

一方、ふるさと北海道に目を向けると、北の大地の冬は、雪に覆われ、長く厳しい寒さに包まれる。開拓時代、この自然環境は人々に多くの困難をもたらした。しかし今では、冷涼な気候を利用して安心安全な食材を豊富に産出する日本最大の食糧基地となり、雪まつりやスキーなどの雪や寒さを活用した観光やウィンタースポーツ、行動展示で脚光を浴びる旭山動物園などが大きな魅力となっている。そして、青函トンネルを走る北海道新幹線が、それらの魅力を求める多くの観光客を運ぶことにより、北海道はますます発展を遂げようとしている。先人たちの知恵と工夫と挑戦が、この厳しい自然環境を克服し、現代に恩恵をもたらしているのである。

副主題には、豊かではあるが厳しい自然を乗り越え、人との絆を大切にしながら、脈々と人の営みを紡いできた先人たちから、地域に根ざした文化や歴史などを学び、さらにそこから、自ら未来を切り拓き、自分の夢や目標の実現を目指す人材を育みたいという思いがある。

そのために、自立した個人が個性・能力を生かし、相手の価値を尊重し、多様な立場の者との協働を通じ新たな価値を創造していくことができる柔軟な社会の実現が求められる。こうした新しい社会の形成に向けてたくましく挑戦する子どもを育てるためには、人と人との絆を強め、支え合う共生の意識や夢と希望に満ちた活気溢れるふるさとづくりに積極的に貢献しようとする意識など、社会の創り手としての意識を醸成することが必要である。また、環境・資源・エネルギー問題などに関するグローバルな視点を持ち、多様な他者と協働して、地域の環境・経済・少子高齢化・地域格差などの身近な課題についての解決策を考えようとする資質が求められる。

さらに、一人一人の個性と人と人との絆を大切にしながら、自然災害やコロナ禍などからの復興・再生に粘り強く取り組むことができるたくましさや育むことが大切となってくる。こうした教育課題の解決や社会状況を改善していくには、子ども一人一人の能力を伸ばし、来るべき社会の担い手として必要とされる基本的な資質・能力を育む学校経営を推進していくことが必要となる。

以上のことから、第66回北海道小学校長会教育研究渡島・北斗大会は、これまでの研究の成果と課題を踏まえ、大会主題の実現と追究を目指すため、副主題を「ふるさとに誇りと愛着をもち ともに未来社会の創造に挑戦する子どもを育てる学校経営の推進」と設定し、学校経営の責任者である校長の果たすべき役割と指導性を究明しようとするものである。

# 第66回北海道小学校長会教育研究渡島・北斗大会 分科会一覧

領域	分科会	研究課題	研究の視点	発表地区
Ⅰ 学校経営	1 経 営 ビジョン	創意と活力に満ちた学校経営ビジョンの策定と校長の在り方	(1) 未来を見据えた魅力ある学校経営ビジョンの策定 ----- (2) 学校経営ビジョンに基づく創意と活力に満ちた学校経営の推進	函館
	2 組 織 運 営	学校経営ビジョンの実現に向けた活力ある組織づくりと校長の在り方	(1) 学校経営ビジョンの実現に向けた活力ある組織づくり ----- (2) 組織を活性化させるための具体的方策の推進	根室
	3 評 価 改 善	学校教育の充実を図るための評価・改善の推進と校長の在り方	(1) 学校経営の組織的かつ継続的な改善に向けた学校評価の充実 ----- (2) 教職員の資質・能力の向上に向けた人事評価の工夫	上川
Ⅱ 教育課程	4 知 性 創 造 性	知性・創造性を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方	(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進 ----- (2) 知性・創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善	石狩
	5 豊 かな 人 間 性	豊かな人間性を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方	(1) 豊かな心を育む道德教育の推進 ----- (2) よりよい社会を創る人権教育の推進	胆振
	6 健やかな 体	健やかな体を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方	(1) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てる教育活動の推進 ----- (2) 健康で安全な生活を営む実践力を育てる教育活動の推進	十勝
Ⅲ 指導・育成	7 研 究 研 修	学校の教育力を向上させる研究・研修の推進と校長の在り方	(1) 学び続ける教職員を目指し、資質・能力の向上を図る研究・研修体制の充実 ----- (2) 「チームとしての学校」への参画意識を高める研修の推進	開催なし
	8 リーダ 育 成	これからの学校運営を担うリーダーの育成と校長の在り方	(1) 学校教育への確かな展望をもち、優れた実践力と応用力のあるミドルリーダーの育成 ----- (2) 社会の変化に主体的に関わり、自ら学び続ける管理職人材の育成	札幌
Ⅳ 危機管理	9 学校安全	命を守る安全教育・防災教育の推進と校長の在り方	(1) 自ら判断し行動できる子どもを育てる安全教育・防災教育の推進 ----- (2) 家庭や地域・関係機関との連携・協働を図った組織的・計画的な防災教育に関わる取組の推進	開催なし
	10 危機対応	様々な危機への対応、未然防止の体制づくりと校長の在り方	(1) いじめ・不登校等への適切な対応と体制づくり ----- (2) 教職員の高い危機管理能力の育成と未然防止に向けた組織体制づくり	釧路
Ⅴ 教育課題	11 社会形成 能 力	社会形成能力を育む教育活動の推進と校長の在り方	(1) 社会の発展に貢献する資質・能力・態度を育む教育活動の推進 ----- (2) 地域に愛着をもち、よりよい社会の創造に貢献する力を育むキャリア教育の推進	日高
	12 自立と 共 生	自立と共生の実現に向けた教育活動の推進と校長の在り方	(1) 子どもの自立や社会参加に向けた特別支援教育の推進 ----- (2) 多様な他者と協働する資質・能力を育む教育の推進	オホーツク
	13 社会との 連 携 協 働	家庭や地域等との連携・協働、学校段階等間の接続・連携の推進と校長の在り方	(1) 家庭や地域等と連携・協働を深め、創意ある教育活動を展開する学校づくりの推進 ----- (2) 成長の連続性を生かした学校段階等間の接続・連携の推進	釧路市

<b>I 学校経営</b>	<b>第1分科会 経営ビジョン</b> <b>研究課題 創意と活力に満ちた学校経営ビジョンの策定と校長の在り方</b>
---------------	--

分科会の趣旨

研究の視点

今日、Society5.0の実現に向けた急速な変化、グローバル化の進展とともに、少子高齢化に伴う労働力人口の減少、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、家庭や地域の教育力の低下などの様々な課題に直面している。あらゆる分野で社会が大きく変化する中、持続可能な社会を実現していくために、学校に寄せられる期待も大きく、しかも多様化している。

これからの学校には、変化が激しく予測が困難な時代にあっても、子どもたちが自信をもって自分の人生を切り拓き、持続可能で豊かな社会を創り出していくことができるよう、必要な資質・能力をしっかりと育てていくことが求められている。

そのために校長は、これからの時代に求められる資質・能力について、学校と家庭・地域が共通理解して学校教育を推進できるようにするとともに、未来を見据えた明確な学校経営ビジョンを示し、活力ある学校経営を行い、学校改善に向けて絶えず検証して一層の充実を図っていかねばならない。

様々な教育課題の改善や改革が急速に進行している状況においては、校長はまず、自校の実態から課題を明確にすることが大切である。そして、課題解決に向けて重点化と効率化を図りながら実効性のある解決を図ることが重要である。さらには、教職員の知恵と力を結集させ、組織を効果的に機能させていく力強い指導性と統率力の発揮が求められている。

本分科会では、校長がリーダーシップを発揮しながら力強く学校経営を行っていくために、未来を見据えた創意と活力に満ちた学校経営ビジョンの策定と校長の在り方について、具体的方策と成果を明らかにする。

**(1) 未来を見据えた魅力ある学校経営ビジョンの策定**

現在、学校に求められているのは、これからの教育の方向性を見据えた学校経営の推進である。

そのため校長は、社会の変化や教育改革等の動向を踏まえ、具体的で先見性のある魅力的な学校経営ビジョンを示すことが重要となる。校長は、学校経営ビジョンの策定にあたって、保護者や地域住民の願い、子どもの実態に関する現状把握と分析的確に行い、子どもたちの未来を見据えた中・長期的な視点をもつ必要がある。そして、子どもたちに求められる資質・能力の育成に向けて、教職員、保護者、地域住民が共通理解して連携・協働して取り組むために、学校の責任者として展望をもったビジョンを校長は示さなければならない。

このような視点に立ち、未来を見据えた魅力的な学校経営ビジョンを策定していく上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

**(2) 学校経営ビジョンに基づく創意と活力に満ちた学校経営の推進**

学校経営ビジョンに基づく未来を見据えた学校経営の推進には、学校教育目標の具現化、創意ある教育課程の編成、教職員の学校経営参画意識の醸成などの様々な視点から、これからの時代にふさわしい学校としての自主性、自立性を確立していかなければならない。そのため校長は、教職員が意欲的に教育実践を推進できるように、理念や目的を共有しながら、明確な方向付けを行い、活力ある学校経営を進めていくことが求められている。

このような視点から、学校経営ビジョンに基づく創意と活力に満ちた学校経営を推進していく上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

## 第1分科会「経営ビジョン」

### 研究課題 「創意と活力に満ちた学校経営ビジョンの策定と校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

平成18年に教育基本法が改正され、以来、学校経営と組織、教職員の指導力の向上に関わる施策など、様々な教育改革が行われてきた。近年では、第3期教育振興基本計画において、2030年頃のIoTやビッグデータを活用した社会を想定し、さらに「令和の日本型学校教育」では、個別最適な学びと協働的な学びの方向が示され、教育政策の一大転換期を迎えている。

しかし、どのような教育施策を行ったとしても、それが学校教育や教育組織の新たな確立につながり子どもの成長に還元されなければ、意味をなさず現状の改善はなし得ない。

これまでの我が国の教育は、日本経済の不振や国際的な学力調査などの影響を受けて、日々その対応に汲々としているように思われる。教育の本来的な目的からして、教育施策の基本方針や具体的施策は、子どもの豊かな人間性の育成を第一に考えたものでなければならない。

このように、教育に携わるものは、社会の動き、教育の動向に敏感になりながらも、常に本質的なものを見据えていなければならない。その上で、教育の専門家としてプロ意識と高い使命感、現状に甘んじない改善への意欲と態度、改善すべき問題や課題の発見とその具体的解決への方策を策定し実施する必要がある。そのためには、教育の在り方、学校の在り方、教職員の在り方を見直す必要がある。そして、自校の教育活動の全てに関与しているという見方・考え方から出発して、現状改善と未来に向けた問題・課題解決のために、組織人と個人としての両面から解決を図る必要がある。

自校の教育活動を見直し、新たな視点から未来を見据え、教育活動を創造し、活力あふれる学校にしていくためには、次のような視点や姿勢を校長はもちろん、教職員ももつ必要がある。

- 未来からの視点で教育を展望すること
- 固定観念や過去の基準や判断を時には勇気をもって改善すること
- 現状を改善する意欲と姿勢で、新しい価値を創造すること
- 社会に開かれた学校、地域とともに育つ学校を目指すこと
- 子どもの願いと保護者・地域住民の願いとを的確に捉え、未来につなげる教育の実現と、その説明責任を明確に図ること

校長は、子どもたち一人一人の個性を尊重した教育を展開していくために、学校の自主性・自律性を発揮し創意工夫を凝らした特色ある学校づくりを行っていかなくてはならない。

また、学校マネジメントを担う校長は、学校がその機能を十分に果たす学校経営を行うために、個々の教職員の活動をより有機的に結び付け、一人一人の教職員が、自らの資質・能力を高めつつ意欲をもって学校経営参画意識を高め自らの役割を果たす組織的・機動的な学校運営を行う体制を整えることが必要である。

校長は、教育者としても組織の責任者としてもその資質・能力を他の教職員以上に高め、教育に関する理念や識見を有し、地域や学校の状況・課題を的確に把握しながら、学校の進むべき方向（ビジョンと戦略）を明確に設定し、経営資源を活用して、組織を通して目標を達成していくリーダーシップを発揮し、信頼される学校づくりを進めなければならない。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 未来を見据えた魅力ある学校経営ビジョンの策定

- ・具体的で先見性のある魅力的な学校経営ビジョンを明確に示した教育計画
- ・教職員、保護者、地域住民の共通理解と連携・協働を推進する学校の責任者としての展望

##### (2) 学校経営ビジョンに基づく創意と活力に満ちた学校経営の推進

- ・教職員の学校経営参画意識を高め、理念や取組の共有を図る活力ある学校経営の推進

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

第3期教育振興基本計画

閣議決定

平成30年6月15日

#### 第1部我が国における今後の教育政策の方向性

#### II. 教育をめぐる現状と課題 2. 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

○ 現在の社会は知識基盤社会であり、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として非常に重要であるが、この知識・情報・技術をめぐる変化は加速度を増している。また、グローバル化の進展等によって、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝搬し、社会の変化を正確に予測することはますます難しくなっている。

○ このような状況の中であって、2030年頃には、IoT（Internet of Things）やビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新やグローバル化の一層の進展、人口構造の変化や女性・高齢者等の活躍の進展、雇用環境の変化等が予想されている

#### III. 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項（2030年以降の社会を展望した教育の役割）

○ 2030年以降の社会を展望した教育政策の体系を考える前提として、II. 2で述べたような社会の大きな変化を受け止め、また、持続可能な開発目標（SDGs）をはじめとして社会の持続的な成長・発展を目標とする国際的な政策の動向も踏まえ、今後どのような社会の未来像を描き、その実現に向けて教育はどのような役割を担うべきかを明確にする必要がある。

○ まず、2030年以降の社会像の展望を踏まえた個人と社会の目指すべき姿と教育の役割として、次のような点が、今後も普遍的に重要と考えられる。

個人においては、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくこと」が重要である。変化に適応するのみならず、自らが自立して主体的に社会に関わり、人間ならではの新たな価値を創造し、将来を創り出すことができるようになるべきであり、そのためには、予測不能な状況の中で問題の核心を把握し、自ら問いを立ててその解決を目指し、多様な人々と協働しながら、様々な資源を組み合わせることで解決に導いていく力が重要となる。

社会においては、「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現」が求められる。年齢、性別、国籍、経済事情、障害の有無など多様な人々の一人一人が互いの人格を尊重し支えあいながら幸せに生きるとともに、社会で自らの役割と責任を果たし生き生きと活躍できるようにしていくことが重要であり、教育を通じて全ての人々が持つ可能性を開花させることで、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現を目指す必要がある。

また、同じく社会においては、長期的な見通しをもって「社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展」を目指していくことが重要となる。社会・産業構造の変化に加え、少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少が予想される中において、社会の活力を維持・向上させていくためには、我が国の伝統と文化を継承しつつ、教育を通じて個人の資質・能力を最大限伸ばし、生産性の向上により経済成長を図るなど、次世代まで長期に見通した社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展を目指すことが重要である。



**「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、  
個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）**

令和3年1月26日

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- その際、学校現場に対して新しい業務を次から次へと付加するという姿勢であってはならない。学校現場が力を存分に発揮できるよう、学校や教師がすべき業務・役割・指導の範囲・内容・量を、精選・縮減・重点化するとともに、教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT 環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが、国に求められる役割である。

(2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 学校が様々な課題に対処し、学校における働き方改革を推進するためには、従来型のマネジメントの下、学校の有するリソースだけで対処するには限界がある。校長のリーダーシップの下、組織として教育活動に取り組む体制を整備することが必要である。その際、校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内、あるいは学校外との関係で、「連携と分担」による学校マネジメントを実現することが重要となる。
- 学校内においては、教師とは異なる知見を持つ外部人材や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフなど、多様な人材が指導に携わることができる学校を実現することが求められる。また、事務職員が校務運営に参画する機会を一層拡大し、主体的・積極的に財務・総務等に通じる専門職としての役割を果たすことが期待される。さらに、教師同士の関係においても、校長のリーダーシップの下、教師が担う業務の適正化や、校内の各種委員会の整理・統合等の学校の組織体制の在り方を見直すこと、主幹教諭、指導教諭をはじめ、経験豊富で専門性の高いミドルリーダーとなる教師がリーダーシップを発揮できるような組織運営を促進することを通じて、教師が子供としっかりと向き合い、教師本来の業務に専門性を発揮できるようにするとともに、学級担任、教科担任、養護教諭、栄養教諭や部活動顧問の役割を適切に分担し、学校組織全体としての総合力を発揮していくことが求められる。
- また、子供たちの教育は、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、相互に連携・協働してこそ効果が上がるものであり、以下のような取組を通じて、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整えていくことが必要である。  
コミュニティ・スクールの設置が努力義務であることを踏まえ、また、地域学校協働本部の整備により、保護者や地域住民等の学校運営への参加・参画を得ながら、学校運営を行う体制の構築・家庭生活や社会環境の変化によって家庭の教育機能の低下も指摘される中、幼児教育段階はもとより、義務教育段階を含め、子育てに悩みや不安を抱える保護者に対して、身近な子育て経験者等による学習機会の提供や相談体制の整備など、地域の実情に応じた家庭教育支援に関する取組の推進
- その他、学校が家庭や地域社会と連携することで、社会とつながる協働的な学びを実現するとともに、働き方改革の観点からも、保護者や PTA、地域住民、児童相談所等の福祉機関、NPO、地域スポーツクラブ、図書館・公民館等の社会教育施設など地域の関係機関と学校との連携・協働を進め、学校・家庭・地域の役割分担を文部科学省が前面に立って強力に推進することで、多様性のあるチームによる学校とし、「自立」した学校を実現することが必要である。
- その実現に向けては、教育課程と関連付けることが求められており、新学習指導要領を踏まえ、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること（カリキュラム・マネジメント）が重要である。

第1章 総説 1 改訂の経緯及び基本方針 (2) 改訂の基本方針

② 育成を目指す資質・能力の明確化

今回の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理した。

第3章 教育課程の編成及び実施 第1節 小学校教育の基本と教育課程の役割

1 教育課程編成の原則（第1章第1の1） (2) 教育課程の編成の原則 (ウ) 地域の実態

なお、学校における教育活動が学校の教育目標に沿って一層効果的に展開されるためには、家庭や地域社会と学校との連携を密にすることが必要である。すなわち、学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、児童の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ること、学校が家庭や地域社会からの要望に応えることが重要であり、このような観点から、その積極的な連携を図り、相互の意思の疎通を図って、それを教育課程の編成、実施に生かしていくことが求められる。保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や、幅広い地域住民等の参画により地域全体で児童の成長を支え地域を創生する地域学校協働活動等の推進により、学校と地域の連携及び協働の取組が進められてきているところであり、これらの取組を更に広げ教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子供を育てるのか何を実現していくのかという目標やビジョンの共有が促進され、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待される。

2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開（第1章第1の2）

平成28年12月の中央教育審議会答申を受け、今回の改訂においては、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも、児童一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育てていくことを重視している。こうした力は、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」そのものであり、加速度的に変化する社会にあって「生きる力」の意義を改めて捉え直し、しっかりと發揮できるようにしていくことが重要となる。このため、本項において「生きる力」の育成を掲げ、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を通して、児童に確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことを目指すことを示している。なお、本項では(1)から(3)までにわたって、それぞれが確かな学力、豊かな心、健やかな体に対応する中心的な事項を示す項目となっているが、これらは学校教育を通じて、相互に関連し合いながら一体的に実現されるものであることに留意が必要である。

第3章 生涯学習社会の実現

第3節 社会教育の振興と地域全体で子供を育む環境づくり

3 社会全体で子供たちの学びを支援する取組の推進

## (1) 地域と学校の連携・協働のための仕組み

社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、学校は、地域社会の中でその役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要です。学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、これからの学校は、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを保護者や地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があります。また、地域においても、学校と連携・協働してより多くの地域住民等が子供たちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが重要です。

このため、文部科学省では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を推進しており、全ての公立学校に学校運営協議会が設置されることを目指しています。また、「社会教育法」に基づき、幅広い地域住民等の参画により地域全体で子供たちの学びや成長を支える様々な活動である「地域学校協働活動」を推進しており、全ての小中学校区において地域学校協働活動が実施されることを目指しています。

学習指導要領の理念である、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けては、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、学校と保護者や地域住民等とが教育課程に関する情報や課題・目標を共有するとともに、学校教育を学校内に閉じずに、地域の人的・物的資源を活用しながら授業等を実施するといったことが可能となります。

また、学校運営協議会において保護者や地域住民等の理解と協力を得ながら、行事の見直しや必要な地域学校協働活動に関する協議を行うなど、学校における働き方改革に取り組む上でも重要な仕組みです。

さらには、地域と学校をつなぐコーディネーターである「地域学校協働活動推進員」が学校運営協議会の委員となることで、協議の場である学校運営協議会と実働の場である地域学校協働活動が円滑に連携し、両者の機能を高め、学校と地域の更なる連携・協働が推進されるなどの相乗効果が期待されます。

## (2) 地域と学校の連携・協働の現状

令和3年5月1日現在において、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入している学校数は1万1,856校であり、全体の33.3%です。また、地域学校協働本部がカバーする学校数は、1万9,471校であり、本部数で見ると、1万1,439本部が整備されています。地域学校協働活動の一環として、地域住民等の協力を得て子供たちに学習・体験活動等を提供する「放課後子供教室」は1万6,511教室が実施されています。

文部科学省では、地域と学校の連携・協働を一層推進していくため、以下の取組を実施しています。

1. コミュニティ・スクール導入時の運営体制づくりへの支援及び地域学校協働活動推進員の配置の促進など地域学校協働活動を推進するための支援
2. コミュニティ・スクール、地域学校協働活動等について、経験と知識が豊富であり、実践に携わった実績を有するCSマイスターの派遣
3. 「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」、制度等説明会の実施
4. 子供の豊かな学びを支えるため、趣旨に賛同する多様な企業・団体等を「土曜学習応援団」として位置づけ、土日や休業日、平日の授業、放課後等に出前授業や施設見学等の教育プログラムを提供する取組の実施

## 分科会の趣旨

情報化・グローバル化の急激な進展、少子高齢化の進行、人工知能の飛躍的な進化等、先行きが不透明で予測することが困難な時代において、全ての子どもたちにこれからの時代を生き抜くための資質・能力を確実に育成することが、学校教育には求められている。

校長は、学校教育目標の実現を目指し、しなやかなリーダーシップを発揮することが重要である。校長が示す経営ビジョンの実現のためには、教職員一人一人に、共通確認すべき学校課題を自分ごととして捉えさせ、課題解決に向けてベクトルを揃えたとともに、全教職員に学校経営参画意識をもたせることが必要となる。

一人一人が自覚と意欲をもって組織を機能させる体制を創り上げることで、教職員個々の資質・能力を引き出すことになり、活力あふれる創造的な学校風土の醸成につながる。そのため、校長の考えや思いを分かりやすく具体的に伝えるなど、教職員と十分なコミュニケーションを取ることで信頼関係を築くとともに教職員の意識改革を図り、全体が切磋琢磨し、学び合うことのできるチーム学校をつくることが望まれる。

また、様々な教育課題に積極的かつ柔軟に対応するためには、課題を適切に把握して具体的な手立てを講じることや家庭及び地域社会と連携することが重要である。校長には、学校経営に対して適切に説明責任を果たすとともに、学校・家庭・地域をコーディネートする調整力を発揮し、連携・協働により学校づくりを推進することが期待される。

本分科会では、校長の示す学校経営ビジョンの実現を図るための活力ある組織づくり及び、組織を積極的に経営していくための具体的方策と成果を明らかにする。

## 研究の視点

**(1) 学校経営ビジョンの実現に向けた活力ある組織づくり**

全教職員が学校経営ビジョンに基づき、一丸となって教育活動に当たっていく活力ある組織をつくるためには、まず校長の明確で分かりやすい学校経営ビジョンが必要である。そして、校長が学校教育目標の達成に向けたゴールを具体的に示し、教職員全員に取り組むべき課題の共通理解を図ることが大切である。

教職員が組織の一員であるという自覚をもち、意欲的・主体的に課題解決に向けた教育活動を推進するために、校長は、教職員一人一人の状況や特徴をしっかりと捉え、個々の教職員の適材適所への配置、数年後を見据えた人材育成が求められる。また、組織を束ね、教職員が自己有用感をもち、生き生きと活躍できる組織づくりを進めなくてはならない。

このような視点に立ち、学校経営ビジョンを具現化するために、活力と実行力のある組織づくりをしていく上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

**(2) 組織を活性化させるための具体的方策の推進**

明確な学校経営ビジョンの提示と組織的に機能する教職員集団づくりを進めることが、質の高い教育の実現や教育活動の充実を図るための基盤である。組織が活性化し適切に機能するように、現状を絶えず分析・評価・改善を行い、学校経営を推進していくことが重要である。

学校経営ビジョンを教職員に周知徹底するためには、それを分かりやすく具体的に示すことや、教職員の実践に対するモチベーションを高めるような評価を行う必要がある。それにより、教職員の学校経営への参画意識の高揚を図り、学校組織の一員としての意識の向上につながる。そして、学校経営ビジョンの実現のためには、家庭や地域社会の願い、学校の教育課題を学校・家庭・地域社会で共有し、連携を機能させるコーディネーターとしての校長の役割も重要である。

このような視点に立ち、学校経営ビジョンの実現を目指して、組織を活性化させる上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

## 第2分科会「組織・運営」

### 研究課題「学校経営ビジョンの実現に向けた活力ある組織づくりと校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

人工知能(AI)、ビッグデータ、Internet of Things(IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。また、学習指導要領の改訂に関する平成28年の中央教育審議会答申においても社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきたことが指摘されたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によりその指摘が現実のものとなっている。このような中、学校教育の質を高め、多様性と柔軟性に富むものとするために、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって児童を育む「地域とともにある学校」への転換を図ることが求められている。そのために、児童に必要な資質・能力の育成のための教職員の指導体制の充実、専門性に基づくチーム体制の構築、学校のマネジメント機能の強化など様々な見直しが提言され、学校教育に対する要請がこれまでになく多様で高度なものになってきている。

したがって、主体的な学校づくりの観点から学校の裁量・権限が拡大される中で、学校の自主性、自律性の確立のためには、組織マネジメントの考え方も取り入れながら、校長のリーダーシップのもと教職員の活動を有機的に結び付けた組織的な学校運営を行う体制の整備と透明性の高い運営が必要である。

また、学校運営を担う教職員の資質・能力と意欲の向上の観点から、チーム学校としての力を生かし組織全体の総合力を高めるため、個々人の知識や経験など「知の共有化」を図ることも重要である。

さらに、個々人の力を発揮することで貢献できたという満足感を得られるようにするとともに、組織においての取組が円滑に進められるために十分なコミュニケーションを図っていくことも大切である。

校長は、副校長・主幹教諭等の職の活用も図りつつ、リーダーシップを発揮して、グローバル化や情報化などの社会の変化に的確に対応し、個性や能力の伸長をより一層重視した教育、豊かな情操や規範意識を育む教育の充実と、児童の安全管理のために、協働的・組織的な学校体制の改善を進めていかなければならない。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 学校経営ビジョンの実現に向けた活力ある組織づくり

- ・学校経営ビジョンの適確な示し方と、一人一人が自覚と意欲をもって組織を機能させる体制づくり
- ・教職員が自己有用感をもち、生き生きと活躍できる組織づくりや人材育成の在り方

##### (2) 組織を活性化させるための具体的方策の推進

- ・教職員一人一人のやる気を引き出し、学校経営への参画意識の高揚を図る取組
- ・学校・家庭・地域社会で教育課題を共有し、連携を機能させる校長のコーディネーターとしての役割

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

第3期教育振興基本計画

閣議決定 平成31年6月15日

#### 5. 教育政策推進のための基盤を整備する

目標(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

##### ○教職員指導体制・指導環境の整備

- ・質の高い教育の提供に向けた専科指導や少人数によるきめ細かな指導の充実、障害のある児童生徒や外国人児童生徒等への指導、貧困等に起因する学力課題の解消に向けた取組やいじめ・不登校等の未然防止・早期対応の強化を図り、多様な子供たち一人一人の状況に応じた教育を進めるために、平成29(2017)年の義務標準法改正による基礎定数化の着実な実施を含め、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を図る。
- ・校長のリーダーシップの下、カリキュラムや、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教諭はもとより、養護教諭、栄養教諭、事務職員、心理や福祉、法律相談等の専門家(専門スタッフ)等の多様な人材が、それぞれ異なる専門性を生かし、連携・分担して子供たちに必要な資質・能力を身に付けさせることができる学校(チームとしての学校)の実現に向け取り組む。
- ・課題を抱えた児童生徒に対し、教師と連携・分担しながらチームで支援を行うことができるよう、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)等の専門スタッフの資質向上・配置促進や、各地方公共団体において、専門スタッフが力を発揮できる研修や事例の共有を促進する。平成31(2019)年度までに、原則として、SCを全公立小中学校に配置するとともに、SSWを全中学校区に配置し、それ以降は、配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。また、SSW等の育成の在り方について、福祉関係者等との意見交換等を通じて、引き続き検討を行う。加えて、法的側面からのいじめ予防教育や児童生徒を取り巻く問題についてアドバイスを行う法的専門家であるスクールロイヤーの配置の在り方について検討を行う。
- ・スポーツ・文化指導に係る専門性を有し、教師と連携して部活動を支え、大会引率も可能な部活動支援の配置を行う。新たな教育や、いじめ等の課題に対応するための指導体制の在り方などに対する教育政策の効果を評価する実証研究を推進する。
- ・新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に向け、中央教育審議会における検討も踏まえながら、業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策に取り組むとともに、必要な環境整備を行う。また、学校が作成する計画等や組織運営の在り方についての見直しを進めるとともに、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置を講ずる。あわせて、教育委員会をはじめとした教育関係者における、学校における働き方改革に係る取組を促進する。

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会(第3回)・教員免許更新制小委員会(第4回)合同会議資料

学校管理職を含む新しい時代の教職員集団の在り方の基本的考え方

令和3年8月4日

新たな時代における教師・教職員集団の持続的な成長の在り方

—前回特別部会の審議のポイント—

経験を振り返ることを基礎とした学びと他者との対話から得られる学び

教師・教職員集団の持続的な成長に向けて、急激な変化に対応できるための教師の「学び」が組織的に行われるような環境づくりが求められる。その際、学校における働き方改革や業務

改善、協働性・心理的安全性を確保した職場環境づくりにより、学ぶための資源である、「学ぶ時間」や「学ぶマインド」を確保していくことを大前提に、教師が「経験を振り返ることを基礎とした学び」と「他者との対話から得られる学び」が重要な役割を果たすと考えられる。

「経験を振り返ることを基礎とした学び」は、OJT や校内研修、授業などの学校現場での学びであり、教師の持続的成長の中核となるものである。「他者との対話から得られる学び」は、教師の同僚性を生かした校内研修や授業研究などの教師同士の学び合いと、学校管理職やリーダーとの面談等によって、客観的なコメントや助言、気づきなどから得られるものである。自律した研修組織としての学校の在り方（学び合いのコミュニティ・同僚性）

校外講習の受講や自己研鑽を含めた教師個人の研修と、校内研修などの学校（教職員集団）全体の機能強化・充実が、有機的に組み合わせることで、学校の教育力向上が図られる。大量退職に伴う大量採用期を経て全国的に教員組織の若返りが進む中、校内研修や授業研究などの日常のかつ組織的な学びの場の重要性はさらに高まっている。こうした学校自体を、教師の学びのコミュニティと捉えて、自律的な研修組織として機能させていくことが重要であり、その推進役となる学校管理職やリーダーの果たす役割が大きい。教師が学校組織で働く中で、自らが成長実感をもって、学校教育活動に当たることが重要である。

学校管理職（特に校長）に求められる資質能力 — これまでの整理の振り返り—

「学校組織マネジメント研修モデル・カリキュラム」においては、以下の通り管理職の役割が示されている。これを基礎としながら、今日の学校教育を巡る状況も踏まえ、校長の役割と必要な資質能力を再整理してはどうか。

管理職に期待される4つの役割と校長に期待される具体的な役割行動（例示）

#### 1. 学校ビジョン構築

学校教育目標の実現に向けて、学校の中期・短期（年度）双方の視点から、取り組むべき重点事項を明確にし、実現のシナリオを描く役割。

- ・学校の中期的なビジョンを具体的に描く
- ・特色ある学校づくりの方向性を示す
- ・学校の置かれた状況を多面的に把握し、教職員に発信する
- ・教育成果の向上に向けた、リスクを恐れないビジョンを構築する

#### 2. 環境づくり

学校教育目標の実現に向けて、学校内外の「人的資源」「物的資源」「資金的資源」「情報的資源」「ネットワーク資源」を最も効果的に活かすため、学校の組織づくりや環境整備をする役割。

- ・学校での教育成果をあげるための担任・校務等の組織づくりをする
- ・教職員の自律性や創意工夫を生かす仕組みをつくる
- ・部会、委員会、校務の各部やチームの役割を明確にする
- ・教頭との率直な議論により、学校全体の運営を検討する
- ・教職員とのコミュニケーションを図り、お互いの意思疎通を図る

#### 3. 人材育成

学校の各種活動を通じて、自らと教職員の能力を向上させ、人としての成長を促進させる役割。

- ・教職員の能力向上のための機会としくみをつくる
- ・適宜、配慮ある指導アドバイスをする
- ・教育者としての姿勢について体現することによって指導する（校長のうしろ姿を見せる）
- ・教職員に対するメンタルヘルスにも配慮する
- ・教頭を将来の校長として育成する

#### 4. 外部折衝

学校の各種活動を効果的・効率的に進めるため、学校外部に理解を求め、外部との協働ネットワークを築く役割。

- ・学校教育の課題解決に向け、教育委員会と連携して取り組む
- ・地域住民や保護者に対して、学校の方針などのメッセージを発信する
- ・自校の課題に応じて他校などの情報を収集し、取捨選択の上で、学校運営に生かす
- ・外部とのさまざまな調整の最終責任者として自覚する

※文部科学省マネジメント研修カリキュラム等開発会議「学校組織マネジメント研修—これからの校長・教頭等のために—（モデル・カリキュラム）」（平成16年3月）を基に作成

#### — 最近の動き —

都道府県教育委員会等が定める学校管理職の教員育成指標の多くで、特に以下の事項等が共通して求められている。

- ・学校の置かれた状況や教育課題の把握と明確な経営ビジョンの提示、それらを踏まえたカリキュラム・マネジメントの実施
- ・目標達成に向けた適切な校務分掌の設定など組織体制の整備
- ・地域や家庭、関係機関との連携のためのコミュニケーション
- ・危機管理体制の構築
- ・良好な職場環境の確保・業務改善の推進
- ・適切な人事評価や指導・助言、研修やOJTの推進を通じた人材育成
- ・管理職としての責任感、向上心等
- ・国や県、市町村の教育施策の理解

近年の中央教育審議会の答申などにおいては、特に以下について学校管理職に必要な資質として指摘されているところである。

- ・支援スタッフ、事務職員など多様な人材の一層の活用や、教員の業務分担・組織体制の見直し、ミドルリーダーとなる教員の活躍の促進等により学校における働き方改革を進める学校組織マネジメントの能力
- ・教職員のみならず地域住民や保護者等ともビジョンを共有し、彼らの力を学校運営に生かし、地域との連携・協働を推進していく意識と能力

## 令和3年度 文部科学白書 文部科学省

### 第4章 初等中等教育の充実

#### 第12節 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導體制の整備

##### 2 学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築

###### (3) チームとしての学校の実現に向けて

子供を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、こうした課題に対応していくためには、組織として教育活動に取り組む「チームとしての学校」体制を創り上げ、学校の機能を強化していくことが必要です。また、学校における働き方改革を進めるためにも、教師でなければできない業務以外の多くの仕事を教師が担っている現状を抜本的に変えるとともに、教師の業務についても負担軽減を図ることが必要であり、多様な人材との連携を進め、この「チームとしての学校」を実現することも重要です。文部科学省では、平成27年12月に中央教育審議会に取りまとめられた「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」等を踏まえ、引き続き、「チームとしての学校」の実現に取り組んでいきます。

教師が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むためには、指導體制の充実が必要です。加えて、心理や福祉等の専門性を有するスタッフについて、学校の職員として、職務内容等を明確化し、質の確保と配置の充実を進める必要があります。平成29年4月にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動の引率等を単独で行うことができる部活動指導員を、令和3年8月には、教員の業務の円滑な実施に



必要な支援に従事する教員業務支援員を法令上に位置づけました。文部科学省としては、その配置に係る支援を行うことで、配置を促進しています。

また、専門性に基づく「チームとしての学校」が機能するためには、校長のリーダーシップが重要であり、学校のマネジメント機能を今まで以上に強化していくことが求められます。そのためには、優秀な管理職を確保するための取組や、事務機能の強化など校長のマネジメント体制を支える仕組みを充実することが求められており、引き続き、取組を進めていきます。また、平成29年4月には、学校事務職員がより主体的・積極的に校務運営に参画することを目指し、その職務規定を見直したほか、学校の事務機能強化を推進するため、共同学校事務室の制度を法令上明確化しました。

さらに、教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするためには、人材育成の充実や業務改善の取組を進めることが重要です。具体的には、人事評価結果の処遇や研修への適切な反映や、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置充実等に取り組んでいきます。また、学校における働き方改革の推進にも「チームとしての学校」の実現は重要であるため、業務の役割分担・適正化や多様な主体との連携、必要な人材の確保等、「チームとしての学校」の機能強化に着実に取り組んでいきます。

## 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）

中央教育審議会 令和3年1月26日

### 4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

#### (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 学校が様々な課題に対処し、学校における働き方改革を推進するためには、従来型のマネジメントの下、学校の有するリソースだけで対処するには限界がある。校長のリーダーシップの下、組織として教育活動に取り組む体制を整備することが必要である。その際、校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内、あるいは学校外との関係で、「連携と分担」による学校マネジメントを実現することが重要となる。
- 学校内においては、教師とは異なる知見を持つ外部人材や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフなど、多様な人材が指導に携わることができる学校を実現することが求められる。また、教師同士の関係においても、校長のリーダーシップの下、教師が担う業務の適正化や、校内の各種委員会の整理・統合等の学校の組織体制の在り方を見直すことを通じて、教師が児童生徒としっかりと向き合い、教師本来の業務に専門性を発揮できるようにするとともに、学級担任、教科担任等の役割を適切に分担し、学校組織全体としての総合力を発揮していくことが求められる。
- また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置が努力義務であることを踏まえ、また、地域学校協働本部の整備により、保護者や地域住民等の学校運営への参加・参画を得ながら、学校運営を行う体制の構築を図り、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整えていくことが必要である。
- その他、学校が家庭や地域社会と連携することで、社会とつながる協働的な学びを実現するとともに、働き方改革の観点からも、保護者やPTA、地域住民、児童相談所等の福祉機関、NPO、地域スポーツクラブ、図書館・公民館等の社会教育施設など地域の関係機関と学校との連携・協働を進め、学校・家庭・地域の役割分担を文部科学省が前面に立って強力に推進することで、多様性のあるチームによる学校とし、「自立」した学校を実現することが必要である。
- その実現に向けては、教育課程と関連付けることが求められており、新学習指導要領を踏まえ、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること（カリキュラム・マネジメント）が重要である。

## 分科会の趣旨

Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方が急激に変容する中、学校教育には、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

校長は、変化する時代の潮流や近未来的な課題と教育の役割を踏まえ、経営方針を明確にして、教育活動を展開する必要がある。そして、児童がよりよい教育活動等を享受できるよう、絶えずその評価と改善を進めていかなければならない。

学校評価においては、自己評価、学校関係者評価、第三者評価の三つの手法による評価が定着しているが、これは学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすものであり、教育活動の自律的・継続的な改善に役立ち、説明責任を果たすなどの実効性のあるものとして機能することが重要である。また「社会に開かれた教育課程」の実現のためにも、家庭や地域・関係機関と論議し、共通理解を形成していく必要がある。

一方、人事評価は、教職員の資質能力の向上と学校の活性化を図り、その成果を児童に還元することを目的とし、「能力評価」と「業績評価」にて行われているが、校長は評価者として教職員への適切な指導と対話を重ね、各自の意識変革や能力開発を促し、個々の人事評価が学校の組織全体の成長発展につながるよう取り組むことが重要である。

本分科会では、教育を巡る状況と子どもの未来をしっかりと見据えた学校経営の在り方について考え、学校評価と人事評価をツールとした組織マネジメントの改善等を通して、学校における教育の改革を着実に推し進め、学校教育の充実を図るための具体的方策と成果を明らかにする。

## 研究の視点

## (1) 学校経営の組織的かつ継続的な改善に向けた学校評価の充実

学校が保護者や地域住民から信頼される組織となるためには、明確な経営ビジョンを策定し、教育活動の取組の過程や学校教育目標への達成状況を点検・評価していくことが大切である。

学校評価は、展望をもった目標と計画を策定し、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実践を吟味し、経営改善に生かしていくものである。また、その結果を保護者や地域に公表し、適切な説明責任を果たしていくためのツールでもある。併せて保護者や地域住民の評価活動への参画を通して、地域に開かれた学校としての信頼を得ることも重要である。

このような視点に立ち、学校教育目標の実現を図るための学校評価を、組織的かつ継続的な学校経営の工夫・改善のツールとして効果的・実効的に活用する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

## (2) 教職員の資質・能力の向上に向けた人事評価の工夫

教職員が意欲をもって、それぞれの専門性を生かし、自らの職責を果たすことができるようにするためには、一人一人の教職員の能力や業績を適正に評価し、適切に人事や処遇等に反映することが極めて重要である。

また、人事評価は、学校の組織の活性化に資するとともに、その成果が児童に還元されることを目的として実施される必要がある。

人事評価を行うに当たって、校長は、個々の教職員のキャリアステージに応じた資質・能力の育成を図るという人材育成の視点のもと、計画的・継続的に行うとともに、評価の信頼性を高めるため、評価基準や評価方法の提示、授業観察や観察後の指導、校務の取組状況の把握等の具体的方策を示すことが重要である。

このような視点に立ち、学校教育目標の実現を図るため、教職員の人事評価を人材育成の工夫・改善に効果的に生かす上での、校長の果たすべき役割と指導性を具体的に究明する。

### 第3分科会 「評価・改善」

#### 研究課題 「学校教育の充実を図るための評価・改善の推進と校長の在り方」

##### 1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。

このような状況の下、令和時代の始まりとともに、「学習指導要領の全面実施」「学校における働き方改革」「GIGA スクール構想」という、学校教育にとって極めて重要な取組について進展させることが求められるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による甚大な影響に対応するための、ICT 環境を最大限に活用した学びの保障やカリキュラム・マネジメントの展開など、新たな時代への学び（学びのイノベーション）に向けた、学校経営の改革に積極的に取り組んでいく必要がある。

学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、児童がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保証を図ることはますます重要となる。また、学校運営の質に対する保護者等の関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解をもつことにより相互の連携協力の促進が図られることが期待される。

これらのことから、学校の教育活動やその他の学校運営の状況について適切に評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図ること、及び、評価結果等を広く保護者等に公表していくことが求められる。

さらに学校は、時代の変化に伴い様々な教育課題の解決を求められており、その教育力を一層充実させなければならない。そのためには、何より子どもの教育に直接携わる教職員がその力を最大限発揮することが重要であり、その意欲を一層高め、資質・能力の向上に努めるとともに、校長を中心に教職員が相互に連携・協働して組織として学校教育目標の達成や課題解決に向けた取組を進めていく必要がある。

このような背景から、平成26年6月に地方公務員法が改正され、学校職員人事評価制度が導入された（平成28年4月施行）が、地方公務員法で導入される人事評価制度は、能力・業績の両面から評価するものであり、評価基準の明示や自己申告、面談、評価結果の開示等の仕組みにより客観性等を確保し、人材育成にも活用することが重要である。

人事評価を行うに当たっては、校長が、教員の授業を見たり、校務の取組状況等を把握したりすることが重要であり、その際、校長は、人材育成の視点を持ち、個々の教職員のキャリアステージに応じて目指すべき姿を具体的に提示し、適時、適切なフィードバックを行うことが重要である。学校職員人事評価制度は、こうした観点に立って、教職員の資質・能力の向上と意識改革を図り、学校の活性化や教育活動の改善に結び付けていかなければならない。

校長は、学校教育目標の達成のために、学校職員人事評価制度と学校評価制度、二つの制度の有機的な連携を図り運営に生かされるように進めていく必要がある。

##### 2 「研究課題」を究明する視点

###### （1）学校経営の組織的かつ継続的な改善に向けた学校評価の充実

- ・学校評価における評価システムの活性化と評価内容や評価方法の創意工夫
- ・学校教育目標の実現に向けた教育活動全体の改善や学校運営と組織の改革

###### （2）教職員の資質・能力の向上に向けた人事評価の工夫

- ・人材育成における校長の指導性と意欲を高める人事評価を生かした学校経営の推進
- ・個々の教職員のキャリアステージに応じた資質・能力の向上

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

#### 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）

中央教育審議会 令和3年1月26日

- 人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。  
また、学習指導要領の改訂に関する平成28（2016）年の中央教育審議会答申においても、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきたことが指摘されたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、その指摘が現実のものとなっている。
- このように急激に変化する時代の中で、我が国の学校教育には、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

#### 学校評価ガイドライン[平成28年改訂]

文部科学省 平成28年3月22日

#### 学校評価の必要性と目的

- 学校の裁量が拡大し、自主性・自律性が高まる上で、その教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うことにより、児童生徒がより良い教育活動等を楽しめるよう学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保証を図ることが重要である。また、学校運営の質に対する保護者等の関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たすとともに、学校の状況に関する共通理解を持つことにより相互の連携協力の促進が図られることが期待される。  
これらのことから、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校及び設置者等が学校運営の改善を図ること、及び、評価結果等を広く保護者等に公表していくことが求められる。
- このことから、学校評価は以下の三つを目的として実施するものであり、これにより児童生徒がより良い教育活動等を楽しめるよう学校運営の改善と発展を目指すための取組と整理する。
  - ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
  - ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
  - ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

#### 学校評価に関する規定

##### ○学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

##### ○学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

### **教職員評価との関係**

#### **（目標管理型の評価制度としての共通性と相違点）**

- 一般に、教職員評価では、各学校の目標等をもとに、教職員一人一人が目標設定を行い、その目標の達成度を評価する目標管理型の評価制度を目指すものが多い。各学校の目標設定を出発点とする点で、このような教職員評価は学校評価と共通している。
- しかしながら、教職員評価が適切な人事管理や個々の教職員の職能の開発を目的とし、その結果は公表になじまないものであるのに対し、学校評価では、組織的活動としての学校運営の改善を目的とし、その結果を公表し、説明責任を果たすこととしているため、両者は、その目的が大きく異なる。

#### **（外部アンケート等の活用）**

- 「教職員評価」の用語は多義的であるが、例えば、
  - ① 地方公務員法等に基づき法律上の義務として行われる教職員の人事評価であって、その評価の結果に基づき人事・給与等の処遇が行われるようなもの
  - ② 授業観察を通じて教員がわかりやすい授業に取り組んでいるかどうかや、割り当てられた校務分掌を適切に処理しているかなどの教職員の取組を検証することにより、教職員が抱える課題の発見や今後の改善につなげるためのものなど、様々な類型があり得る。
- 学校評価は、学校という機関の、組織としての教育活動やマネジメントの状況の評価して、教職員の気づきを喚起し学校運営の改善を促すために行うものである。その一環として、例えば授業の理解度等について児童生徒等の状況を把握し、その結果を踏まえ、学校全体として授業法に関する研修等の取組や適切な校務分掌等を促すなど、評価結果を組織の活性化のために適切に活用することが期待される。更に、場合によっては特定された個々の教職員の取組の改善に向けて学校として組織的にサポートしていくことも考えられる。  
同時に、この点において、学校評価と教職員評価等はその手法や内容の一部について共通する面を有している。
- 一方、人事評価としての教職員の評価は、個々の教職員について多面的な評価を行い、その結果を日ごろの服務監督や人事権者による人事・給与などの処遇に反映することを目的としており、学校の組織としての状況の把握や改善を目指すものではない。
- このことから、例えば、学校評価の一環として行われた外部アンケート等の結果について、前に述べた学校における取組のみならず、学校から報告を受けた教育委員会において、教職員の研修の必要性の判断や指導を行う際などに活用することも考えられる。しかし、学校評価と教職員の評価はそもそも目的が異なっており、手法や内容等についても異なる面が多いことから、教職員の人事評価として用いることを前提にその一人一人に至るまで保護者・児童生徒による厳密な授業評価等を行うことは、それは教職員の人事評価として行うものと切り分けて整理することが適当である。

## **学校職員人事評価制度（市町村立学校用）手引き**

**北海道教育委員会（平成30年4月改訂）**

### 1 学校職員人事評価制度の導入背景

- 時代の変化に対応して各学校においても様々な教育課題の解決を求められており、学校はその教育力を一層充実させなければなりません。
- そのためには、何より児童生徒の教育に直接携わる学校職員がその力を最大限発揮することが重要であり、その意欲を一層高め、資質能力の向上に努めるとともに、組織体である学校の活性化に向け、校長を中心に学校職員が相互に連携・協働して学校の教育目標の達成や課題解決に向け取組を進めていく必要があります。

○ また、学校教育は、保護者や地域社会の信頼の上に成り立つものであるため、その連携を深め、信頼される学校づくりを進めていくことが求められています。

○ こうした中、学校職員評価制度が平成20年度から実施されておりますが、平成28年4月から地方公務員法が改正され、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとされました。そのため、現在実施している学校職員評価制度を地方公務員法の改正の内容に基づき、学校職員人事評価制度として、必要な見直しを行うこととしたところです。

## 2 学校職員人事評価制度の目的及び方向性

○ 学校職員評価制度は、学校職員の資質能力の向上と学校の活性化に資するものとして導入し、その成果が児童生徒に還元されることを目的として実施されてきたところです。

この度の地方公務員法の改正に伴い、学校職員人事評価制度として必要な見直しを行い、これまでの目的に加え、評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとしますが、従来の学校職員評価制度と同様に次の観点に基づき、実施します。

学校職員人事評価制度の方向性として、これまでと同様に次の4つの観点を制度に反映させます。

- ① 学校教育目標の達成に向けた協働促進の観点      ② 意欲の向上促進の観点  
③ 資質能力の向上促進の観点      ④ 信頼される学校づくりを支える観点

### (1) 学校教育目標の達成に向けた協働促進の観点

○ 現在、学校は、地域の期待を受け、学校の伝統を尊重しながら、未来へ向けて特色ある学校づくりを進めており、それぞれ学校の独自の教育目標を設定し、学校が抱える課題の解決に向けて努力を重ねています。このようなことから、それぞれの学校の置かれている状況を十分反映しながら、教育目標の達成や課題の改善につながる制度として、学校職員人事評価制度を実施します。

○ また、学校教育活動は多岐にわたっており、学校においては、学校職員一人一人がそれぞれの役割を果たすとともに連携・協働して教育活動を行うことが求められており、学校職員人事評価制度は学校の教育目標の達成のため学校職員の協働の促進を視野に入れて実施します。

### (2) 意欲の向上促進の観点

○ 学校の活性化や学校職員の資質・能力の向上のためには、何よりもまず個々の学校職員の意欲の一層の向上を図ることが大切です。学校職員人事評価制度は学校職員を励ますものであり、評価が意欲につながる制度である必要があります。

○ 学校職員の意欲を一層高めていくためには、何よりも個々の学校職員の努力や成果を適切に評価することが大切です。

○ 目標達成のため、様々な努力を行い、その結果、成果を上げている学校職員と着実な成果を上げることができない学校職員が同様の評価、取扱いを受け、その努力や成果が適正に評価されない状況があれば、学校職員の志気に悪影響を及ぼすとともに保護者や地域社会等の理解も得られません。

○ 評価に当たっては、学校職員の意欲を高めるという観点から、成果だけでなく、結果を生み出すに至った要因（能力など）や過程（努力など）についても把握することが大切です。

○ 評価は、公正、公平、妥当であることはもとより、透明性の高いものであることが大切であり、その内容が個々の学校職員へ適切にフィードバックされることによって、学校職員を指導・評価する立場にある校長等と、学校職員との信頼関係が育ち、学校職員の意欲の向上につながるものでなければなりません。

### (3) 資質・能力の向上促進の観点

○ 学校職員の評価は、個々の学校職員の具体的な資質・能力の向上につながる制度でなければなりません。

○ 学校職員が資質・能力を向上させるためには、自己目標や目標達成のための取組方法等を設定し、「計画(Plan)→実践(Do)→評価(Check)→改善(Action)」のサイクルの中で、年代や職能に応じて、意識的計画的に研修を行うことが必要ですが、そのためには、自らの能力や課題を常に認識することが大切です。

○ 期待される資質・能力は、その学校が抱える課題や学校職員個々の役割などにより異なり、能力開発を行うにも、学校職員一人一人の評価を行い、その結果をフィードバックして、本人が

自己の能力を認識した上で資質能力の向上に取り組むことが大切です。

(4) 信頼される学校づくりを支える観点

- 学校教育は保護者や地域社会の信頼の上に成り立つものであり、学校職員の人事評価制度は、学校評価制度と相まって、説明責任を明らかにできるものであることが求められます。また、学校全体の取組がなければ、一人一人評価しても全体の力とはなりません。
- 学校評価制度は、学校の教育活動その他学校運営の状況について、自己評価や外部評価を行うとともにその結果を公表し、評価結果に基づいて学校運営の改善を行っていかうとするものです。
- 学校職員人事評価制度は、学校の教育目標を職員に示し、目標管理手法を導入しながら学校職員の評価を行い、その結果をフィードバックして学校職員の資質能力の向上や学校の活性化を図ろうとするものであり、学校の教育目標の達成のためには、二つのシステムが有機的に連携して運営されることが望まれます。

第3章 教育課程の編成及び実施

第5節 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等

① カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け（第1章第5の1のア）

ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

本項は、カリキュラム・マネジメントを、校長の方針の下に、全教職員の適切な役割分担と連携に基づき行うとともに、学校評価と関連付けて行うことを示している。

カリキュラム・マネジメントは、本解説第3章第1節の4において示すように、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えて組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくものである。カリキュラム・マネジメントの実施に当たって、「校長の方針の下に」としているのは、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項とともに、校長が定める校務分掌に基づくことを示しており、全教職員が適切に役割を分担し、相互に連携することが必要である。その上で、児童の実態や地域の実情、指導内容を踏まえて効果的な年間指導計画等の在り方や、授業時間や週時程の在り方等について、校内研修等を通じて研究を重ねていくことも重要であり、こうした取組が学校の特色を創り上げていくこととなる。

また、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの取組は、学校が担う様々な業務の効率化を伴ってより充実することができる。この点からも、「校長の方針の下」に学校の業務改善を図り、指導の体制を整えていくことが重要となる。

次に、各学校が行う学校評価は、学校教育法第42条において「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる」と規定されており、教育課程の編成、実施、改善は教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、教育課程を中心として教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントは学校評価と関連付けて実施することが重要である。

学校評価の実施方法は、学校教育法施行規則第66条から第68条までに、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告について定めるとともに、文部科学省では法令上の規定等を踏まえて「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（平成28年3月文部科学省）を作成している。同ガイドラインでは、具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断するべきことではあるが、その設定について検討する際の視点となる例が12分野にわたり示されている。カリキュラム・マネジメントと関連付けて実施する観点からは、教育課程・学習指導に係る項目はもとより、当該教育課程を効果的に実施するための人的又は物的な体制の確保の状況なども重要である。

各学校は、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、その重点目標を達成するために必要な項目・指標等を精選して設定することが期待され、こうした例示も参照しながら各教科等の授業の状況や教育課程等の状況の評価し改善につなげていくことが求められる。

## Ⅱ 教育課程

### 第4分科会 知性・創造性

### 研究課題 知性・創造性を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方

#### 分科会の趣旨

Society 5.0 時代が到来しつつあり、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、学校は、子どもたちに「生きる力」を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識や技能の習得、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の育成に向けての教育課程を編成していくことが求められている。さらに、子どもたちが主体的に目標を設定し、個別最適な学びや多様な他者との協働的な学びを進めることができる創意ある教育課程の編成・実施・評価・改善を進め、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」にしていくことも求められている。

こうした状況の中で学校においては、家庭や地域と連携・協働して、子どもたちが社会の変化に主体的に関わり、課題解決を図る知性・創造性を発揮できるようにするとともに、より多様化が進む子どもたちを誰一人取り残すことなく、その資質・能力を育成することが求められている。

そこで、校長は、教育課程を編成し、その成果と課題の把握に努め、その結果をもとに、教育課程の改善を図り、これからの時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育成する創意ある教育の推進に向けて積極的に取り組むことが重要である。そのためには、教育課程のPDCAサイクルの確立や地域などの外部資源の効果的な活用等、社会に開かれた創意ある教育課程にしていくためのカリキュラム・マネジメントが求められる。

本分科会では、校長のリーダーシップの下、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、新しい社会を切り拓くための知性・創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善についての具体的方策と成果を明らかにする。

#### 研究の視点

#### (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進

学習指導要領では、子どもたちが学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進を目指している。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けては、児童の学習状況を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるよう、学習評価の在り方を改善し、指導と評価の一体化を図る必要がある。

このような視点から、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を推進するための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

#### (2) 知性・創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善

子どもたちに今日的な課題を克服していく力を身に付けることができるようにするためには、全教職員が子どもたちに育成すべき資質・能力について共通理解を深めるとともに、そのために必要な学習指導の工夫や教材の開発、ICTの効果的な活用などについて協働して取り組み、実践の結果を基に教育課程の見直しを常に図っていく仕組みを確立する必要がある。

そのために校長は、知性・創造性を育むための教育課程編成上の課題を明確にし、家庭や地域と連携・協働を図り、絶えずより望ましい学習活動等の充実・改善を図ることが大切である。

このような視点から、知性・創造性を育む教育課程を編成・実施・評価・改善していくための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。



## 第4分科会 「知性・創造性」

### 研究課題 「知性・創造性を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society 5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。こうした構造的な変化の中で、より多様化が進む子どもたちを誰一人取り残すことなく、その資質・能力を育成することが求められている。そのためには、子どもたちの現状や課題を踏まえつつ、時代の変化を見極め、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付け、何ができるようになるのかを明確にしておくことが重要となってくる。特に、新しい社会を切り拓いていく子どもに育てるために、どのような社会になっても自分のよさと可能性を信じ、他者と協働しながら主体的に課題解決を図り、よりよい人生や社会を創り出すための、知性や創造性の育成に力を入れていくことが重要である。

そこで、現行の学習指導要領の改訂における基本方針では以下のように述べている。（平成28年8月1日中央教育審議会教育課程企画特別部会資料より）

○教育基本法や学校教育法が目指す普遍的な教育の根幹を踏まえ、グローバル化の進展や人工知能(AI)の飛躍的な進化など、社会の加速度的な変化を受け止め、将来の予測が難しい社会の中でも、伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を子供たち一人一人に確実に育む学校教育を実現。“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」を実現。

○AIも学習し進化する時代において、人間が学ぶことの本質的な意義や強みを問い直し、これまで改訂の中心であった「何を学ぶか」という指導内容の見直しに加えて、「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」の視点から学習指導要領を改善。

○持続可能な開発のための教育（ESD）等の考え方も踏まえつつ、社会において自立的に生きるために必要な「生きる力」を育むという理念のさらなる具体化を図るため、学校教育を通じてどのような資質・能力が身に付くのかを、以下の三つの柱に沿って明確化。

①生きて働く「知識・技能」の習得

②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成

③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の涵養

このようなことを踏まえ校長は、主体的・対話的で深い学びに向けて、児童の学習状況を的確に捉え、授業改善を図るとともに、児童が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるための学習評価の在り方を改善し、指導と評価の一体化を図る必要がある。また、よりよい学校教育を通してよりよい社会をつくるという目標を学校と社会が共有し、新しい社会を切り拓くために必要な知性と創造性を育むためのカリキュラム・マネジメントの実施を促進していかなければならない。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進

- ・資質・能力を育むために学びの質に着目し、過程を重視した学習の充実
- ・指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かす学習評価の充実

##### (2) 知性・創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善

- ・学習の内容と方法を重視し、学びの過程を質的に高めていく教育課程の編成・実施
- ・教育課程を軸に学校教育の評価・改善の好循環を生み出すカリキュラム・マネジメントの充実

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

令和3年度 文部科学白書

文部科学省

#### 第4章 初等中等教育の充実 第1節 学習指導要領が目指す教育の実現

##### 1 学習指導要領について (1) 学習指導要領の基本的な考え方

##### ④各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

教育課程は学校におけるあらゆる教育活動を支える基盤となるものであり、教育課程に基づく教育活動をより効果的に実施していく観点から学校の組織運営がなされる必要があります。このことを踏まえ、学習指導要領では、教育課程に基づき組織的・計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていく「カリキュラム・マネジメント」に努めるものとするについて次の三つの側面を示しました。

- ・教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てること
- ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図ること

各学校においては、管理職のみならず全ての教職員がカリキュラム・マネジメントの必要性を理解し、適切に役割分担をして相互に連携するとともに、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置付けを意識しながら取り組むことが重要です。

##### ⑤教育内容の主な改善事項

###### (ア) 言語能力の確実な育成

言葉は、学校という場において子供たちが行う学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものです。したがって、言語能力の向上は、学校における学びの質や、教育課程全体における資質・能力の育成の在り方に関わる課題であり、ますます重視していく必要があります。学習指導要領においては、言語能力を支える語彙の段階的な習得も含め、発達の段階に応じた言語能力の育成が図られるよう、国語科を要としつつ教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組を進めることとしています。

###### (イ) 理数教育の充実

次代を担う科学技術系人材の育成や国民一人一人の科学に関する基礎的素養の向上を図るため、理数好きな子供を増やしていくことや子供の才能を見いだし伸ばしていくことが重要です。学習指導要領においては、算数・数学、理科で育成を目指す資質・能力を明確化し、日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などの充実により学習の質を向上させることとしています。

###### (ウ) 伝統や文化に関する教育の充実

国際社会で活躍する日本人の育成を図るためには、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、その良さを継承・発展させるための教育を充実することが必要です。このため、学習指導要領においては、我が国の言語文化、県内の主な文化財や年中行事の理解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導を通して、我が国の伝統や文化についての理解を深める学習の充実を図っています。

###### (エ) 道徳教育の充実

学校教育では、心と体の調和のとれた人間の育成を目指して、子供たちの発達の段階に応じた道徳教育を展開することとしています。

小学校では平成30年度、中学校では令和元年度から「特別の教科 道徳」が全面実施され、高等学校では、平成30年3月に公示した学習指導要領において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定するとともに、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記しました。

これを踏まえ、文部科学省では、各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、研修の実施や地域教材の活用など、各学校や地方公共団体等の多様な取組を支援するとともに、授業動画等を紹介する「道徳教育アーカイブ」の内容の充実を図っています。

###### (オ) 体験活動の充実

生命や自然を大切にする心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校において、自然体験活動や集団宿泊体験、奉仕体験活動といった様々な体験活動を行うことは極めて有意

義です。学習指導要領においては、生命の有限性や自然の大切さなどを実感するための体験活動の充実や自然の中での集団体験活動、職場体験を重視するといった 体験活動の充実を進めることとしています。

#### (カ) 外国語教育の充実

学習指導要領では、外国語教育の更なる改善・充実のため、「外国語を使って何ができるようになるか」という観点から、小・中・高等学校を通じた五つの領域（「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り〕」「話すこと〔発表〕」「書くこと」）別の目標を設定しています。

小学校では、中学年から「聞くこと」、「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」の音声面を中心とした三つの領域を学習しています。この外国語活動を通じて外国語に慣れ親しみ、外国語学習への動機付けを高めた上で、高学年から発達段階に応じて「読むこと」、「書くこと」を加え、教科として学習を行っています。中学校では、小学校での学びを踏まえ、五つの領域の言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を育成することを目指しています。生徒が英語の触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、高等学校と同様に、授業を英語で行うことを基本としています。また、高等学校では、五つの領域別の言語活動及び複数の領域を結び付けた統合的な言語活動を通して、五つの領域を総合的に育成する科目群として「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を設定し、「英語コミュニケーションⅠ」を共通必修科目とするとともに、発信力の強化に特化した科目群として「論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を設定しています。

#### (キ) 情報活用能力の育成

学習指導要領では、「情報活用能力」を、言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられ、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを通じて、教育課程全体で育成するものとしています。また、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの ICT 環境を整備し、これらを適切かつ効果的に活用した学習活動の充実に配慮することとしています。

情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報の収集・整理・発信・共有等を行うことができる力であり、さらに情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものです。これを確実に育んでいくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要です。

## 2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開（第 1 章第 1 の 2）

### (1) 確かな学力（第 1 章第 1 の 2 の (1)）

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮すること。

教育基本法第 2 条第 1 号は、教育の目的として「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養う」ことを規定し、学校教育法第 30 条第 2 項は、小学校教育の実施に当たって、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」と規定している。

本項は、こうした法令の規定を受け、児童が確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養を目指す教育の充実に努めることを示している。加えて、変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を身に付けるためには、自分のよさや可能性を認識して個性を生かしつつ、多様な他者を価値のある存在として尊重し、協働して様々な課題を解決していくことが重要であることから、学校教育法第 30 条第 2 項に規定された事項に加えて、「個性を生かし多様な人々との協働を促す」ことを示し

ている。

こうした知識及び技能の習得や、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度、多様性や協働性の重視といった点は、第1章総則第1の3(1)から(3)までに示す資質・能力の三つの柱とも重なり合うものであることから、その詳細や資質・能力の三つの柱との関係については、本解説第3章第1節の3において解説している。また、確かな学力の育成は、第1章総則第3の1に示すとおり、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して実現が図られるものであり、そうした学習の過程の在り方については、本解説第3章第3節の1において解説している。

本項においては、確かな学力の育成に当たって特に重要となる学習活動として、児童の発達の段階を考慮して、まず「児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実する」ことを示しており、学習の基盤となる資質・能力の育成について第1章総則第2の2(1)において言語活動の充実について第1章総則第3の1(2)において規定されている。

加えて本項では、「家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮すること」の重要性を示している。小学校教育の早い段階で学習習慣を確立することは、その後の生涯にわたる学習に影響する極めて重要な課題であることから、家庭との連携を図りながら、宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課したり、発達の段階に応じた学習計画の立て方や学び方を促したりするなど家庭学習も視野に入れた指導を行う必要がある。

#### 4 カリキュラム・マネジメントの充実(第3章第1の4)

各学校においては、児童や学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という。)に努めるものとする。

本項は、各学校が教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことができるよう、カリキュラム・マネジメントとは何かを定義するとともにその充実について示している。

教育課程はあらゆる教育活動を支える基盤となるものであり、学校運営についても、教育課程に基づく教育活動をより効果的に実施していく観点から組織運営がなされなければならない。カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことであり、本項においては、中央教育審議会答申の整理を踏まえ次の三つの側面から整理して示している。具体的には、

- ・児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、
- ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことと定義している。

また、総則の項目立てについても、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを円滑に進めていく観点から、教育課程の編成、実施、評価及び改善の手続を踏まえて、①小学校教育の基本と教育課程の役割(第1章総則第1)、②教育課程の編成(第1章総則第2)、③教育課程の実施と学習評価(第1章総則第3)、④児童の発達の支援(第1章総則第4)、⑤学校運営上の留意事項(第1章総則第5)、⑥道徳教育に関する配慮事項(第1章総則第6)としているところである。各学校においては、こうした総則の全体像も含めて、教育課程に関する国や教育委員会の基準を踏まえ、自校の教育課程の編成、実施、評価及び改善に関する課題がどこにあるのかを明確にして教職員間で共有し改善を行うことにより学校教育の質の向上を図り、カリキュラム・マネジメントの充実にも努めることが求められる。

ア 児童や学校、地域の実態を適切に把握すること

イ カリキュラム・マネジメントの三つの側面を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

### 第3節 教育課程の実施と学習評価

#### 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

##### (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（第1章第3の1の(1)）

(1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

本項は、各教科等の指導に当たって、(1) 知識及び技能が習得されるようにすること、(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること、(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと、その際、各教科等の「見方・考え方」を働かせ、各教科等の学習の過程を重視して充実を図ることを示している。

平成26年11月20日の中央教育審議会への諮問「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」において、具体的な審議事項として、育成すべき資質・能力を確実に育むための学習・指導方法はどうか、特に今後の「アクティブ・ラーニング」の具体的な在り方についてどのように考えるかを示した。これを受けて、中央教育審議会では、我が国の学校教育の様々な実践や各種の調査結果、学術的な研究成果等を踏まえて検討が行われ、児童に必要な資質・力を育むための学びの質に着目し、授業改善の取組を活性化していく視点として「主体的・対話的で深い学び」を位置付けた。「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点は、各教科等における優れた授業改善等の取組に共通し、かつ普遍的な要素である。

児童に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取組は、これまでも多くの実践が重ねられており、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが、そうした着実に取り組まれてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないことであると捉える必要はない。また、授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童に求められる資質・能力を育むために、児童や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申において、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが求められている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

## Ⅱ 教育課程

### 第5分科会 豊かな人間性

### 研究課題 豊かな人間性を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方

#### 分科会の趣旨

情報化・グローバル化の進展、科学技術の発展や新型コロナウイルス感染症拡大予防のための「新しい生活様式」の定着等により、社会や生活が大きく変化している。このような時代の中では、自らを人との関わりの中で律しつつ、自己を確立していくことが大切である。また、他人を思いやる心や感動する心をもつ豊かな人間性を備えた人として育ち、自分らしく主体的に生きていける教育を推進していくことが肝要である。

学校には、豊かな人間性と未来を切り拓く力を育む教育活動を展開していくことが求められている。その基盤となるのが、道徳教育であり、人権教育である。

道徳教育については、自立した一人の人間として、人生を他者と共によりよく生きる人格を形成することを目指すものであり、子どもたちが夢や希望をもって未来を拓き、人間としてよりよく生きようとする力が育成されるよう指導の一層の充実を図っていかなければならない。

また、人権教育については、インターネット上での書き込みによる誹謗中傷等、新たな人権問題も多発する社会において、子どもたちに自立した人間として、生命の価値を自覚し尊重することや、人と調和して共に生きること、人の痛みや思いに共感することなどを育むことを教育活動全般の中で進めていくことが必要である。

本分科会では、校長のリーダーシップの下、道徳教育や人権教育など心の教育に関わる教育実践を推進するとともに、家庭や地域等と連携・協働した取組を実現し、人間性豊かな日本人を育成するためのカリキュラム・マネジメントの具体的方策と成果を明らかにする。

#### 研究の視点

##### (1) 豊かな心を育む道徳教育の推進

子どもたちの豊かな心の育成は、特別の教科道徳はもとより、各教科等の特質に応じて適切な指導を行うことが必要である。また、子どもたちに育むべき道徳性の内容を的確に捉えるとともに、多様で効果的な指導方法を取り入れ、豊かな心を育成する道筋を踏まえた教育活動を吟味し、展開していくことも求められている。

校長は、このような認識に立ち、未来社会に生きる子どもたちの人格形成を見据えて、規範意識や自尊感情を高め、夢や希望をもって未来を切り拓き、よりよく生きることのできる力を育む教育活動を、家庭や地域と連携しながら進めていかなければならない。

このような視点から、豊かな心を育む道徳教育を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

##### (2) よりよい社会を創る人権教育の推進

未来を築く子どもたちにとって、人が生きていく上で必要な権利を知り、あらゆる差別を許さず、文化・価値観・個性の違いこそが豊かさにつながることに認識することは、人権感覚を育むためには重要なことである。そのためには、学級をはじめ学校生活全体の中で、子どもたち自身が互いに認め合い、豊かな人間関係を構築していくことが大切である。また、子どもたちの人権感覚は、学校だけでなく家庭や地域社会を通じて育まれることから、その連携と協働が不可欠である。

このような視点から、学校や地域の実態に即し、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心等、社会を生き抜くために必要な人権感覚を育むための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

## 第5分科会「豊かな人間性」

### 研究課題 「豊かな人間性を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

将来の我が国を築く子どもたちに、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心、規範意識などの道德性の育成を図ることは、極めて重要なことであり、喫緊に取り組むべき社会的要請となっている。

しかし、近年、生命を大切にすると心や思いやりの心などの倫理観や、社会性の育成などが十分ではないとの指摘がなされている。子どもの心の成長に関わる現状を見ると、社会的環境の変化、家庭や地域社会の教育力の低下、体験の減少などを背景に、生命尊重の心の不十分さ、自尊感情の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、子どもの心の活力が弱ってきている。

第3期教育振興基本計画でも、「子供たちの豊かな情操や道德心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、個人の価値を尊重し、男女の平等を重んじる態度、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養う。」ことを求めている。

「豊かな人間性」とは

- 美しいものや自然に感動する心などの感性
  - 正義感や公正さを重んじる心
  - 生命を大切に、人権を尊重する心などの基本的な倫理観
  - 他人を思いやる心や社会貢献の精神
  - 自立心、自己抑制力、責任感
  - 他者との共生や異質なものへの寛容
- などの感性や心である。

具体的には、学校・家庭・地域それぞれの場で、意図的・計画的・総合的に取り組むことが必要である。学校教育においては、豊かな人間性と未来を切り拓く力を育む教育活動を展開していくことが求められている。その基盤となるのが、道德教育であり、人権教育であると捉えている。

- (1) 道德教育の推進—自立した一人の人間として人生を他者と共によりよく生きる人格を形成することを旨とし、人間としてよりよく生きようとする力を育成する。
- (2) 人権教育の推進—人間と生命の価値を自覚し尊重することや人と調和して共に生きること、人の痛みや思いに共感することなどを育む。

校長は、学校や地域の実態・課題の状況を十分に把握し、推進計画を策定するとともに、校長のリーダーシップの下、全校推進体制を充実させ、日常的に点検・評価を行い、さらに評価結果に基づく改善を図りながら、実践に努めなければならない。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 豊かな心を育む道德教育の推進

- ・「特別の教科 道德」の目標と内容を体系的、構造的に明確にしなが、子どもの実態把握に基づいた多様で効果的な指導方法や評価の在り方
- ・自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養う教育活動

##### (2) よりよい社会を創る人権教育の推進

- ・子どもたちが互いに認め合い、豊かな人間関係を構築していける学校づくりと家庭・地域との連携・協働の在り方
- ・教育活動全体を通じて、人権尊重の意義や内容、重要性を理解させ、人権が尊重される社会に貢献できるような資質・能力の育成

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

#### 人権教育の指導方法等の在り方について「第三次とりまとめ」

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 平成20年4月

#### 第1章 学校における人権教育の改善・充実の基本的考え方

##### 2. 学校における人権教育

##### (1) 学校における人権教育の目標（抜粋）

人権尊重の理念について、特に学校教育において指導の充実が求められる人権感覚等の側面に焦点を当てて児童生徒にもわかりやすい言葉で表現するならば、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]であるということができる。

この[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]については、そのことを単に理解するに止まることなく、それが態度や行動に現れるようになることが求められることは言うまでもない。すなわち、一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが、人権教育の目標である。

##### (2) 学校における人権教育の取組の視点（抜粋）

[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。個々の児童生徒が、自らについて一人の人間として大切にされているという実感を持つことができるときに、自己や他者を尊重しようとする感覚や意志が芽生え、育つことが容易になるからである。

とりわけ、教職員同士、児童生徒同士、教職員と児童生徒等の間の人間関係や、学校・教室の全体としての雰囲気などは、学校教育における人権教育の基盤をなすものであり、この基盤づくりは、校長はじめ、教職員一人一人の意識と努力により、即座に取り組めるものでもある。

このようなことから、自分と他の人の大切さが認められるような環境をつくるのが、まず学校・学級の中で取り組まれなければならない。また、それだけではなく、家庭、地域、国等のあらゆる場においてもそのような環境をつくる必要があることを、児童生徒が気付くことができるように指導することも重要である。

さらに、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるということが、態度や行動にまで現れるようにすることが必要である。すなわち、他の人とともによりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、具体的な人権問題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力などを、児童生徒が身に付けられるようにすることが大切である。具体的には、各学校において、教育活動全体を通じて、例えば次のような力や技能などを総合的にバランスよく培うことが求められる。

令和4年度版 人権教育・啓発白書

法務省・文部科学省 令和4年6月

#### 【第1章】人権一般の普遍的な視点からの取組 1 人権教育 (1) 学校教育

##### ア 人権教育の推進

文部科学省では、人権教育・啓発推進法及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年閣議決定、平成23年一部変更）を踏まえ、学校教育における人権教育に関する指導方法等について検討を行い、（中略）平成20年3月に「第3次とりまとめ」を公表した。令和3年3月には[第3次とりまとめ]を補足する参考資料を作成し、令和4年3月には、令和3年度1年間の動向等を踏まえ、子どもの人権に係る動向、ハンセン病問題に係る動向、新型コロナウイルス感染症による偏見・差別への対応に係る動向等を追記した。文部科学省では、この第3次とりまとめを全国の国公立学校や教育委員会等に配布するなど、人権教育の指導方法等の在り方についての調査研究の成果普及に努めている。

また、平成23年度から、各都道府県教育委員会を通じ、学校における人権教育の特色ある実践事例を収集、公表しており、人権教育の理解促進を図るための動画や、各都道府県教育委員会等における人権教育指導資料の作成状況を一覧化した資料とともに、文部科学省ホームページに掲載している。（中略）

このほか、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における人権教育の指導方法の改善充実について実践的な研究を委嘱する「人権教育研究推進事業」、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行う「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」等を実施し、人権教育の推進に努めている。



## イ 道徳教育の推進

文部科学省では、学習指導要領において、学校における道徳教育の充実を図っている。道徳教育は4つの視点、A自分自身、B人との関わり、C集団や社会との関わり、D生命や自然、崇高なものとの関わりに分け、発達段階に応じて19から22の内容項目がある。その中で例えば、C集団や社会との関わりの中で、誰に対しても差別や偏見を持たず、公正、公平にすることや、法やきまりを守り、自他の権利を大切にすること等、人権教育にも資する指導を行うこととしている。

また、道徳教育の一層の充実を図るため、平成30年度から小学校、令和元年度から中学校において「特別の教科 道徳」を全面実施することとしている。

さらに、学校・地域の実情等に応じた多様な道徳教育を支援するため、全国的な事例収集と情報提供、特色ある道徳教育や教材活用等、地方公共団体への支援を行っている。

加えて、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たすことから、各幼稚園において、道徳性の芽生えを培う指導の充実が図られるように努めている。

## ウ 地域や学校における奉仕活動・体験活動の推進

子どもの社会性や豊かな人間性を育む観点から、机上の知育だけではなく、具体的な体験や事物との関わりを通じた様々な体験活動を積極的に推進することは極めて重要なことである。文部科学省では、豊かな人間性や社会性を育むために、児童生徒の健全育成を目的とした様々な創意工夫のある長期宿泊体験の取組として「健全育成のための体験活動推進事業」を実施している。

## エ 教員の資質向上等

教員の資質能力については、養成・採用・研修の各段階を通じてその向上を図っており、各都道府県教育委員会等が実施している教諭等に対する初任者研修や中堅教諭等資質向上研修等では、人権教育に関する内容が扱われるなど、人権尊重意識を高めるための取組を行っている。

# 令和3年度 文部科学白書

# 文部科学省

## 第4章 初等中等教育の充実

### 第9節 道徳教育の充実

学校教育では、心と体の調和のとれた人間の育成を目指して、子供たちの発達の段階に応じた道徳教育を展開することとしています。幼稚園では、各領域を通して総合的な指導を行い、道徳性の芽生えを培うこととしています。小・中学校では、「特別の教科 道徳」を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行い、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととしています。高等学校では、人間としての在り方生き方に関する教育を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図ることとしています。

道徳教育については、小・中学校に「道徳の時間」が昭和33年に設けられ、各学校において学習指導要領の趣旨を踏まえながら創意工夫を生かした実践が行われてきた一方で、その本来の役割を果たしきれていないのではないかという指摘もなされてきました。

今後、人工知能をはじめとする技術革新が進むなど、将来を予測することがますます困難な時代になると予想されます。このような時代を前に、私たち人間に求められるのは、感性を豊かに働かせながら、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新しい価値を生み出していくことであり、こうした中で、より良く生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育の役割はますます重要となっています。

文部科学省では、このような状況を踏まえ、道徳教育の更なる充実のため、「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」として位置づけるなどの学習指導要領の一部改正等を行いました。このことにより、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと転換を図っています。

改正の主なポイントは次のとおりです。

1. 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
2. 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
3. 数値評価は引き続き実施せず、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を継続的に把握
4. 道徳科に検定教科書を導入

これらについて、小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度からそれぞれ全面実施されました。

また、評価や指導要録の在り方等については、平成28年7月の「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」の報告を踏まえ、同月に文部科学省から「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援

学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成28年 7 月29日付け初等中等教育局長通知）を发出し、道徳科の評価の在り方や指導要録の参考様式について周知・徹底を図りました。

その中では、従来どおり数値による評価は行わないことを前提として、以下のとおり基本的な考え方を示しています。

1. 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと
2. 個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること
3. 児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
4. 道徳科の評価は、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすること

さらに、文部科学省では、優れた授業動画や指導用資料等をウェブサイト上で公開する「道徳教育アーカイブ」を平成29年 5 月に開設し、その充実を図りながら、各学校の児童生徒の実態に応じた創意工夫を生かした授業づくりを支援しています。このほかにも、各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、研修の充実や外部講師の活用、郷土の歴史や偉人などを取り上げた地域教材の活用、家庭・地域との連携を強化する取組など地方公共団体等における多様な取組を支援する「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」を実施しています。

#### 第10節 人権教育の推進

「日本国憲法」及び「教育基本法」の精神にのっとり、学校教育・社会教育を通じて人権尊重の意識を高める教育を推進することは重要なことです。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定、23年4月1日一部変更）に基づき、政府全体として人権教育・啓発を推進しています。学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人一人を大切にす教育の推進に努めています。

文部科学省では、学校教育の分野において、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月）、「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」（令和3年3月策定、令和4年3月改訂）等を踏まえつつ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」を実施し、人権教育の先進的な取組の普及に努めています。

平成23年度から27年度まで人権教育の全国的な推進を図るため、人権教育の実践事例の収集・公表を実施したほか、28年度においては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号）が施行されたことを踏まえ、学校における外国人の人権尊重に関する実践事例を収集し公表しました。さらに、30年度には、学校における人権教育の一層の推進に資するため、各都道府県・指定都市教育委員会における人権教育指導資料の作成状況を一覧化し公表しました。

また、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日付け 初等中等教育局児童生徒課長通知）を发出するとともに、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を28年4月に作成し、学校へ周知しました。

そのほか、平成22年度から開始した都道府県等の人権教育担当指導主事等を対象とする「人権教育担当指導主事連絡協議会」を引き続き開催し、人権教育の重要性について改めて認識を共有するとともに、国連「児童の権利に関する条約」や、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号）、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号）、北朝鮮による拉致問題等について引き続き周知を図っています。

- (2) 豊かな心（第1章第1の2の(2)）
  - ① 豊かな心や創造性の涵養（第1章第1の2の(2)の1段目）
  - (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

教育基本法第2条第1号は、教育の目的として「豊かな情操と道徳心を培う」ことを規定しており、本項では、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努め

ることを示している。創造性とは、感性を豊かに働かせながら、思いや考えを基に構想し、新しい意味や価値を創造していく資質・能力であり、豊かな心の涵養と密接に関わるものであることから、本項において一体的に示している。豊かな心や創造性の涵養は、第1章総則第3の1に示すとおり、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して実現が図られるものであり、そうした学習の過程の在り方については、本解説第3章第3節の1において解説している。本項で示す教育活動のうち、道徳教育については次項②から④までの解説のとおりであり、体験活動については第1章総則第3の1(5)において示している。多様な表現や鑑賞の活動等については、音楽や図画工作における表現及び鑑賞の活動や、体育における表現運動、特別活動における文化的行事、文化系のクラブ活動等の充実を図るほか、各教科等における言語活動の充実（第1章総則第3の1(2)）を図ることや、教育課程外の学校教育活動などと相互に関連させ、学校教育活動全体として効果的に取り組むことも重要となる。② 道徳教育の展開と道徳科（第1章第1の2の(2)の2段目）学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。道徳教育は人格形成の根幹に関わるものであり、同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支えるものでもあることに鑑みると、児童の生活全体に関わるものであり、学校で行われる全ての教育活動に関わるものである。各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動にはそれぞれ固有の目標や特質があり、それらを重視しつつ教育活動が行われるが、それと同時にその全てが教育基本法第1条に規定する「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を目的としている。したがって、それぞれの教育活動においても、その特質を生かし、児童の学年が進むにつれて全体として把握できる発達の段階や個々人の特性等の両方を適切に考慮しつつ、人格形成の根幹であると同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支える道徳教育の役割をも担うことになる。中でも、特別の教科として位置付けられた道徳科は、道徳性を養うことを目指すものとして、その中核的な役割を果たす。道徳科の指導において、各教科等で行われる道徳教育を補ったり、それを深めたり、相互の関連を考えて発展させ、統合させたりすることで、学校における道徳教育は一層充実する。こうした考え方に立って、道徳教育は道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものと規定している。

### 第3期教育振興基本計画

閣議決定

平成30年6月15日

## 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

### 1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

#### <主として初等中等教育段階>

#### 目標（2）豊かな心の育成

子供たちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、個人の価値を尊重し、男女の平等を重んじる態度、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養う。

#### ○ 子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成

- ・多世代交流や異年齢交流の活動を重視した学習指導要領の着実な実施を図るとともに、様々な体験を通じて学びに向かう姿勢や態度を育成するよう、幼児期からの教育の質の向上に取り組む。
- ・乳幼児期からの自己肯定感・自己有用感の育成に向けた家庭教育支援に取り組むとともに、子供たちが達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりすることができるよう、様々な体験活動の充実を図る。
- ・様々な課題を抱える子供たちを含めた全ての子供たちが、安全・安心に学ぶことのできる居場所づくりを推進する。

#### ○ 道徳教育の推進

- ・小・中学校における「特別の教科 道徳」の実施により、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う、「考え、議論する道徳」への転換を図るとともに、高等学校も含め、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進するため、各学校や各教育委員会等における取組を支援する。

#### ○ いじめ等への対応の徹底、人権教育の推進

- ・体罰は学校教育法で禁止されており、いかなる場合も許されるものではない。体罰のない、児童生徒理解に基づく生徒指導が行われるよう、全ての教職員に体罰禁止を徹底する。
- ・学校における人権教育の在り方等に関する調査研究とその成果の普及、実践事例等の収集・公開等により、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を支援する。

## Ⅱ 教育課程

### 第6分科会 健やかな体

### 研究課題 健やかな体を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方

#### 分科会の趣旨

社会環境・生活環境の変化は、人々の生活様式に大きな影響をもたらしたばかりでなく、子どもたちの心身への影響も大きく、体力・運動能力の低下をはじめ、ストレスや肥満傾向の増加、生活習慣病への危険性の高まりなど、様々な健康問題を引き起こしている。また、運動への関心や運動する意欲の低下、運動する子どもとそうでない子どもとの二極化の問題、新型コロナウイルス感染拡大防止のための体育授業や部活動の制限による影響等、課題が増加している。

こうした課題を乗り越え、子ども一人一人に生涯にわたって健康で安全な生活を送ることができるよう、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、自らの課題の解決を目指すことができる力を育むことが強く求められている。

また、子どもが学んだことを、実社会・実生活に生かすことができるように家庭・地域の連携を強化し、生涯にわたって主体的にスポーツに親しむ習慣や資質・能力を育み、健康の保持増進に必要な知識、習慣を身に付けさせることを一層重視していく必要がある。

本分科会では、子どもたちが生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現し、健康で安全な生活を営む実践力を育む教育活動を家庭や地域と密接に連携・協働しながら推進していくためのカリキュラム・マネジメントについて、その具体的方策と成果を明らかにする

#### 研究の視点

##### (1) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てる教育活動の推進

子どもたちの生活全体から日常的な身体運動が減少しており、子どもたちの体力は全国的に低下・停滞傾向にある。学校教育には、子どもたちが基

礎的な身体能力を身に付け、豊かなスポーツライフを送るための資質・能力の基礎を培っていくことが期待されている。

そのためには、体育科学習や健康安全・体育的行事などで、運動の意義や楽しさに気付くことや、運動の特性に応じて基本的な動きや技能を身に付けること、友達と交流しながら活動することで得られる達成感を味わわせることが大切である。また、家庭や地域、学校間が連携して取り組み、人材活用や体験活動を進めていくことも重要である。

このような視点に立ち、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てるための教育活動を推進するために、校長が果たすべき役割と指導性を明らかにする。

##### (2) 健康で安全な生活を営む実践力を育てる教育活動の推進

子どもたちが小学校生活を送る6年間は、発育・発達の著しい時期であり、ここでの健康・安全教育は、他のライフステージにも増して重要な役割がある。

小学校においては、子どもたちが食事、運動、休養、睡眠などの重要性を理解し、自らの基本的な生活習慣を見直すことや、心と体の密接な関連性を理解し、様々な欲求やストレスに対して、状況に合わせて適切に対処できる力など、生涯を通じて健康で安全な生活を営むことのできる資質・能力の基礎を培うことが求められている。

また、健康・安全教育は組織的に取り組むことが重要であり、各校において現状の課題を把握した上で、教育課程への位置付け、教職員の意識向上等、継続的に取組を推進していくことが必要である。

このような視点に立ち、健康で安全な生活を営む実践力を育てる教育活動を推進するために、校長が果たすべき役割と指導性を明らかにする。

## 第6分科会「健やかな体」

### 研究課題 「健やかな体を育むカリキュラム・マネジメントの推進と校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的な課題性と先見性、意識改革の必要性についての解説

我が国の発展には、全ての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにしていくことが必要である。そのためには、子どもたちが健全な心と体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにしていくことが大切である。

近年、子どもたちの体力・運動能力の低下が指摘され、肥満や生活習慣病、さらにはストレスの増大など精神的な問題も多く見られてきており、これまでの施策により一定の歯止めはかかっているものの、スポーツをする子としない子の二極化傾向が顕著になるなど、体力の向上は引き続き課題となっている。

また、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になってきていることや、想定していなかった自然災害が発生するなど、社会の変化に伴う安全に関する環境も変化していることを踏まえ、子どもたちが起こりうる危険を理解し、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を育むことも課題となっている。これらの背景には、都市化、少子高齢化、情報化、国際化などにより社会環境や生活環境が急激に変化し、物質的に豊かで便利な生活の中で、子どもたちが体を動かし、汗を流して取り組む機会が減少してきていることが挙げられている。このように、子どもたちを取り巻く環境の変化は、子どもたちの成長・発達に少なからず影響を与えている。

子どもたちに生きる力と豊かな人間性を育んでいく上で、何よりも健康の保持が重要である。そのためには、子どもたちに様々な経験を通して健康に関する知識と、生涯にわたって自らの健康を管理する力を身に付け、実践できるようにさせていくことが必要である。たとえば、体育を通して運動習慣を身に付け体力の向上に努めることや保健や食育を通して心の健康を保つことなどを、自ら進んで行うことである。

子どもたちに、このような力を身に付けさせるために、学校においては、教職員の役割分担を明確にし、校内体制を整えて組織的に取り組むことが必要である。また、家庭内の約束事として起床・就寝時間を決めるなど、家庭・地域社会との密接な連携・協力のもと一体となって子どもの生活習慣づくりに取り組むことも不可欠である。

校長は、多様化・深刻化している子どもの健康課題を解決するために、校内組織の整備を図るとともに、体育・健康教育全体計画に基づき、全ての教職員が共通の認識をもちながら取組を進められるよう、リーダーシップを発揮していくことが必要である。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てる教育活動の推進

- ・児童の実態や地域の特性を把握し、組織的な取組と環境整備を進めることによる、体力向上につながる教育活動の充実
- ・地域・家庭と連携し、体力づくりや人材活用を通して、運動習慣を身に付けさせる学校の役割

##### (2) 健康で安全な生活を営む実践力を育てる教育活動の推進

- ・校長のマネジメントのもと、目標の共有化と組織的な取組を進め、心身ともに健やかな成長を目指す資質・能力の育成
- ・学校・家庭・地域等の連携のもと、主体的に安全な生活を営む力を育む健康教育の充実

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

## 「生きる力」を育む小学校保健教育の手引き

文部科学省 平成31年3月

### 第1章 総則 第1節 学校における保健教育の意義

#### 2. 子供たちの現代的な健康課題の解決を図る保健教育

今日、子供たちを取り巻く状況は、都市化、少子高齢化、情報化、国際化などにより社会環境や生活環境が急激に変化している。こうした変化は、子供たちの心身の健康状態や健康に関わる行動に大きく影響を与えている。特に、近年では、情報化の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子供たちが健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等を徹底することが課題となっている。

また、食を取り巻く社会環境が変化し、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題も見られる。さらに、東日本大震災をはじめとする様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い子供を取り巻く安全に関する環境も変化していることを踏まえ、子供たちが起こりうる危険を理解し、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を育むことも課題となっている。

今日疾病構造が変化しており、がんや心疾患ならびに精神疾患といった現代的な健康課題の解決が必要である。その際、疾病予防の考え方として、一次予防（適切な食事や運動不足の解消、喫煙、ストレスコントロールといった健康的な生活習慣づくりの取組や予防接種、環境改善など）、二次予防（検診等による病気の早期発見と早期治療など）、三次予防（適切な治療により病気や障害の進行を防ぐこと）などの内容を充実させていくことが求められる。少子高齢化については、若い世代の出産子育てや高齢化に伴う健康寿命の延伸なども課題である。

これらの多様で喫緊の健康課題を解決するには、学校、家庭、地域が連携・協働し、多面的な対策に取り組んでいくことが不可欠である。近年、我が国の子どものむし歯の罹患率や、成人の喫煙率は減少傾向を示している。これらの改善には、社会全体での積極的な対策の取組とともに、学校での着実な保健教育が大きく寄与している。

このように保健教育の果たす役割は、今後一層期待される場所である。

#### 3. 保健教育の目標と位置付け

##### (1) 心身ともに健康な国民の育成

心身ともに健康な国民の育成は、教育の基本的な目標であり、教育基本法においても第1条（教育の目的）に明示されており、その意義は大きい。保健教育は、心身ともに健康な国民を育成する上で極めて重要であり、小学校における保健教育がその基礎を築き、さらに中学校及び高等学校の保健教育を積み重ねていくことが必要である。

そのため、小学校の教育関係者が保健教育の重要性を認識し、よりよい実践を推進していくことが、今こそ求められている。

##### (2) 保健教育の目標

小学校学習指導要領第1章総則第1の2の（3）において示されているとおり、学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めることをねらいとしている。特に、健康に関する指導については、児童が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切であることが示されている。こうした指導については、学校段階に応じて、中学校や高等学校学習指導要領総則にも示されている。

その趣旨に基づき、小学校、中学校、高等学校を通じて、学校における保健教育の目標は、生活環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことである。

特に、小学校教育においては、低学年からの生活習慣の乱れがみられること、就学前教育あるいは義務教育としての中学校教育との円滑な接続を図る必要があること等から、各学年の発達の段階の特徴を考慮して、身近な生活における自己の健康課題に気付き、その課題解決に向けて自ら取り組み、健康な家庭や学校づくりに貢献するための資質・能力の基礎を育成することが大切である。

##### (3) 保健教育の位置付け

保健教育は、子供たちの発育・発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われる必要がある。

例えば、体育科保健領域、特別活動（学級活動、児童会活動等）、総合的な学習の時はもとより、関連する各教科等においても、それぞれの特質に応じて行われることも考えられる。

また、新しい学習指導要領では、各学校が学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントを行うことが示されており、保健教育についても、組織的かつ計画的な推進が必要である。

## 第4章 初等中等教育の充実 第11節 子供の健康と安全

### 1 学校における食育、学校給食の推進

#### (1) 学校における食育の推進

近年の子供の食を取り巻く環境の変化に対応するためには、学校において、栄養教諭が中核となって各教職員が連携・協力して食育を推進する体制を整備し、学校の教育活動全体を通じて体系的・継続的に食に関する指導を行うことが重要です。文部科学省では、栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行に引き続き努めています。この他、各学校において、児童生徒の望ましい食習慣の形成等、食に関する指導の充実に資するため、指導の手引きや食育教材等を作成しています。

#### (2) 学校給食の充実

学校給食は、栄養バランスの取れた食事を子供に提供することによって子供の健康の保持増進を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための教材として活用することができるなど大きな教育的意義を持っています。平成30年5月現在、小学校では1万9,453校（全小学校の99.1%）、中学校では9,122校（全中学校の89.9%）が学校給食を実施しています。（後略）

### 2 学校保健の充実

#### (1) 子供の健康課題に対する総合的な取組

現代の多様化・深刻化する子供の健康課題に対応するため、心の健康や性に関する問題、喫煙、飲酒、薬物乱用防止について記述した「児童生徒の心と体を守る啓発教材」を文部科学省ウェブサイトに掲載し、その活用を促しています。（中略）さらに、学校、家庭、地域の専門機関等が連携し、学校における健康課題を協議することによって児童生徒等の健康づくりを推進する学校保健委員会の設置を推進しており、平成30年度の設置率は97%と高い水準を実現しています。

#### (2) がん教育の推進

がん対策については、厚生労働省が中心となって、「がん対策基本法」の下で政府が策定する「がん対策推進基本計画」に基づいて行われています。「第3期がん対策推進基本計画」（平成30年3月9日閣議決定）では、がん教育に関する個別目標として、国は、全国の実施状況を把握した上で、地域の実情に応じた外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努めるとされています。（後略）

#### (3) 薬物乱用防止教育の充実

令和3年中に大麻事犯の検挙人数については、全体の約7割を20歳代までが占めるなど、青少年による薬物乱用が深刻な問題となっています。文部科学省では、全ての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室の開催に努めるなど、薬物乱用防止に関する指導の一層の徹底を図るよう都道府県教育委員会を指導しています。（後略）

### 3 学校安全の推進

#### (1) 子供の安全に関する総合的な取組

平成21年4月に改正・施行された「学校保健安全法」に基づき、学校安全に係る取組を総合的・効果的に推進するため、文部科学省は、24年度からの5年間で計画期間とする「第1次学校安全の推進に関する計画」、29年度からの5年間で計画期間とする第2次計画を策定し、学校安全の推進に取り組んできました。また、令和4年3月25日に4年度から8年度の学校安全の推進に関する施策の基本的方向性と具体的な方策を示した「第3次学校安全の推進に関する計画」が閣議決定されました。当該計画では施策の基本的な方向性として、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めること、地域の多様な主体と密接に連携・協働しつつ子供の視点を加えた安全対策の推進、全ての学校における実践的・実効的な安全教育の推進、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練の実施、事故報告や学校の取組状況などデータを活用した学校安全の「見える化」、学校安全に関する意識の向上を図ることを掲げています。

#### (2) 学校での子供の安全確保の充実

学校は児童生徒等が安心して学習を行うことが求められる場所であり、学校においてその安全な環境を整備し、事件・事故を防止するための取組を進める必要があります。

文部科学省では、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害や弾道ミサイルの発射・テロ等の新たな

危機事象など近年の様々な安全上の課題等を踏まえ、学校における安全教育や安全管理の充実に向けて、学校が危機管理マニュアルを作成する際の参考資料「学校の危機管理マニュアルの作成の手引」（平成30年2月）等の活用を促しています。また、令和3年6月に「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」を作成し、地域や学校の実態に対応した実効性のある危機管理マニュアルの見直しを促しているところです。学校の管理下で発生した様々な事故の教訓を踏まえ、平成26年度から27年度にかけて開催された「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議での議論に基づき、事故後の対応の在り方や再発防止に関する「学校事故対応に関する指針」を28年3月に取りまとめ、学校事故の未然防止、発生後の適切な対応を促しています。

さらに、熱中症事故を防止するため、毎年暑くなり始める前の5月と熱中症救急搬送者数の多い6月を中心に各種通知の発出やメールマガジン、文部科学省ウェブサイト等により熱中症に対する注意喚起を行っています。

### (3) 地域ぐるみで子供の安全を守る環境整備

学校内のみでなく登下校時を含めた子供の安全を確保するためには、地域社会全体で子供の安全を見守る体制の整備が必要です。

そのため、スクールガード・リーダーやスクールガード（学校安全ボランティア）を活用した地域ぐるみで学校内外における子供の安全を見守る体制の整備に努めています。

また、登下校の安全を確保するため、これまでも学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して通学路の交通安全対策に努めるよう促してきました。令和3年6月には、千葉県八街市において下校中の小学生の列にトラックが衝突し、児童5名が死傷するという痛ましい事故が発生したことを受け、国土交通省、警察庁と連携し、全校の自治体に対して通学路における合同点検の実施を依頼し、対策必要箇所を抽出しました。これらの箇所については、可能なものから速やかに対策を実施しており、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進しています。

### (4) 実践的な安全教育の充実

学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う安全教育を、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要です。特に、子供の安全を確保するためには、子供自身に危険を予測し、危険を回避する能力を育成するよう実践的な安全教育を推進する必要があります。

文部科学省では、平成31年3月に、「第2次学校安全の推進に関する計画」や学習指導要領の改訂を踏まえて、学校安全の総合的な参考資料である「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」を改訂して、各学校等に配布しています。

また、令和2年3月には教職員の学校安全に関する資質・能力の向上に資するため、教職員のキャリアステージに応じたeラーニング教材を開発しました。

さらに、「学校安全総合支援事業」において、セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考とするなどして、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組等を支援しています。（後略）

## 第2期スポーツ基本計画

文部科学省 平成29年3月24日

### 第2期スポーツ基本計画の概要

第2期計画では、多面にわたるスポーツの価値を高め、広く国民に伝えていくため、計画が目指す方向性をわかりやすく簡潔に示すよう、「スポーツの価値」に関し、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創るという4つの観点から、全ての国民に向けてわかりやすく説明を行った上で、「スポーツ参画人口」を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことを、第2期計画の基本方針として提示した。

また、簡潔な形で施策の体系化を図るとともに、スポーツ庁が関係省庁等の中核となって取り組む施策を取り入れることとし、第1期計画における政策目標、施策目標、具体的施策という施策の基本的な構造を踏襲しつつ、その内容の大括り化と一層の体系化を図ることで、第2期計画においては、4つの政策目標、19の施策目標、139の具体的施策としてとりまとめた。



## (3) 健やかな体（第1章第1の2の(3)）

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

健やかな体の育成は、心身の調和的な発達の中で図られ、心身の健康と安全や、スポーツを通じた生涯にわたる幸福で豊かな生活の実現と密接に関わるものであることから、体育・健康に関する指導のねらいとして、心身ともに健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を一体的に示しているところである。これからの社会を生きる児童に、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素である。児童の心身の調和的な発達を図るためには、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要である。こうした現代的課題を踏まえ、体育・健康に関する指導は、健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質・能力を育て、心身の調和的な発達を図り、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指すものである。

本項で示す体育に関する指導については、積極的に運動する児童とそうでない児童の二極化傾向が指摘されていることなどから、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに、現在及び将来の体力の向上を図る実践力の育成を目指し、児童が自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切である。このため、教科としての体育科において、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、運動系のクラブ活動、運動会、遠足や集会などの特別活動や教育課程外の学校教育活動などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが求められている。健康に関する指導については、児童が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成することが大切である。特に、学校における食育の推進においては、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られるほか、食品の安全性の確保等の食に関わる課題が顕在化している。こうした課題に適切に対応するため、児童が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育ていくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。食に関する指導に当たっては、体育科における望ましい生活習慣の育成や、家庭科における食生活に関する指導、特別活動における給食の時間を中心とした指導などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが重要であり、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要である。さらに、心身の健康の保持増進に関する指導においては、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから、児童が適切に行動できるようにする指導が一層重視されなければならない。体育・健康に関する指導は、こうした指導を相互に関連させて行うことにより、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指すものである。したがって、その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健や安全に関する指導、給食を含む食に関する指導などが重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は、体育科の時間だけではなく家庭科や特別活動のほか、関連の教科や道徳科、総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実に努めることができる。各学校において、体育・健康に関する指導を効果的に進めるためには、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などを用いて児童の体力や健康状態等を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえて、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要である。また、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、児童が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。

## 分科会の趣旨

学校を取り巻く環境が大きく変化し、複雑化する中で、これからのよりよい社会をつくり出すための知性と創造性をもつ子どもの育成を図るには、教育活動の直接の担い手である教職員が資質・能力をより一層高め、教育力を向上させることが求められる。

しかし、近年の教職員の大量退職・大量採用の影響により、教職員の経験年数の均衡が顕著に崩れ始め、かつてのように先輩教職員から若手教職員への知識・技能等の伝承が困難な状況が起き、早急な対策が必要となっている。

学校教育の使命、責務を果たしていくためには、教職員に必要とされる、教科指導・生徒指導・学級経営等の能力に加え、危機管理能力や保護者等への対応力等をも含めた総括的な実践的指導力を向上させることが不可欠である。これは、児童や学校・地域の実情に合わせて柔軟かつ創造的に指導内容・方法を選択し、指導の充実を図っていく能力が必要である。さらに、教職員個々の指導力の向上にとどまらず、「チーム学校」として質の高い教育を実践することが必要である。そのためには、様々な専門性をもつ人材と連携し、チームを組んで組織的な対応を行うとともに、保護者や地域の力を学校経営に生かす視点が重要となる。

校長は、教職員一人一人の学級経営力・生徒指導力・校務企画運営力などを見極め、個に応じた的確なミッションと具体的な解決に向けたビジョンをもたせるとともに、教職員の資質・能力やチームとしての学校の力、学校経営への参画意識等を高める研究・研修を進めていく必要がある。

本分科会では、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、学校経営への参画意識をもたせ、学校の教育力を向上させる研究・研修体制の確立と、その推進について、具体的方策と成果を明らかにする。

## 研究の視点

**(1) 学び続ける教職員を目指し、資質・能力の向上を図る研究・研修体制の充実**

子どもたちに、これからの予測困難な時代を生き抜くことのできる力を身に付けさせるために、教職員は常に探究心や自ら学び続ける姿勢をもち、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善やカリキュラム・マネジメントの推進に向け、研究・研修に励む必要がある。

校長は、教職員一人一人の意識改革を促し、学校教育目標の実現に向けて、自校の実態や目指す姿を明らかにしながら、重点課題を絞り、教職員の資質・能力が高まる校内研究・研修体制の在り方を追究していかなければならない。

このような視点から、教職員の資質・能力の向上を目指す校内研究・研修を推進していくための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

**(2) 「チームとしての学校」への参画意識を高める研修の推進**

学校の教育力は、教職員一人一人の資質・能力の向上と密接に関係している。現在、経験値の高い教職員の大量退職と、若い世代の大量採用の時代を迎え、世代交代が顕著となっている。また、少子化による学校の統廃合や小規模校の増加等の状況からも人材育成は喫緊の課題である。年齢構成が変化している学校現場において、それぞれのキャリアステージに応じた役割と求める資質・能力に応じた研修の充実が重要となる。校長は、意図的・計画的な研修の機会を設定し、教職員一人一人の資質・能力と「チームとしての学校」への参画意識を高める必要がある。

このような視点に立ち、教職員に将来の展望や学校経営への参画意識をもたせる研修を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

## 第7分科会 「研究・研修」

### 研究課題 「学校の教育力を向上させる研究・研修の推進と校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

我が国では、世界に類を見ない速さで少子・高齢化が進み、生産年齢人口の加速度的な減少も見込まれている。一方、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。

今後訪れるこのような時代においては、人間にしかできない活動が重要になり、正解のない問いや自ら設定した課題に挑戦していく活動、創造性や高い専門性を発揮して行う活動、人間の感性や思いやりが求められる活動等が、これまで以上に強く求められることになる。

子どもたちをどのように育成していくかは、日本の将来に大きく関わる問題である。したがって、学校における教育活動の成否は、子どもと直接接している教職員の資質・能力に負うところが極めて大きく、教職員の資質・能力の向上は子どもたちの教育の充実を図る上で重要なことは言うまでもない。

子どもたちに確かな学力や規範意識を身に付けさせ、社会を生き抜く力を養成する必要があるとともに、学校現場においては、グローバル化を踏まえた外国語教育の強化、新型コロナウイルス感染拡大防止やいじめ問題への対応、特別支援教育の充実、ICTの活用や主体的・対話的で深い学びの推進など、複雑かつ多様な課題への対応が求められている。このため、高い使命感や倫理観・規範意識とともに、こうした課題に適切に対応できる、高い専門性と実践的な指導力などを十分に備えた教職員が求められているのである。

これからの教職員に求められる資質・能力とは、教師の仕事に対する使命感や誇りなど教職に対する強い情熱、人間の成長・発達についての深い理解、子どもに対する教育的愛情や責任感などの豊かな人間性や社会性、そして、生徒指導力、集団指導の力、学級づくりの力、学習指導・授業づくりの力、教材解釈の力など教育の専門家としての確かな実践的指導力、特別な配慮や支援を必要とする子どもを理解し対応する力、ICT活用能力等である。さらに、教職員という職業自体が社会的に特に高い人格・識見を求められる性質のものであることから、常識と教養、礼儀作法をはじめとする対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質、職場の仲間と同僚として協力していく総合的な人間力など、変化の時代を生きる社会人に必要な資質・能力をも十分に兼ね備えていなければならない。

教職とは、日々変化する子どもの教育に携わり、子どもの可能性を拓く創造的な職業である。このため、教職員には、常に研究と修養に努め、専門性の向上を図ることが求められている。また、教職員には学び続けていくことがこれまで以上に強く求められており、不断に最新の専門的知識や指導技術等を身に付けていくことが重要である。一方では、中教審において Society5.0 の社会で求められる教師の役割、資質・能力が示されるなど、超スマート社会に向けての人材の育成、研究・研修が求められている。

社会の急激な変化や複雑化・多様化する学校現場を取り巻く課題に対応するため、教職員が多様な専門性をもつ人材と連携・分担してチームとして協働しながら職務を担っていく必要もある。また、近年の教職員の大量退職、大量採用の影響等で教職員の経験年数の均衡が崩れてきており、それぞれの教職員のキャリアステージに応じた研修の充実が重要となっている。校長として、意図的かつ継続的に継承されていく研修の設定を行い、個々の学校経営参画意識を高めていく必要が叫ばれている。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 学び続ける教職員を目指し、資質・能力の向上を図る研究・研修体制の充実

- ・教職員の学び続ける姿勢を培い、専門性を発揮して実践的な指導力高める研究・研修体制の確立
- ・教職員一人一人が研鑽を積み、求められる資質・能力を高める自己変革の実現

##### (2) 「チームとしての学校」への参画意識を高める研修の推進

- ・学校の教育力向上を図るためにチームとして協働する組織体制の在り方
- ・それぞれのキャリアステージに応じた学校経営参画意識を高めるための方策

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する研究資料

#### 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針

文部科学省 令和4年8月31日

#### 五 公立の小学校等の教員等としての資質の向上を推進する体制の整備

##### 1 日常的な校内研修等の充実

自らの日々の経験や他者から学ぶといった「現場の経験」を重視した学びが一層求められていることを踏まえ、校内研修や授業研究・保育研究をはじめとする学校における様々な機会や場面を、教員等の学びとして位置づけ、活用していくなど、日常的な校内研修等を充実させる必要がある。その上で、それぞれの教員が、お互いの授業を参観し合い、批評し合うことも含め、日々の学校教育活動を通じて、「経験を振り返ることを基礎とした学び」と「他者との対話から得られる学び」を蓄積し、組織力を高めていくことが望ましい。また、教科指導に関しては、各学校において、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげるため、教科等を越えた教員同士の学び合いの機会を設定することも有効である。

##### 2 学校管理職のマネジメントの下での主体的・自律的な研修の全校的な推進体制

教員の資質の向上に当たっては、校長のリーダーシップの下、職場における心理的安全性が確保されつつ、多様な教職員同士の関わり合いを軸に学校が直面する教育課題を組織的に解決することができるよう、学校組織全体として主体的かつ自律的な研修を推進する体制や教員等が学びに向き合うことができる研修環境を整えることが重要である。その際、研修主事等の研修に関する中核的な役割を担う教員の位置づけをはじめとして、当該学校の教職員集団の年齢構成等に敵した校内体制が整えられるような人事配置に留意する必要がある。

##### 3 研修内容が適時見直される仕組みの整備

これからの変化の激しい時代においては、二の二（三）のとおり、社会や学校を取り巻く状況の変化に的確に対応した研修内容が設定されることが重要である。そのために、四の二の指標の不断の見直しとともに、研修内容が学校現場の最新の教育課題に即した内容に適時見直される仕組みを整える必要がある。

##### 4 効果的・効率的な実施方法

研修方法に関して学習効果の最大化が図られるよう、対面・集合型の研修だけでなく、同時双方向型又はオンデマンド型のオンライン研修を組み合わせるなど、実施方法の最適化を図るとともに、限られた時間や資源の中で、教員等の多忙化にも配慮しつつ、研修内容の重点化や精選なども含め、効果的・効率的な方法により行われる必要がある。

##### 5 中堅段階以降も含めた研修機会の充実

法定研修以外の研修機会の更なる充実を図り、特に中堅段階以降の管理職ではない教員に対しては、中堅教諭等資質向上研修の実施後も知識・技能を刷新するための研修機会を継続的に提供できる体制を整える必要がある。また、提供される各研修の内容について、特定のテーマに沿って一連の研修プログラムとして体系化することや、「初級、中級、上級」等の段階別の研修内容を設定すること、研修プログラム同士の関連付けを行うことなど、研修内容の系統性が確保されるよう留意する必要がある。なお、当該研修機会は、研修実施者である教育委員会が提供するのみならず、大学・教職大学院等が提供したり、両者が連携・協働して提供したりすることも考えられる。

##### 6 大学・教職大学院との連携・協働

###### (1) 基本的考え方

教員等の養成・採用・研修を一体的に充実させ、その資質の向上を図っていくためには、任命権者とこれらを共に担う大学・教職大学院との連携・協働が不可欠であり、教員免許更新制の下で生み出された成果を発展的に継承していくことも含め、大学・教職大学院の果たす役割を強く意識していくことが重要である。任命権者は、指標の策定・変更の際に限らず、指標と研修を有機的に結び付ける観点から、指標の具現化に向けた研修の計画・内容等の検討に当たっても、大学・教職大学院との連携を図ることが重要である。また、協議会における協議や教職大学院との人事交流等を通じて、校長の指標及びこれに基づき教育委員会が行う研修と学校管理職の養成を目的とした教職大学院のカリキュラムとの整合性の確保に努めるなど、教職大学院と一体

となって学校管理職の養成に取り組んでいくことが望ましい。

「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて 審議まとめ  
中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会 令和3年11月15日

#### IV. 「令和の日本型学校教育」を担う教師の学び

##### 1. 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿

(学び続ける教師)

教師は学び続ける存在であることが強く期待されている

「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」(教育基本法第9条)

「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」

(教育公務員特例法第21条)

「教師が技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている。」(「令和の日本型学校教育」の構築を目指して)

時代の変化が大きくなる中で常に学び続けていくことが必要

「Society5.0」が到来しつつあるなど、大きな変化が生じている中で、教師が、常に最新の知識技能を学び続けていくことがより必要。

主体的に学び続ける教師の姿は、児童生徒にとっても重要なロールモデル

(教師の継続的な学びを支える主体的な姿勢)

教師の主体的な姿勢

継続的な、個別最適な教師の学びを進める上で必要となる基本的な前提は、変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという教師の主体的な姿勢である。教師は、これから求められる資質能力の姿を明らかにした教員育成指標等も踏まえつつ、自らの学びのニーズに動機づけられ、主体的に学びをマネジメントしていくことが重要である。

一人一人の教師が安心して学びに打ち込める環境の構築

個々の教師が自らの職務上の地位について心配することなく、新たな学びに参加しやすくなる資源を獲得できるような環境整備、業務の調整等を、任命権者等あるいは学校管理職が積極的に講じるとともに、「協働的な職場づくり」を構築することが求められる。

(個別最適な教師の学び、協働的な教師の学び)

個別最適な教師の学び

教師自身が、新たな領域の専門性を身に付けるなど、全教員に共通に求められる基本的な知識技能というレベルを超えて強みを伸ばすことが必要である。こうした強みを伸ばすための学びは、一人一人の教師の個性に即した、個別最適な学びであることが必然的に求められる。

協働的な教師の学び

知識技能の習得だけではなく、教師としてふさわしい資質能力を広く身に付けていくためには、個別最適な学びとの往還も意識しながら、他者との対話や振り返りなどの機会を教師の学びにおいて確保するなど、協働的な教師の学びも重視される必要がある。

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教員養成部会 (第104回) 会議資料  
平成31年3月20日

教師の資質能力の向上に関する論点 (例) 資料3-3

##### 1 Society5.0 に向けた教師の資質能力向上

超スマート社会とも言われる Society5.0 においては、スタディ・ログの活用などによる公正に個別最適化された学びの実現など、学びの在り方の変革が期待されている。こうした時代の変化を踏まえ、どのように教師の資質能力の向上を図っていくべきか。

○ Society5.0 において教師に求められる役割

○ Society5.0 に向けて伸ばさせていくべき教師の資質・能力

○ Society5.0 に対応するための教員養成に向けた大学の先導的な取組を促すための養成、免許制

度の在り方

- 全ての教師に情報機器・教材の活用方法を十分に習得させるための教職課程の現状と課題
  - 他教科に比して免許外教科担任の多い技術や情報の指導の質を高めるための方策（複数教科の免許状の取得の促進、採用の促進、遠隔教育の活用等）
  - 知識が目まぐるしく更新される状況において、教職課程において担保すべき教科に係る専門的内容の履修の在り方（教科教育に関するコアカリキュラム、履修が必要な「一般的包括的な内容」の意義等）
  - 先端技術を活用した指導力の分析・共有、研修への活用等の可能性
  - 教育委員会と大学・企業等との連携によって、大学教員、大学院生、社会人等の外部専門人材がより柔軟に学校教育を支援できるようにするための方策
2. 総合的な教師の資質能力向上方策
- 教師の資質能力に関しては、養成、採用、研修それぞれの取組のほか、養成・採用・研修を通じた取組や、教師の人事管理など、より広い視点に立って関連する取組を総合的に捉えてその向上を図っていく必要がある。こうした観点を踏まえ、総合的な教師の資質能力向上方策についてどのように考えるか。
- 「教員不足」の中における教職の魅力向上や教員養成の在り方その他の方策（特に小学校教員）

**北海道における教員育成指標**

**北海道教育委員会 平成 29 年 12 月  
(令和 5 年 2 月差し替え予定)**

## I 教員育成指標の策定に向けて

### 3 策定の目的

「教員育成指標」については、「すべては北海道の子どもたちのために」を合い言葉に北海道の教員一人一人の資質能力の向上を目指して策定するものです。広域分散型で小規模校が多い北海道においては、関係者の共通理解を図ることが重要であることから、まずは、「教員育成指標」の前提となる、北海道の教員としての理想の姿を「北海道における『求める教員像』」として明確にした上で、その実現に向けて、「キャリアステージ」を横軸、「キーとなる資質能力」を縦軸とした「北海道における『教員育成指標』」を作成しました。

- ・ 高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて、教員が身に付けるべき資質能力を明確化する。
- ・ 教員一人一人のキャリアパスが多様であるとの前提の下、教職生活全体を俯瞰しつつ、自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指す手掛かりとなるものとする。
- ・ 教員が担う役割が高度に専門的であることを改めて示す。
- ・ 研修を通じて教員の資質能力の向上を図る目安とする。

### 4 北海道における「求める教員像」

「北海道における『求める教員像』」は、北海道教育委員会が採用に当たり、教員としての基本的な姿を示すだけではなく、大学での教員養成や、現職教員研修などの基盤となる姿です。例えば、北海道の教員を志す学生にとっては学修を進める上での方向性を示すもの、北海道の教育公務員となった教員にとっては研修や実践を深める上での次なる目標、保護者や地域にとっては北海道の教員の基本的な姿を知っていただき信頼を確かなものにしていただくための姿です。

もっとも、北海道として画一的な教員像を求めているわけではなく、生涯にわたり資質能力の向上を図るという前提に立って、北海道の教員としての基本的な姿を示したものであり、「北海道における『求める教員像』」を基盤としながら、個性豊かで人間味にあふれる教員が求められることは言うまでもありません。

なお、北海道では、「求める教員像」の検討に当たり、学校現場の現状や地域の実情など地域特性等を踏まえる必要があると考え、道内の市町村教育委員会、PTA（保護者）、園長会・校長会を対象とした全道的なアンケート調査(詳細については、資料編「資料3」を参照)を実施しました。

「北海道教員育成協議会」において、これらの調査結果について協議を積み重ね、「教員育成指標」の前提となる「北海道における『求める教員像』」を、これまでの中央教育審議会答申や指針

等を踏まえ、3つの観点（教職を担うに当たり必要となる素養に関連する観点、教育又は保育の専門性に関連する観点、連携及び協働に関連する観点）を設定し、次のとおり作成しました。

#### <北海道における「求める教員像」>

##### 【教職を担うに当たり必要となる素養に関連する観点】

○教育者として、強い使命感・倫理観と、子どもへの深い教育的愛情を常に持ち続ける教員

##### 【教育又は保育の専門性に関連する観点】

○教育の専門家として、実践的指導力や専門性の向上に、主体的に取り組む教員

##### 【連携及び協働に関連する観点】

○学校づくりを担う一員として、地域等とも連携・協働しながら、課題解決に取り組む教員

※教員育成指標一覧については「北海道における教員育成指標」（北海道教育委員会）P.13～

（2）小学校・中学校・義務教育学校版教員育成指標を参照

### Ⅲ 教員育成指標の策定による効果と検討課題

「教員育成指標」を策定し、その効果を確かなものにしていくためには、「北海道教員育成協議会」などを活用して、教育関係者による協議を継続していく必要があります。また、昨今、「学校における働き方改革」への対応が求められていることなどを鑑み、「教員育成指標」の策定によって、網羅的な研修の受講となったり、教員の多忙化が進んだりすることがないように、「北海道教員育成協議会」において、重点的に学修・研修に努めたい時期の目安を検討し、「教員育成指標【概要版】」として示しています。

※「教員育成指標【概要版】」については「北海道における教員育成指標」（北海道教育委員会）P.24 を参照

北海道教育委員会では、重点的に学修・研修に努めたい時期の目安を参考としながら、次の4つを柱として「教員育成指標」を踏まえた検討を引き続き行うとともに、「すべては北海道の子どもたちのために」を合い言葉に、教員の資質能力の向上に取り組んでいきます。

#### 1 計画的・系統的・一体的な教員の育成

【効果】大学と教育委員会が「教員育成指標」を活用することにより、大学における教員の養成（学生への指導）と、教育委員会における現職教員への研修との接続を図り、関係者の共通理解の下、計画的・系統的・一体的に教員の育成を進めていくことが期待できます。

【検討課題】そのためには、「教員育成指標」を踏まえた「養成・採用・研修の一体的な改革」について、大学関係者等の意見を参考としながら、引き続き、検討を行っていく必要があります。

#### 2 教員一人一人の資質能力の向上

【効果】教員一人一人が「教員育成指標」を活用することにより、自らの職責、経験及び適性に応じて身に付ける必要がある資質能力について振り返りを行うとともに、より高度な段階に向けた目標をもつことが期待できます。

【検討課題】そのためには、「教員育成指標」の「学校における活用方法」について、学校現場等の意見を参考としながら、引き続き、検討を行っていく必要があります。

#### 3 研修の質の向上

【効果】大学における講義担当者や教育委員会における研修担当者、あるいは民間における講座担当者が「教員育成指標」を活用することにより、講義や研修等を通じて向上を図りたい資質能力を明確にすることが期待できます。併せて、初任・中堅などの段階毎のキャリアステージに応じた示されたキーとなる資質能力を身に付けるため、研修を体系化し、より効果的に研修を実施することが期待できます。

【検討課題】そのためには、「教員育成指標」を踏まえた「教員研修計画」について、教育委員会関係各課等が連携を密にして、引き続き、検討を行っていく必要があります。

#### 4 人材育成の観点の共有

【効果】学校において、資質能力の向上に関する共通の観点として「教員育成指標」を活用することにより、職場でのOJTやoff-JTをより組織的に進めることが期待できます。

【検討課題】そのためには、「教員育成指標」を活用した「人材育成に関する研修の在り方」について、民間研修機関等の意見を参考としながら、引き続き、検討を行っていく必要があります。

## 分科会の趣旨

社会が急激に変化する中、高度情報化や技術革新の進展、グローバル化など、多様化・複雑化する課題への対応が求められ、学校教育における課題も山積している。このような中、学校においては、教職員一人一人の力量を高め、学校組織としての教育力を向上させ、子どもたちに生きる力を確実に育むことが、学校運営の最重要課題となっている。

学校における組織力向上のためには、校長のリーダーシップの下、中核的役割を果たすミドルリーダーの存在が不可欠である。しかしながら、各学校とも、ミドルリーダーとなり得る年齢層の教職員が、絶対的に少ないという現実がある。

学校にとって、今後の学校運営を担うミドルリーダーの育成は喫緊の課題である。ミドルリーダー育成に向けては、学校組織として、意図的・計画的に研修を行い、学校運営への参画意識の醸成と学校改善を推進する力を高めていく必要がある。

また、ミドルリーダーには、若手教職員の育成及び組織運営の活性化を図る役割も求められている。教育活動全体を見渡せる広い見識と実践的指導力や教職員同士及び教職員と管理職をつなぐ調整力等が必要となってくる。さらに、教科指導や学級経営、生徒指導等を組織的に展開する企画力・調整力が求められる。こうした人材の意図的・計画的育成が重要であり、管理職人材の育成にもつながる。

本分科会では、学校教育への確かな展望をもち、実践力と応用力を身に付けたミドルリーダーや、社会の変化を敏感に捉え、自ら学び続ける管理職人材を育成していくための具体的方策と成果を明らかにする。

## 研究の視点

**(1) 学校教育への確かな展望をもち、優れた実践力と応用力のあるミドルリーダーの育成**

様々な教育改革が進む中、学校現場では優秀なミドルリーダーの存在とその役割が大きくなっている。ミドルリーダーには、強い使命感の下、確かな指導理論と自校の課題解決に向けて組織をまとめ、教育活動を推進するための企画力・調整力が求められている。また、教科指導、学級経営力、生徒指導等における実践力も必要になってくる。

校長はミドルリーダー育成に向けて、キャリアステージに即して人材の意図的・計画的な育成を図る必要がある。

このような視点から、学校教育への確かな展望をもち、優れた実践力と応用力のあるミドルリーダーの意図的・計画的な育成を図る上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

**(2) 社会の変化に主体的に関わり、自ら学び続ける管理職人材の育成**

管理職には、社会の変化を的確に捉え、新たな教育の方向性を示す態度と能力が求められる。同時に、あらゆる課題に柔軟かつ迅速、適切に対応するための人間関係調整力やコミュニケーション能力等とともに、豊かな人間性も求められる。

校長は、こうした認識に立ち、魅力ある管理職像を積極的に示しつつ、管理職を担える人材を、日常的な職務による職場内教育(OJT)や職場外研修(OFF-JT)により、意図的・計画的に育成する必要がある。

このような視点から、社会の変化に主体的に関わり、自ら学び続ける管理職人材の育成を図る上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。



## 第8分科会 「リーダー育成」

### 研究課題 「これからの学校運営を担うリーダーの育成と校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

社会が大きく変化する中、学校には今まで以上に学力や体力、そして道徳性等を確実に育成する質の高い教育が求められている。そのためには、子どもたちの知・徳・体におわたるバランスの取れた成長を目指し、高い資質・能力を備えた教職員が指導に当たり、保護者や地域と適切な役割分担を図りながら、活気ある教育活動を展開しなくてはならない。

教職員に求められる資質・能力とは、仕事に対する使命感や誇りなど教職に対する強い情熱、人間の成長・発達についての深い理解、子どもに対する教育的愛情や責任感などの豊かな人間性や社会性、そして、生徒指導力、集団指導の力、学級づくりの力、学習指導・授業づくりの力、教材解釈の力など教育の専門家としての確かな実践的指導力等である。

また、教職員には組織的に課題解決に取り組む組織運営能力も必要とされている。さらに、現在急激に進んでいる経験値の高い教職員の大量退職と若手教職員の増加による不均衡な年齢構成の中、多様化・複雑化した様々な学校課題への対応を組織で確実にやっていかなくてはならない。

こうした学校運営を具現化するために、学校には、校務運営の中核的役割を果たすためのリーダーシップや教育活動全体を見渡せる広い見識と実践的指導力、管理職と教職員間の円滑な調整力、応用力などを備えた、学校運営を支える中堅教職員の存在が不可欠である。とりわけミドルリーダーの育成は学校の活性化の生命線とも言え、組織的・計画的に育成を図っていく必要がある。

しかしながら、ミドルリーダーとなるべき年齢層の教職員が相対的に少ないことから、どの学校もその育成が課題となっている。ミドルリーダーが職場内で果たす役割とは、校務分掌において主任の補佐役として積極的に学校運営に参画することや、若手の相談役として指導助言を積極的に行ったりすること、自分が専門とする領域や得意分野の専門性を向上させることなどが挙げられる。

ミドルリーダー育成と同様に、これからの学校運営を担う管理職の発掘・育成はさらに大きな課題である。校長は、管理職を担いうる人材を、意図的・計画的に育成することが求められ、日常業務を通じた職場内教育（OJT）、職場外研修（OFF-JT）、自己啓発等の様々な方策を講ずる必要がある。また、魅力溢れる管理職像を管理職候補者に積極的に示すことも大切である。

組織的な学校運営を実現する管理職には、従前より求められている教育者としての資質や的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理等のマネジメント能力に加え、これからの時代においては、特に、様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有すること（アセスメント）や、学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくこと（ファシリテーション）が求められる。

こうした能力をもった人材は意図的・計画的に育成する必要がある。そのためには、各教職員のキャリアステージに応じた、実効性のある研修（OJT・OFF-JT）の実施が不可欠である。OJTの内容として学習指導力・生徒指導力については各職場で実施されることは多いが、アセスメント力やファシリテーション力の向上に関わる研修の機会は少ないため、ミドルリーダーや管理職を担う教職員には、これらの内容のOFF-JTへの積極的参加が重要な研修となる。

校長は、学校教育に対する期待に応えるために、研修などを通して教職員に求められる資質・能力を確実に身に付けさせ、揺るぎない信頼を確立していかなくてはならない。学校活性化のためのミドルリーダーの育成、そしてこれからの時代の学校運営を担う明確なビジョンをもつ魅力溢れる人間性豊かな管理職人材の育成を意図的・計画的に進めていかねばならない。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 学校教育への確かな展望をもち、優れた実践力と応用力のあるミドルリーダーの育成

- ・ミドルリーダーに求められる資質・能力を引き出し、その育成に向けた学校づくりの推進
- ・ミドルリーダー育成に向けた人材発掘及び組織的・計画的な育成への取組

##### (2) 社会の変化に主体的に関わり、自ら学び続ける管理職人材の育成

- ・管理職としての資質・能力の向上を図る具体的方策

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する研究資料

#### 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針

文部科学省 令和4年8月31日

#### 三 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項

任命権者が指標を策定することとする趣旨は、教員等の資質の向上を担う任命権者と教員養成を担う大学等の共通認識の下、教員等が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確化することである。

また、指標は、教員等が担う役割が高度に専門的であることを改めて示すとともに、研修等を通じて教員等の資質の向上を図る際の目安として、教員等一人一人のキャリアパスが多様であるとの前提の下、教職生活全体を俯瞰（ふかん）しつつ、自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指す手掛かりとなるものであり、効果的・継続的な学びに結び付ける意欲を喚起することを可能とする体系的なものである必要がある。また、研修実施者が行う研修は、指標を踏まえて策定されることとなる法第22条の4の教員研修計画に基づき実施されるものであることから、教員等の資質の向上が指標を基にして図られていくものであることを十分踏まえる必要がある。

指標については、教員等の年齢構成や経験年数の状況など、様々な状況が各地域によって異なっていることを踏まえ、各地域の実情に応じたものとなるよう留意し、以下の1から4までを踏まえて策定するものとする。

#### 1 学校種・教員等の職等の範囲

指標の対象とする公立の小学校等の教員等の範囲は以下のとおりである。

- (1) 公立の小学校等の範囲は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園である。
- (2) 教員等の範囲は、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師である（教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第2条に規定する臨時的に任用された者等を除く。）。

指標の策定に際しては、必ずしも全ての学校種ごとに個別の指標を策定することを要するものではなく、それぞれの学校種の特性を踏まえつつ、複数の学校種について共通の指標を策定することが可能である。例えば、小学校、中学校及び義務教育学校の教員について共通の指標を策定し、特に小学校の教員に必要な事項について留意事項を付すことや、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員について、共通の指標を策定し、それぞれの教員に必要な事項について留意事項を付すこと等が可能である。

また、必ずしも全ての職ごとに個別の指標を策定することを要するものではなく、それぞれの職の特性を踏まえつつ、複数の職について共通の指標を策定することが可能である。例えば、複数の職に共通の指標として策定し、そのうちの特定の職に必要な事項について留意事項を付すこと等が可能である。

加えて、同じ教諭の職であっても、特別支援学級や通級による指導の担当教諭については、特別支援教育に関する専門性が特に求められることに鑑み、個別の指標を策定することや、特に必要な事項について留意事項を付すこと等の取扱いも考えられる。

さらに、教員等のキャリアパスは単一のものではなく、例えば、教諭から主幹教諭を経て管理職に至り学校運営を担う者、教諭から指導教諭に至り学校内において他の教員の指導を担う者、生涯にわたって教諭としての職務を全うし、特定の分野において高度に専門的な知識及び技能を有する者等、様々な者が存在することを踏まえ、同一の職について複数の指標を策定することも可能である。

他方、校務をつかさどる校長は、学校組織のリーダーとして、教員の人材育成について、大き

な責任と役割を担っており、教員の自律的な成長を促すべき存在である。研修等に関する記録を活用した資質の向上に関する指導助言等の場面においても、指導助言者である教育委員会の服務監督の下、実質的な指導助言者としての役割を担い、一義的な責任を負う主体である。こうしたことを踏まえ、校長については、教員とは別に、個別の指標を策定することとする。

## 2 職責、経験及び適性に応じた成長段階の設定

指標においては、教員等の成長段階に応じた資質の向上の目安とするため、学校種や職の指標ごとに複数の成長に関する段階を設けることとする。その際、必ず、新規に採用する教員に対して任命権者が求める資質を第一の段階として設けることとする。その他の段階は、各地域における教員等の年齢構成や経験年数の状況等といった地域の実情に応じ、例えば、経験年数が1年から5年まで、6年から10年までといったように経験年数に着目した設定のほか、「向上・発展期、充実・円熟期」、「第1ステージ（第1期）、第2ステージ（第2期）」、「初任、中堅、ベテラン」等、必ずしも経験年数のみに着目しない設定が考えられる。

なお、校長については、必ずしも複数の成長段階を設定せずに、共通の指標を設定した上で、そのうち特定の資質に関し必要な事項について留意事項を付すこと等が可能である。

## 3 指標の内容を定める際の観点

### (1) 校長の指標

校長に求められる基本的な役割は、大別して、学校経営方針の提示、組織づくり及び学校外とのコミュニケーションの3つに整理される。これらの基本的な役割を果たす上で、従前より求められている教育者としての資質や的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理等のマネジメント能力に加え、これからの時代においては、特に、様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有すること（アセスメント）や、学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくこと（ファシリテーション）が求められる。

これらの観点を踏まえ、校長の資質について、2の成長段階に応じて向上させる観点も持ちつつ、指標の内容を定めることとする。その際、校長の採用に当たっては、面接等を含む選考試験が実施されることが一般的であることに鑑み、その選考に当たって求める能力と校長の指標との関係について、両者の趣旨の違いを踏まえつつ、整合性の確保について留意することとする。

任命権者においては、それぞれの地域におけるスクールリーダー、更には将来の学校管理職としての活躍が期待される現職教員を教職大学院に派遣しているところであり、校長の指標の策定・変更に当たっては、教職大学院との緊密な連携・協働に特に留意することが重要である。

### (2) 教員の指標

次に掲げる事項に係る資質について、2の成長段階ごとに更に向上させる観点を持ちつつ、指標の内容を定めることとする。教員に共通的に求められる各事項に係る資質の具体的内容は、文部科学大臣が別に定める。

- ① 教職に必要な素養
- ② 学習指導
- ③ 生徒指導
- ④ 特別な配慮や支援を必要とする子供への対応
- ⑤ ICT や情報・教育データの利活用

なお、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員にあつては、学習指導においては保育に関する事項も取り扱うことに留意するとともに、養護教諭にあつては保健管理、健康相談や保健室経営に関する事項等、栄養教諭にあつては食に関する指導と学校給食の管理に関する事項等を適宜加えるなど、上記に掲げる事項を中心としつつも、各職の特性を踏まえ、必要な事項を加えたり、不必要な事項を除いたりすることが可能である。

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について  
～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の  
構築～（中間まとめ）

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会 令和4年10月5日

## 第Ⅱ部 各論

### 2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

#### (4) 校長等の管理職の育成及び求められる資質能力の明確化

校長に求められる基本的な役割は、大別して、学校経営方針の提示、組織づくり及び学校外とのコミュニケーションの3つに整理される。

これらの基本的な役割を果たす上で、従前より求められている教育者としての資質や的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理等のマネジメント能力に加え、これからの時代においては、特に、様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有すること（アセスメント）や、学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくこと（ファシリテーション）が求められる。

また、校長のマネジメントについても、学校で働く人材の多様化が進む中で、職場の心理的な安全を確保し、教職員それぞれの強みを活かすことが一層求められる。

他方、校務をつかさどる校長は、学校組織のリーダーとして、教員の人材育成について、大きな責任と役割を担っており、教師の自律的な成長を促すべき存在である。今回の教育公務員特例法の改正により、新たに、研修等に関する記録を活用した資質の向上に関する仕組みが導入されたが、校長は、指導助言者である教育委員会の服務監督の下、実質的な指導助言者としての役割を担い、一義的な責任を負うことになる。

こうした点を踏まえ、指針においては、校長に関する指標を別に定めることを明記した。今後、任命権者は、校長に関する独自の育成指標を策定し、副校長、教頭、主幹教諭等、将来校長になることが想定されている教師も含めて計画的な育成を図っていく必要がある。

以上のように、今後一層役割が大きくなる校長自身の学びを支援することも重要となる。その点、教職大学院とも連携した専門家など外部有識者からの学びのほか、校長同士の学び合いは、各学校におけるマネジメント能力の向上に有効であり、全国的な校長研修を通じた域内における伝達研修・協議や校長会等による自主的な研究・協議などが一層促進されるべきである。さらに、特に新任校長については、域内のネットワークを活用した先輩校長からの日常的な支援やフィードバックがあることも有効と考えられる。

また、校長等の学校管理職に対する研修の際には、受講者の360度評価や自校の教職員アンケート等を研修の前後に実施し、マネジメント面での成果確認を行うことも有益と考えられる。

文部科学省においては、今年度から、新任校長に対して、学校運営や人材育成に係るマネジメント力向上に向けた研修を実施するとともに、校長同士のネットワーク構築を図ることを目的とした、オンラインと対面を併用したハイブリッド研修をいくつかの自治体で開催しており、来年度以降、更なる展開の検討が必要である。

## 北海道における教員育成指標

北海道教育委員会 平成29年12月  
(令和5年2月差し替え予定)

## Ⅱ 教員育成指標について

### 5 (3) 管理職版育成指標（管理職候補者） キーとなる資質能力⇒期待される具体の姿

○管理職候補者としての学校・園経営力

⇒・校長・園長の経営方針の下、それを達成するため、管理職や同僚、地域等と協働して実践するほか、必要に応じて企画・提案し、職場の協働体制の充実に努めている。

○管理職としての使命感・責任感の醸成

- ⇒・学校教育に携わる者としての熱意や姿勢を一貫して保ち、子どもたちや同僚に対する関心と愛情をもっている。
- ・教育・保育の実践に当たり、国や道、市町村の教育改革の方向性や社会の変化、保護者・地域等の期待を踏まえ、経営方針の具現化に向け、教職員のリーダーとして、組織的な実践等に対する責任を担っている。

○教育理念とリーダーシップの醸成

- ⇒・教育・保育に関する見識をもち、自らの教育理念を高める教育理念とともに、個々の教職員による実践等の相談などに対応するほか、実践を通して得た成果や課題を経営方針に反映できるように、必要な企画・提案などを行っている。

○課題等を把握する力

- ⇒・課題等の把握・分析の実施に当たっては、日々の実践と関連付けて確実に実行するなど、学校・園内外の共通理解を図るほか、効果的な体制づくりや方策等の企画・提案などを行っている。

○経営ビジョンの構想に参画する力

- ⇒・経営ビジョンの構想に当たり、日々の実践と関連付けて、その方向性の具現化に向けた効果的な業務の在り方や、必要な情報等を整理し提供している。

○学校・園内外の協働体制の構築に参画し実践する力

- ⇒・経営ビジョンの具現化に向けた業務の推進に当たり、自ら実践することはもとより、管理職や同僚、地域等との協働に積極的に取り組んでいる。
- ・また、業務を推進する中での成果や課題を関係者で共有し、副校長・副園長・教頭への報告・相談等を行うなど、取り組みの充実に努めている。

○人材を育成する力

- ⇒・教職員が資質能力を向上するための機会と仕組みを活用するほか、自らの資質能力を高め続ける姿勢を有している。
- ・また、若手教員への効果的な指導助言をはじめ、職場で相互に高め合う雰囲気醸成、同僚の相談への対応、配慮ある助言等、ミドルリーダーとしての役割も果たしている。
  - ・さらに、日々の業務の中で、管理職と連携して、働き方改革を推進するとともに、服務規律の遵守やメンタルヘルスにも留意している。

○保護者・地域等と協働する力

- ⇒・日ごろから、保護者・地域等との協働に努め、学校や園の方針を実践を通して発信するとともに、保護者・地域等の声を積極的に把握・整理して副校長・副園長・教頭に報告するほか、必要に応じた提案、同僚や保護者・地域等からの相談への対応を行っている。

○危機管理対応力

- ⇒・日々の業務において、一連の危機対応方針・計画を意識するとともに、子どもたちや職場の小さなサインを見落とすことがないように同僚との意思疎通に努め、必要な報告、改善提案を行っている。
- ・また、危機発生時には、管理職の指示の下、同僚の業務をサポートし、迅速な対応を行っている。

教員育成指標

(使命感や責任感・倫理観、教育的愛情、総合的人間力、教職に対する強い情熱・人権意識、主体的に学び続ける姿勢、子ども理解力、教科等(保育)や教職に関する専門的な知識・技能、実践的指導力、新たな教育課題への対応力、学校(園)づくりを担う一員としての自覚と協調性、コミュニケーション能力(対人関係能力を含む)、組織的・協働的な課題対応・解決能力、地域等との連携・協働力、人材育成に貢献する力 等)

## 分科会の趣旨

多くの人命を奪った北海道胆振東部地震、東日本大震災など、道内・日本各地において特定非常災害や激甚災害となる大きな地震、水害、土砂災害等、自然災害がもたらす被害が一段と危惧されている。交通事故や不審者犯罪、児童虐待等、子どもが被害者となる事故・事件も増加している。また、スマートフォン等の急速な普及により、SNS、無料通話アプリ、オンラインゲーム等によるネット依存、これらの利用に関わるトラブルや犯罪が頻発している。さらに、新型コロナウイルス感染症予防に伴う「新しい生活様式」による危機管理も求められている。このように、子どもたちを取り巻く危機的状況は多様化し、深刻さを増してきている。

こうした現状において、学校には、安全・安心な教育環境を確保するとともに、安全に関わる知識や危険予測、回避能力等を子どもたちに育ていく安全教育に取り組むことが求められている。加えて、子どもたちに予測できない事態が起こった時、当面する課題に向き合い、自ら判断し行動できるようにすることも求められている。

そのため、校長は、教職員に学校安全に関する資質・能力の向上を図るとともに、各教科・領域等を通じて安全教育・防災教育を組織的・計画的に推進し、子どもの命を守るための諸課題に適切に対応していかなければならない。また、安全で安心な社会づくりの担い手となる子どもを育成するために、家庭や地域社会との一層の連携に努める必要がある。

本分科会では、子どもたちの安全・安心を確保し、家庭や地域・関係機関と連携し対応する体制づくりや、命を守る安全教育・防災教育を推進するための具体的方策と成果を明らかにする。

## 研究の視点

**(1) 自ら判断し行動できる子どもを育てる安全教育・防災教育の推進**

近年の自然災害は想定外の規模で発生し、事前に予測することが非常に困難である。そこで、学校では、子どもの安全を確保するための安全・防災についての学習及び多様な訓練の機会を十分に確保する必要がある。さらに、「自分の命は自分で守る。」「自ら判断して行動できる。」という二つの意識が育まれるよう、発達段階に応じた体験的学習を工夫し、危険予測、回避能力を育てていくことが求められている。

このような視点から、子どもが主体性をもって災害や事件・事故等から自らの命を守る危険予測・回避能力をはじめ、自ら判断し行動できるようにするための防災教育・安全教育を推進するために校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

**(2) 家庭や地域・関係機関との連携・協働を図った組織的・計画的な防災教育に関わる取組の推進**

学校は、子どもの安全を確保するために最大限の努力をすることが求められている。また、災害時には地域住民の避難所となるなど、地域防災の拠点となる役割を担うため、家庭や地域・関係機関との連携・協働がより重要となる。

そこで、次世代の地域防災の担い手となる子どもたちが、自らの安全は自らの力で守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」の考え方を理解し行動できるよう、学校と家庭や地域・関係機関がそれぞれ役割を明確にして協力していく必要がある。さらに、地域全体の防災力向上のため、地域と連携・協働した取組の推進が必要となる。

このような視点から、家庭や地域・関係機関との連携・協働を図った組織的・計画的な取組を推進するために校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

## 第9分科会 「学校安全」

### 研究課題 「命を守る安全教育・防災教育の推進と校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

学校をはじめとして、家庭や社会生活における事故、誘拐や傷害などの犯罪による被害、交通事故、自然災害、原子力災害、ネットトラブルなど、多くの危険が子どもたちを取り巻いている。特に、地震や台風、局地的大雨のような特定非常災害や激甚災害などによる重大な自然災害の発生が懸念される。また、新型コロナウイルス感染症予防に伴う「新しい生活様式」による危機管理も求められるようになり、子どもたちを取り巻く危機的状況は多様化し、深刻さを増している。学校安全が取り組むべき課題は、緊急かつ重要である。

学校安全は、「安全教育」「安全管理」「組織活動」の三つの主要な活動から構成され、「生活安全」「交通安全」「災害安全(防災)」の三つの領域からなっている。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱い、児童生徒等が不審者等により危害を加えられる事件も少なくないことから、誘拐や傷害などの犯罪被害防止も重要な内容の一つとなっている。「交通安全」は、様々な交通場面における危険と安全が対象である。「災害安全(防災)」には、地震、津波、火山活動、風水(雪)害のような自然災害はもちろん、火災や原子力災害も含まれている。学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養うことが求められている。安全教育は、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要であり、特に、子どもの安全を確保するためには、子ども自身に危険を予測し、危険を回避する能力を養成するよう実践的な安全教育を推進する必要がある。

防災教育には、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力・判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする側面がある。また、一方で、当面している、あるいは近い将来予測される防災に関する問題を中心に引き上げ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、加えて、望ましい習慣の形成を目指して行う側面もある。防災教育は、児童生徒等の発達段階に応じ、この二つの側面の相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われる。

各学校においては、子どもの時期から自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」等を身に付けさせるために、学習指導要領に基づき関連教科や特別活動など学校の教育活動全体を通じて、防災教育をはじめとした安全教育への取組を行う必要がある。また、自然災害等を想定した避難訓練や地域住民・関係機関等と連携した避難所運営訓練を実施するなど、知識のみならず実践的な防災教育も重要となっている。

次世代の地域防災の担い手となる子どもたちが、自らの安全は自らの力で守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」の考え方を理解し自他や社会のために行動できるよう、学校・家庭・地域・関係機関がそれぞれ役割を明確にして協力していく必要がある。さらに、地域全体の防災力向上のため、地域と連携・協働した防災計画の策定や訓練等の推進が必要となる。

校長は、教職員に学校安全に関する資質・能力を身に付けさせるとともに、各教科・領域等を通じて安全教育・防災教育を計画的・組織的に推進し、子どもの命を守るための諸課題に適切に対応していかなければならない。また、安全で安心な社会づくりの担い手ともなる子どもを育成するために、家庭や地域社会との連携に努めていかなければならない。

#### 2 「研究主題」を究明する視点

##### (1) 自ら判断し行動できる子どもを育てる安全教育・防災教育の推進

- ・安全教育・防災教育に関する教職員の資質・能力の向上を図るための取組
- ・自らの命を守る判断力・行動力を高め、危機回避能力を育む安全教育・防災教育の充実

##### (2) 家庭や地域・関係機関との連携・協働を図った組織的・計画的な防災教育の取組の推進

- ・子どもを含む地域全体の防災能力向上を図るための組織的・計画的な取組の在り方
- ・安全で安心な社会づくりの担い手となる子どもを育成する家庭や地域・関係機関との連携・協働の推進

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

#### 「学校保健安全法」

平成 28 年 4 月施行

#### 第三章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第 26 条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第 29 条第 3 項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第 1 項及び第 2 項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第 27 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第 28 条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第 29 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第 10 条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第 30 条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

令和 3 年度

文部科学白書

文部科学省

#### 第 4 章 初等中等教育の充実

#### 第 11 節 子供の健康と安全

#### 3 学校安全の推進

##### (1) 子供の安全に関する総合的な取組

平成 21 年 4 月に施行された「学校保健安全法」に基づき、学校安全に係る取組を総合的・効果的に推進するため、文部科学省は、24 年度からの 5 年間を計画期間とする「第 1 次学校安全の推進に関する計画」、29 年度からの 5 年間を計画期間とする第 2 次計画を策定し、学校安全の推進に取り組んできました。また、令和 4 年 3 月 25 日に 4 年度から 8 年度の学校安全の推進に関する施策の基本的方向性と具体的な方策を示した「第 3 次学校安全の推進に関する計画」が閣議決定されました。当該計画では施策の基本的な方向性として、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めること、地域の多様な主体と密接に連携・協働しつつ子供の視点を加えた安全対策の推進、全ての学校における実践的・実効的な安全教育の推進、地域の災害リスクを踏まえた



実践的な防災教育・訓練の実施、事故情報や学校の取組状況などデータを活用した学校安全の「見える化」、学校安全に関する意識の向上を図ることを掲げています。

## (2) 学校での子供の安全確保の充実

学校は児童生徒等が安心して学習を行うことが求められる場所であり、学校においてその安全な環境を整備し、事件・事故を防止するための取組を進める必要があります。

文部科学省では、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害や弾道ミサイルの発射・テロ等の新たな危機事象など近年の様々な安全上の課題等を踏まえ、学校における安全教育や安全管理の充実に向けて、学校が危機管理マニュアルを作成する際の参考資料「学校の危機管理マニュアルの作成の手引」（平成30年2月）等の活用を促しています。また、令和3年6月に「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」を作成し、地域や学校の実態に対応した実効性のある危機管理マニュアルの見直しを促しているところです。学校の管理下で発生した様々な事故の教訓を踏まえ、平成26年度から27年度にかけて開催された「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議での議論に基づき、事故後の対応の在り方や再発防止に関する「学校事故対応に関する指針」を28年3月に取りまとめ、学校事故の未然防止、発生後の適切な対応を促しています。

さらに、熱中症事故を防止するため、毎年暑くなり始める前の5月と熱中症救急搬送者数の多い6月を中心に各種通知の発出やメールマガジン、文部科学省ホームページ等により熱中症に対する注意喚起を行っています。

## (3) 地域ぐるみで子供の安全を守る環境整備

学校内のみでなく登下校時を含めた子供の安全を確保するためには、地域社会全体で子供の安全を見守る体制の整備が必要です。

そのため、スクールガード・リーダーやスクールガード（学校安全ボランティア）を活用した地域ぐるみで学校内外における子供の安全を見守る体制の整備に努めています。

また、登下校の安全を確保するため、これまで学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して通学路の交通安全対策に努めるよう促してきました。令和3年6月には、千葉県八街市において下校中の小学生の列にトラックが衝突し、児童5名が死傷するという痛ましい事故が発生したことを受け、国土交通省、警察庁と連携し、全国の自治体に対して通学路における合同点検の実施を依頼し、対策必要箇所を抽出しました。これらの箇所については、可能なものから速やかに対策を実施しており、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進しています。

## (4) 実践的な安全教育の充実

学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う安全教育を、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要です。特に、子供の安全を確保するためには、子供自身に危険を予測し、危険を回避する能力を育成するよう実践的な安全教育を推進する必要があります。

文部科学省は、平成31年3月に、「第2次学校安全の推進に関する計画」や学習指導要領の改訂を踏まえて、学校安全の総合的な参考資料である「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」を改訂して、各学校等に配布しています。

また、令和2年3月には教職員の学校安全に関する資質・能力の向上に資するため、教職員のキャリアステージに応じたeラーニング教材を開発しました。

さらに、「学校安全総合支援事業」において、セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考とするなどして、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組等を支援しています。

このほか、各地方公共団体や学校が、学校安全を推進する上で必要な情報や優れた取組事例を参考にできるよう、文部科学省や各地方公共団体が作成した資料等を掲載した学校安全ポータルサイトを開設し、平成28年4月から運用しています。また、東日本大震災の風化を防ぐ目的として、当時小・中学生及び高校生で会った方々が、被災した経験を語る動画教材を作成し、ポータルサイトにて公開しています。

はじめに

我が国は、近い将来に発生が懸念されている首都直下型地震や南海トラフ巨大地震、激甚化・頻発化する豪雨、台風などの計り知れない自然災害のリスクに直面している。また、学校における活動中の事故や登下校中における事件・事故、SNSの利用による犯罪など子供の安全を脅かす様々な事案も次々と顕在化している。

このような中、学校は、児童生徒が集い、人と人の触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠の前提である。

また、児童生徒は守られるべき対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に身に付け、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるようになることが求められる。

このため、今後5年間（令和4年度から令和8年度）における学校安全に係る基本的方向性と具体的方策を示す「第3次学校安全の推進に関する計画」を策定し、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進する。本計画に基づき、安全で安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図ることが重要である。

言うまでもなく安全に対する取組は全ての世代において行われるべきであるが、学校安全の取組は、安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒が将来社会人となり、様々な場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な社会づくりに寄与するという点で極めて重要な意義がある。

子供が心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を越えて、全ての人々の願いである。本計画を踏まえ、関係者や関係機関が全力で学校安全の取組を実施し、安心で安全な学校づくり、社会づくりを推進するべきである。

## II 学校安全を推進するための方策

### 3. 学校における安全に関する教育の充実

学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育成することを目指すものである。

各学校では、新学習指導要領において重視しているカリキュラム・マネジメントの考え方を生かしながら、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の特色を生かした安全教育の目標や指導の重点を設定し、教育課程を編成・実施していくことが重要であり、各学校において管理職や教職員の共通理解を図りながら、安全教育を積極的に推進するべきである。

#### (2) 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実

(防災教育の重要性・必要性) (抜粋)

甚大な被害をもたらした東日本大震災から10年余りが経過し、震災の記憶が風化し取組の優先順位が低下することが危惧されている。日本国内は、いかなる場所においても大きな地震が起こり得るものであり、予期せぬ地震の発生に対する備えは、学校の所在地に関わらず取組を進める必要がある。

また、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害の発生が懸念されているだけでなく、近年は気候変動等の影響も受けた、豪雨、台風による河川の氾濫、土砂崩れなどの気象災害の激甚化・頻発化、さらには火山災害などが懸念されている。各自治体においては、地域の災害リスクを踏まえ、ハザードマップを適時適切に見直すことが重要である。学校においては、これらの最新のハザードマップなども活用した事前防災の体制強化及び実践的な防災教育の推進が喫緊の課題として求められている。

防災教育は、単に生命を守る技術の教育として狭くとらえるのではなく、どのような児童生徒等の資質・能力を育みたいのかという視点から「防災を通じた教育」と広く捉えることも必要である。防災教育には、災害時に自分と周囲の人の命を守ることができるようになるという効果とともに、児童生徒等の主体性や社会性、郷土愛や地域を担う意識を育む効果や、地域と学校が連携して防災教育に取り組むことを通じて大人が心を動かされ、地域の防災力を高める効果も期待される。自然災害に関する教育を行う際には、自然がもたらす恩恵などについて触れることにより、児童生徒等が自身の暮らす地域に対する理解を深めることができるようにすることへの配慮も必要である。

## 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

## 5. 教育政策推進のための基盤を整備する

## 目標（18）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

教育内容・方法等の変化や多様化への対応などの教育環境の質的向上を図りつつ、早期に耐震化を完了し、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進める。また、教材、学校図書館、社会教育施設等の学校内外における教育環境を充実する。さらに、大学施設については、計画的な老朽化対策に併せ、次代を担う人材育成やイノベーション創出のための教育研究環境の整備を推進する。

また、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っている私立学校の重要性に鑑み、その基盤としての教育研究環境の整備を推進する。

（測定指標）

- ・ 公立学校施設の長寿命化計画の策定率を100%にする
- ・ 緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減
- ・ 教育研究活動に著しく支障がある国立大学等の老朽施設の未改修面積の計画的な縮減
- ・ 私立学校の耐震化等の推進（早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了）

## ○ 安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進

・ 公立学校について、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策の実施に加え、非構造部材の耐震対策、防災機能強化、教育環境の質的向上を推進する。また、国立大学等について、第4次国立大学法人等施設整備5か年計画を踏まえ計画的な老朽化対策や大学の機能強化を支える基盤整備等を着実に実施する。また、私立学校について、国公立学校の状況を勘案しつつ、早期の耐震化完了及び、屋内運動場等の天井等落下防止対策の完了及び非構造部材の耐震対策等防災機能強化を推進する。

## ○ 学校における教材等の教育環境の充実

・ 「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」等に基づく教材の整備を推進する。また、学校図書館図書標準の達成に向けた図書の整備や新聞の配備、司書教諭の養成や学校司書の配置に対する支援のほか、学校図書館ガイドラインや学校司書のモデルカリキュラムの周知により、地域ボランティア等も活用しつつ、学校図書館の整備充実を図る。

## 目標（19）児童生徒等の安全の確保

学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故を可能な限り減少させるとともに、死亡事故の発生を限りなくゼロにすることを目指す。

（測定指標）

- ・ 学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善
- ・ 学校管理下において死亡する児童生徒の数を限りなくゼロにする

## ○ 学校安全の推進

・ 様々な自然災害や交通事故や犯罪等に加え、非常時の国民保護における対応等の新たな安全上の課題も発生している状況を踏まえ、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、児童生徒等の発達段階や学校段階、地域特性に応じた質の高い学校安全の取組を、家庭、地域、関係機関等とも連携・協働しながら、全ての学校において推進する必要がある。このため、全ての学校における学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定・改善や、学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な安全体制の構築を促進する。

また、教職員が各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付けるための研修を実施するとともに、カリキュラム・マネジメントの確立による系統的・体系的な安全教育を推進する。

さらに、外部専門家や関係機関と連携した安全点検の徹底、先進的な取組を参考とするなどして事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組の改善・充実を一連のサイクルとして実施し、学校安全に関するPDCAサイクルの確立を促進する。

<b>IV 危機管理</b>	<b>第10分科会 危機対応</b> <b>研究課題 様々な危機への対応、未然防止の体制づくりと校長の在り方</b>
----------------	---

**分科会の趣旨**

子どもたちを取り巻く環境は急激に変化し、学校が対応しなければならない危機は、風水害などの自然災害のみならず、新型コロナウイルス感染症、食物アレルギーや大気汚染被害の課題など多岐にわたっている。特に、いじめ、不登校、暴力行為等、生徒指導上の問題は依然深刻な課題となっており、児童虐待・ヤングケアラーの増加やスマートフォンなどによるネットいじめなど様々な課題が生じている。

学校は子どもたちが自己実現に向けて学ぶ場であればならない。そして、教職員は子どもたちの安全を守り、安心して学習や諸活動に取り組むことができる環境を整備する必要がある。そのために、学校は、事件・事故等の未然防止や適切な対応など学校危機管理体制の確立とともに、教職員及び子どもたち一人一人の危機対応力を高めることが求められる。

校長は、教職員が様々な危機に対応できるように、危機管理意識を高めるとともに、学校の危機管理体制の充実・改善を行う必要がある。また、日常的に起こりうる危機を想定しながら、保護者や地域、関係機関との連携・協働を図り、共に子どもの安全・安心を確保していく体制をつくることが重要である。

本分科会では、いじめ防止基本方針に基づく一連の取組の具体的な方策や危機管理能力の育成、組織体制づくり、関係機関との連携・協働等、校長の役割と指導性、リーダーシップについて明らかにする。

**研究の視点**

**(1) いじめ・不登校等への適切な対応と体制づくり**

いじめや不登校への対応は学校における重要課題の一つである。また、社会的にも大きな問題として取り上げられ、保護者や地域の関心も高い。

学校は、いじめや不登校等に対する予防的取組を図ることを含め、教職員間で情報を共有しながら、組織的に対応することが必要である。また、いじめや不登校等の問題への取組については、保護者や地域等への説明責任を果たすことが求められる。

また、学校は予防的な取組として、児童に道徳性や規範意識等を養うとともに、子どもたち自身がいじめ防止等に主体的に向かう態度を育む取組の推進を図ることが重要である。さらに、問題発生の際に對して学校全体で早期に対応するなど、各学校の「いじめ防止基本方針」に基づく取組の推進を図っていく必要がある。

このような視点に立ち、いじめや不登校等への適切な対応のための取組を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

**(2) 教職員の高い危機管理能力の育成と未然防止に向けた組織体制づくり**

学校は、様々な危機への対応について、教職員の共通理解の下、より一層、組織的かつ機動的な対応を図っていく必要がある。そこで、校長は、子どもを取り巻く社会情勢の変化や教育課題を的確に把握し、教職員の危機意識や危機対応能力を研修等で高めていかなければならない。そのために、危機管理マニュアルや学校安全計画等の更新・見直しを図り、組織体制づくり等の強化、保護者・地域との信頼関係の構築及び関係機関との連携に努める必要がある。

このような視点に立ち、教職員の高い危機管理能力の育成と未然防止に向けた組織体制づくりを推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

## 第10分科会 「危機対応」

### 研究課題 「様々な危機への対応、未然防止の体制づくりと校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

子どもたちを取り巻く社会的な環境は日々激しく変化し、子どもたちの心身に大きな影響を与えている。家庭においても、少子化や核家族化を背景に、兄弟姉妹が切磋琢磨し、祖父母から継承的な文化を学ぶといった生活体験が減少してきている。また、児童虐待やヤングケアラーの増加等の問題が指摘されている。さらに、地域社会においては、地縁的な連帯が弱まり、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、子どもたちの心の糧となる生活体験や自然体験・社会体験など地域における体験活動が失われてきているといわれている。

このような環境で育ってきている今日の子どもたちは、社会性や自己責任の観念が十分に育まれず、反社会的な行為は子どもであっても許されないという認識が身に付いていない傾向が見られる。また、他者を思いやる温かい気持ちをもつことや、望ましい人間関係を築くことが難しくなっているともいわれ、子どもたちの生活に情報機器が普及・浸透することなどにより、子どもたちが多種多様な情報に接したり発信したりすることが容易になってきている。そのことがスマートフォンなどによる「ネットいじめ」に代表されるように、子どもたちの望ましい人間関係の構築を阻害し、いじめや不登校という現象の表出にもつながっていると考えられる。

このような憂慮すべき問題を直視し、幅広い観点から心の問題を見直し、社会全体が一体となって必要かつ適切な取組を進めていくことが今日喫緊の課題となっている。

また、学校における危機管理とは、

- (1) 児童生徒及び教職員の安全を確保すること
- (2) 学校と児童生徒・保護者・地域社会との信頼関係を保つこと
- (3) 組織的で迅速かつ的確な対応により、学校を安定した状態にすること

を目的として、危機を予知・回避するための方策を講じるとともに、危機発生時には被害や問題を最小限にとどめるために適切な対応をとることである。

校長は、教育目標を達成するために欠くことのできない重要な機能の一つとして健全育成を捉え、教育課程における特定の領域や内容に偏ることなく、学校の教育活動すべてにわたって十分に作用させるようにすることが必要である。また、日常的に起こりうる危機を想定した家庭や地域・関係機関との連携・協働体制を確立しておくとともに、あらゆる教育活動の場面で、全教職員の協働的な取組を展開するようにリーダーシップを発揮することが求められている。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) いじめ・不登校への適切な対応と体制づくり

- ・児童の悩みや相談を学校全体で取り上げる組織的な取組
- ・児童に関わる幅広い情報収集と多面的な理解を図る取組
- ・生徒指導の機能を生かし、関わり合う力を育む教育活動の推進

##### (2) 教職員の高い危機管理能力の育成と未然防止に向けた組織体制づくり

- ・教職員の危機意識・危機対応能力を高めるための研修や組織体制づくり等の取組
- ・地域や家庭・関係機関との連携・協働を図り、児童の自主性と連帯性を育む取組

### 3 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

#### 生徒指導提要

文部科学省

令和4年12月

#### 第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導

#### 第4章 いじめ

#### 4.3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

全ての児童生徒を対象に、①発達支持的生徒指導として、人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しよう」と努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかけたり、②課題未然防止教育として、道徳科や学級・ホームルーム活動等において法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行ったりします。

さらに、③課題早期発見対応として、日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努めます。予兆に気付いた場合には、被害（被害の疑いのある）児童生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対処を心がけます。同時に、学校いじめ対策組織へ状況を報告し、継続的な指導・援助が必要な場合は、④困難課題対応的生徒指導として、丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進めます。保護者とも連携しながら、被害児童生徒の安全・安心を回復するための支援と心のケア、加害児童生徒への成長支援も視野に入れた指導、両者の関係修復、学級の立て直しなどが目指されます。

各学校においては、いじめの認知率を高め、「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、次の段階の取組として、いじめを生まない環境づくりを進め、児童生徒一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかけることが求められます。

#### 4.3.1 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導（抜粋）

児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」へと育つためには、学校や学級が、人権が尊重され、安心して過ごせる場となる必要があります。こうした学校・学級の雰囲気を経験することによって、児童生徒の人権感覚や共生感覚は養われます。

したがって、「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指すことも、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と捉えることができます。その際、児童生徒の基本的な人権に十分に配慮しつつ、次のような点に留意することが重要です。

- ①「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す
- ② 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする
- ③「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
- ④「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す

#### 4.3.2 いじめの未然防止教育（抜粋）

##### (1) いじめの心理から考える未然防止教育の取組

学校においては、道徳科や学級・ホームルーム活動などの時間に、実際の事例や動画などを教材に児童生徒同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を用意することが求められます。児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させることが、いじめの未然防止教育として重要です。

##### (2) いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

いじめはいじめ側といじめられる側という二者関係だけで生じるものではありません。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によって成り立ちます。

いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかポイントになります。日本のいじめの多くが同じ学級・ホームルームの児童生徒の間で発生することを考えると、学級・ホームルーム担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級・ホームルームへの安心感を育み、学級・ホームルーム全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させることが重要です。

##### (3) いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

倫理や道徳、人間関係のモラルという観点から未然防止教育を進めることの重要性は言うまでもありません。しかし、改めて、児童生徒が、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果への顧慮と責任があるという自覚を持つように働きかけることも必要です。

#### 4.3.3 いじめの早期発見対応（抜粋）

##### (1) いじめに気付くための組織的な取組

主ないじめ発見のルートとしては、・アンケート調査 ・本人からの訴え ・当該保護者からの訴え ・担任による発見などが挙げられます。アンケートを実施するに当たっては、いじめを受けている児童生徒が「見られたらどうしよう」といった心配をせずに記入できたり、具体的ないじめの態様ごとの項目を設けて体験の有無を尋ねるなどして精度を高めたりする工夫が必要です。

##### (2) いじめへの対応の原則の共通理解

- ① いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア
- ② 被害者のニーズの確認

③ いじめ加害者と被害者の関係修復 ④ いじめの解消  
4.3.4 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導の実際（抜粋）

いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースとして、次のような状況が考えられます。

- ① 周りからは仲がよいと見られるグループ内でのいじめ
- ② 閉鎖的な部活動内でのいじめ
- ③ 被害と加害が錯綜しているケース
- ④ 職員等が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース
- ⑤ いじめの起きた学級・ホームルームが学級崩壊の状況にある場合
- ⑥ いじめが集団化し孤立状況にある（と被害児童生徒が捉えている場合も含む。）ケース
- ⑦ 学校として特に配慮が必要な児童生徒が関わるケース
- ⑧ 学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

このようなケースについては、できるだけ早い段階から、SC や SSW 等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めることが求められます。

ケース会議においては、①アセスメント（いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童生徒の抱える課題等）を行い、②アセスメントに基づいて、被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針、周囲の児童生徒への働きかけの方針についてのプランニングを行います。

ケース会議後に、③被害児童生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得た上で、④指導・援助プランを実施し、さらに、⑤モニタリング（3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告と心理的状态の把握等）を行う、という流れになります。

## 第10章 不登校

### 10.3 不登校に関する生徒指導の重層的支援構造

#### 10.3.1 不登校対策につながる発達支持的生徒指導（抜粋）

##### (1) 魅力ある学校づくり・学級づくり

全ての児童生徒にとって、学校、とりわけ所属する学級・ホームルームが安全・安心な居場所となるような取組を行うことが重要です。児童生徒が、「自分という存在が大事にされている」「心の居場所になっている」「学校が自分にとって大切な意味のある場になっている」と実感できる学級・ホームルームづくりを目指すことが求められます。特に、入学直後や学級・ホームルーム替え後の時期は、人間関係を一から構築する大切な節目です。学級・ホームルーム担任は、日々の授業や特別活動を通し、全ての児童生徒にとって個々の学びを保障する分かりやすい授業を工夫し、学級・ホームルームが安心して楽しく過ごせる雰囲気になるような居場所づくり・集団づくりを進めることが求められます。

##### (2) 学習状況等に応じた指導と配慮

不登校の原因として、学業の不振がその一つとなっている場合があります。授業において、児童生徒一人一人の学習状況等を把握した上での「指導の個別化」や児童生徒の興味・関心に応じた「学習の個性化」を目指して、個別最適な学びを実現できるような指導の工夫をすることが大切です。「どの児童生徒も分かる授業」、「どの児童生徒にとっても面白い授業」を心がけることで、全ての児童生徒が、学業への意欲を高めたり、学級・ホームルームでの自己存在感を感受したりすることが可能になります。

#### 10.3.2 不登校対策としての課題未然防止教育（抜粋）

##### (1) SOS を出すことの大切さ

児童生徒が自らの精神的な状況について理解し、安心して周囲の大人や友人に SOS を出す方法を身に付けるための教育の推進が求められています。それに加えて、養護教諭や SC、SSW を活用した心身の健康の保持増進に関する教育や保護者を対象とした親子関係や思春期の心理等について学ぶ学習会などを併せて実施していくことが重要です。

##### (2) 教職員の相談力向上のための取組

児童生徒が発する SOS を受けとめるためには、教職員が、児童生徒の状況を多面的に把握するための研修等を行い、教職員の意識改革を目指すことが求められます。

他方、児童生徒の健康状況や気持ちの変化等を可視化するためのツールの開発も進められつつあります。そうしたツールを有効に活用するためにも、学級・ホームルーム担任と教育相談コーディネーター、養護教諭、SC や SSW などが連携して、多角的・多面的な児童生徒理解を可能にする教育相談体制を築くことが重要です。

### 10.3.3 不登校対策における課題早期発見対応（抜粋）

#### (1) 教職員の受信力の向上と情報共有

児童生徒理解は、児童生徒の日常に継続的に関わる教職員だからこそできることであり、毎日見ているという強みを生かして、「ちょっとした変化」「小さな成長」に気付くことも可能になります。そのためにも、日頃から児童生徒の言葉・行動・表情に気を配ると同時に、友人関係や教職員との関係や、学業成績まで、幅広い事項について児童生徒の変化や成長に対するアンテナを高くしておく必要があります。

#### (2) 保健室・相談室との連携

保健室では、心身の不調などの訴えに対して、養護教諭による相談等が行われます。相談室も、SC等が在席している日は、休み時間や放課後などを中心に個別の相談に応じます。その際、児童生徒の話を受け止める養護教諭や教育相談コーディネーター、SC、SSW等と学級・ホームルーム担任、教科担当教員等が連携し、適切に情報を共有することで、心身に不調のある児童生徒を早期に把握し、継続的に休み始める前に関わることが可能になります。

#### (3) 保護者との日頃からの関係づくり

児童生徒は学校や家庭、地域等において様々な人間関係の中で生活しています。家族との衝突が学校での反抗的な態度につながったり、家庭でのトラブルがもとになり気持ちが沈んでしまったりと、心身の不調の背景に家庭の要因が関係していることも少なくありません。その意味からも、不登校の予兆の早期発見・対応において教職員と保護者との信頼関係に基づく情報共有が不可欠と言えます。一方で、児童生徒が不登校になることで不安や焦りを感じている保護者へのカウンセリング等を通じた支援も重要です。

### 10.3.4 不登校児童生徒支援としての困難課題対応的生徒指導（抜粋）

#### (1) ケース会議による具体的な対応の決定

休みが続く児童生徒個々の状況や支援ニーズについては、日頃の状況をよく把握している学級・ホームルーム担任や養護教諭、生徒指導担当教諭や教育相談コーディネーター等とともに、SC、SSW等とも連携の上、ケース会議において、児童生徒や学級への的確なアセスメントを行い、支援の目標や方向性、具体的な対応策などを検討するなどして、実効的なチーム支援の体制を構築することが求められます。

また、児童生徒理解に終わるのでなく、次の一步となる具体的な支援方法（校内での支援体制で支えるのか、学校外の関係機関の力を借りるのか、その場合は、具体的にどの機関と連携するのか等）まで検討することが肝要です。

#### (2) 校内における支援

教室に居場所感が持てない児童生徒の避難場所として、また一旦不登校になったものの学校に戻りたいと思った際の通過点として、別室登校を行うことは珍しくありません。

別室として、保健室や相談室、別室用の小部屋などを用意している学校も増えてきました。また、図書室や校長室などを不登校児童生徒の居場所としている学校もあります。これら以外にも、教室とは別の場所に校内教育支援センター（いわゆる校内適応指導教室）を設置し、学習支援や相談活動を行う学校も見られます。

#### (3) 家庭訪問の実施

家庭訪問の目的の一つは、教職員が児童生徒を「気にかけている」というメッセージを伝えるとともに、安心させることにあります。本人と直接会えない場合は、保護者と話をしたり、持参したプリント類を置いてきたりするだけでも十分に意味があります。登校を強く促したり、勉強の不安を喚起したりするなどの対応は、児童生徒にとって苦しく受け入れがたい関わりとなります。

#### (4) 校外の関係機関等との連携

不登校の状態像が多様化する中、学校内の支援だけでは十分ではないケースも見られます。個々の不登校の状態や背景要因を適切にアセスメントし、教育センター相談室、教育支援センター、フリースクール、児童相談所、クリニックなど、その児童生徒に合った関係機関につなぐ支援が必要になる場合もあります。また、関係機関だけでなく、不登校特例校や夜間中学など、児童生徒を多様な学びの場につなぐ支援も必要です。

#### (5) 家庭や保護者を支える

不登校の子供を持つ保護者は、我が子の将来を案じ、自分の子育てが間違っていたのかと悩み、児童生徒の将来について不安を抱えていることが少なくありません。そうした保護者とは、児童生徒への支援等に先立ち、信頼関係を築くことが重要です。



### 第3章 学校における安全管理

#### 第1節 学校における安全管理の考え方 ポイント

- 学校における安全管理は、事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることである。
- 安全管理は、安全教育と一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できるため、学校安全計画や危機管理マニュアル作成時には十分留意し、実効的なものとする必要がある。

#### 第2節 事故等の未然防止のための安全管理 ポイント

- 事前の安全管理は、事故等の未然防止と事故発生後の的確な対処への備えの両面がある。
- 全ての学校及び全ての教職員は、日頃から組織的に安全管理に取り組む体制を整備するとともに、学校環境や学校生活、通学路等の点検を通して危険な箇所や場面を抽出・分析・管理し、PDCAサイクルの中で、改善を重ねていくこと、実際の事故発生時の対応手順や体制についてあらかじめ十分準備しておくことが重要である。

#### 第3節 事故等の発生に備えた安全管理 ポイント

- 事故等が発生した際、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。そのため、組織として機動的に対応できる救急及び緊急連絡体制を整えておくとともに、迅速かつ適切な手当ができるよう、日頃から全ての職員がその手順について理解し、身に付けておくことが大切である。
- さらに、学校への不審者侵入時や登下校時・校外活動時における事故等発生時、地域・学校の実情を踏まえて起こり得る危険が発生したときなど、個別の場面を想定し、できる限り具体的に手順を定め、教職員のみならず関係者等にも共有しておくことが重要である。

#### 第4節 災害発生時の対応（火災、地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の気象災害、原子力災害等発生時）

##### 1 緊急連絡体制の整備

学校及び周辺で起こり得る様々な災害について、災害時又は災害が発生するおそれがあるときにおける情報連絡を的確かつ円滑に行うため、自治体や教育委員会等の定める計画を踏まえて、学校と教育委員会、防災担当部局との間の情報連絡手段・体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等や地域の関係機関・団体との間の情報連絡体制を整えておく必要がある。

災害によっては、電話、携帯電話、メールなどの通信手段が利用できなくなることを考え、それ以外の連絡方法や、災害発生時の措置をあらかじめ定めておくことも必要である。特に児童生徒等の下校や引渡しについては、災害の種類と程度に応じた基本的パターンを定め、保護者と事前に共通理解を図っておく必要がある。児童生徒等の在宅中（登校前・休日・夜間等）に災害が発生した場合や災害に関する警報が発表された場合、若しくは避難勧告等が発令された場合の登校や休校についても、できる限り事前に設置者等と協議し、同様に基本パターンを決めてあらかじめ保護者に周知する。

なお、災害発生時等に実際に機能するよう、様々な場面・状況（授業中、休み時間や放課後、登下校中、校外学習中、休日の課外活動中等）における児童生徒等の安全確保策や連絡体制を明確にして危機管理マニュアルに盛り込むとともに、訓練等を行うことも大切である。

##### 第5節 事後の対応と学校事故対応 ポイント

- 危機が一旦おさまった後、速やかに児童生徒等の安否確認、必要に応じて学校での待機・保護者への引渡しを行うとともに、教育活動の再開に向けて動き出す。これらをスムーズに行うためには、ルールづくりなど事前の準備が必要である。
- また、必要に応じて児童生徒等への心のケアを十分に実施することが重要である。
- さらに、事故等については、必要に応じて、その背景や要因について、調査・検証を行い、適切に関係者に情報を共有するとともに、再発防止につなげることが重要である。

##### 第7節 安全管理の評価

###### 1 安全管理の評価の意義

安全管理は、現在有効に機能しているように見えても、児童生徒等の状況の変化や学校の置かれている環境の変化などの状況の変化等により潜在的な危険をはらみ、十分でない場合がある。

将来、安全管理の対象や項目が変わったり、安全上の新たな問題が生じたりすることにより、現在の方法を改善する必要がある場合がある。また、人事異動等により、教職員の安全管理に関する理解が低下することも考えられるため、安全管理に関する評価が必要となる。

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、安全管理の対象、観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。なお、評価結果を教職員全員にフィードバックしたり、必要に応じて保護者、地域関係者及び児童生徒等にフィードバックし、その後の指導や管理に生かしたりすることは、安全管理へのより積極的な参画や、安全管理についての改善策の提案を促すことになるので、積極的に行うべきである。特に、施設・設備の活用状況や安全点検等についての評価は、具体的なチェックカードなどを作成し、結果を検討し速やかに対応することが重要である。

**V 教育課題****第11分科会 社会形成能力****研究課題 社会形成能力を育む教育活動の推進と校長の在り方****分科会の趣旨**

今日、少子高齢化や家族形態が変容し、SNSが発達する社会の中で、直接的な人と人との関わりが希薄化する傾向が一層強まっている。それに伴い周囲の人々との交流に消極的な家庭の増加により、地域住民の地域活動が低迷している。さらに、家庭の価値観の多様化や地域コミュニティの変化により、子どもたちの人間関係を育み広げる機会が減少した。こうしたことが要因となり、子どもたちが、地域の中で社会性を高めることが難しい時代を迎えている。また、就業構造も大きく変化し、子どもたちが、自身の未来を豊かに思い描くことが困難な状況も生まれている。

このような情勢の中、学校は、子どもたちに、社会が直面する問題に正面から向き合おうとする強い意志を培い、社会を構成する一員として他者と協働しながらその解決に主体的に取り組もうとする態度を育むことが求められている。

加えて、開かれた学校として地域コミュニティの核となり、社会とどう関わり、どのように貢献していけるかを考えた学校づくりを進めていくことも求められている。

そのような学校づくりを実現するためには、子どもたちが考え行動するプロセスを重視し、地域の特色を生かした豊かな体験活動を積極的に取り入れ、組み立てていくことが大切である。また、全教育活動をキャリア教育の視点から捉え、幅広い学力、コミュニケーション能力や規範意識等、社会的・職業的自立に必要な基盤となる資質・能力を高めていく教育課程を編成することにより、働く意義や目的を探求し、自分なりの勤労観・職業観を形成していくことも重要である。

本分科会では、「社会に開かれた教育課程」の編成に向け、校長のリーダーシップの下、将来の社会を形成する役割を担う子どもたちに、各教科等で身に付けた知識や技能等を基に、よりよい社会の形成に向け、主体性をもって社会に参画し、課題を解決する力や態度を養うための具体的方策と成果を明らかにする。

**研究の視点****(1) 社会の発展に貢献する資質・能力・態度を育む教育活動の推進**

学校は、子どもたちが社会の仕組みを理解できるようにし、自立した社会人として生きていくために必要な資質・能力を育むとともに、社会に貢献しようとする態度の育成を目指している。

そのためには、地域を対象として、地域の人的・物的資源を活用し、体験的学習や問題解決的な学習を積極的に組み立てる必要がある。また、積極的に地域住民の学校運営への参画意識の醸成に努め、目指す子ども像を共有し、ともに子どもたちを育む関係を築いていくことが求められる。校長は、こうした認識の下に、子どもたちが将来への夢や目標を確立し、希望をもって社会の一員として歩き始めることができるよう教育活動を推進していくことが求められている。

このような視点に立ち、他者と協働して主体的に社会に参画し、貢献しようとする意欲や態度を身に付けることができる教育活動を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

**(2) 地域に愛着をもち、よりよい社会の創造に貢献する力を育むキャリア教育の推進**

小学校におけるキャリア教育は、子どもたち一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を養うことを目的としており、発達の段階に応じて組織的かつ計画的に推進していくものである。

これを踏まえて、学校においては、体験的な学習活動を充実させるとともに、家庭・地域社会との連携・協働を図りながら、子どもたちが様々な人々や社会との関わりをもてるよう工夫する。そのような活動を通して、社会生活の基本的ルールを身に付け、社会の中での自己の役割を認識し、働くことの意義や夢をもつことの大切さを理解できるようにすることが求められている。

このような視点に立ち、教育活動全体を通じて、地域に愛着をもち、豊かな未来社会の実現に貢献する力を育むキャリア教育を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

## 第11分科会 「社会形成能力」

### 研究課題 「社会形成能力を育む教育活動の推進と校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的な課題や先見性、意識改革の必要性についての解説

近年、社会が複雑化、多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化している。とりわけ、少子化の進展や家族形態の変容などによる家庭の養育姿勢や地域コミュニティの変化に伴い地域活動への参加機会は減少し、子どもたちが社会性を高めたり、人間関係を育み広げたりする機会は減っている。そのような中、東日本大震災や熊本地震、胆振東部地震、道内外の風水害等、それぞれの被災地において、ボランティア活動や支援活動など、地域の人たちとの絆が改めて見直され、地域コミュニティの形成・発展がますます重要であることも明らかとなった。

また、ここ数年の教育情勢からは、将来を担う子どもたちの豊かな未来づくりを図る、「社会形成能力」の育成を求める内容の記述をしばしば目にする。一例としては、下記のようなものがあり、このような力の育成の重要性を知ることができる。

- ・持続可能な社会の担い手として、個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出す
- ・あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会変化を乗り越えていく力  
(全連小 研究主題 解説より)
- ・一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すことが重要  
(北海道教育推進計画より)

「社会形成能力」とは、多様な他者の考え方や立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力である。この力は、性別、年齢、個性、価値観等の多様な人材が活躍している社会との関わりにおいて様々な他者を認めつつ、協働していく力である。また、変化の激しい今日においては、既存の社会に参画し、適応することのみならず、自ら新たな社会を創造・構築していく資質・能力が求められている。さらに、人や社会との関わりは、自分に必要な知識、能力、態度への気付きだけでなく、将来の自分への夢や希望を与えてくれるものであり、自らを育成する上でも影響を与えるものでもある。具体的な例としては、他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーションスキル、チームワーク、リーダーシップ等があげられる。

また、子どもたちに将来、社会や職業で必要となる資質・能力を育むためには学校で学ぶことと社会とのつながりを意識させることも重要である。そのために校長は、「社会に開かれた教育課程」の意味合いを十分に自覚し、総合的な学習の時間や学校行事の勤労生産・奉仕の行事における職場体験などのキャリア形成に関わる啓発的な体験活動、道徳科における学習の機会を活かしつつ、学校の教育活動全体を通じて系統的、発展的に教育課程に位置付け、編成・実施・評価・改善していくことが必要である。

校長は、将来の社会を形成する役割を担う子どもたちが、よりよい社会の形成に向け、主体性をもって社会の活動に積極的に参画し、課題を解決していく力や態度を養うよう、リーダーシップを発揮して教育課程を編成していくことが必要である。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 社会の発展に貢献する資質・能力・態度を育む教育活動の推進

- ・社会との関わりを豊かにしていく力を身に付ける体験活動の創造
- ・他者と協力して社会の活動に参画し、貢献しようとする意欲や態度を身に付ける教育活動の創造

##### (2) 地域に愛着をもち、よりよい社会の創造に貢献する力を育むキャリア教育の推進

- ・社会と積極的に関わろうとする態度の育成を目指した教育課程の編成
- ・社会づくりに貢献しようとする力を育む、キャリア教育の視点を取り入れた教育活動の充実

### 3 分科会の方向性と研究視点に関する資料

#### 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）

中央教育審議会 平成23年1月31日

#### 第1章 キャリア教育・職業教育の課題と基本的方向性

#### (2) 社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に必要な力の明確化

##### ③基礎的・汎用的能力の内容

- 基礎的・汎用的能力の具体的内容については、「仕事に就くこと」に焦点を当て、実際の行動として表れるという観点から、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力に整理した。

##### (ア) 人間関係形成・社会形成能力

- 「人間関係形成・社会形成能力」は、多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力である。
- この能力は、社会とのかかわりの中で生活し仕事をしていく上で、基礎となる能力である。特に、価値の多様化が進む現代社会においては、性別、年齢、個性、価値観等の多様な人材が活躍しており、様々な他者を認めつつ協働していく力が必要である。また、変化の激しい今日においては、既存の社会に参画し、適応しつつ、必要であれば自ら新たな社会を創造・構築していくことが必要である。さらに、人や社会とのかかわりは、自分に必要な知識や技能、能力、態度を気付かせてくれるものであり、自らを育成する上でも影響を与えるものである。具体的な要素としては、例えば、他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップ等が挙げられる。

##### (イ) 自己理解・自己管理能力

- 「自己理解・自己管理能力」は、自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力である。
- この能力は、子どもや若者の自信や自己肯定感の低さが指摘される中、「やればできる」と考えて行動できる力である。また、変化の激しい社会にあって多様な他者との協力や協働が求められている中では、自らの思考や感情を律する力や自らを研さんする力がますます重要である。これらは、キャリア形成や人間関係形成における基盤となるものであり、とりわけ自己理解能力は、生涯にわたり多様なキャリアを形成する過程で常に深めていく必要がある。具体的な要素としては、例えば、自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付け、忍耐力、ストレスマネジメント、主体的行動等が挙げられる。

##### (ウ) 課題対応能力

- 「課題対応能力」は、仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力である。
- この能力は、自らが行うべきことに意欲的に取り組む上で必要なものである。また、知識基盤社会の到来やグローバル化等を踏まえ、従来の考え方や方法にとらわれずに物事を前に進めていくために必要な力である。さらに、社会の情報化に伴い、情報及び情報手段を主体的に選択し活用する力を身に付けることも重要である。具体的な要素としては、情報の理解・選択・処理等、本質の理解、原因の追究、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善等が挙げられる。

##### (エ) キャリアプランニング能力

- 「キャリアプランニング能力」は、「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリア形成をしていく力である。
- この能力は、社会人・職業人として生活していくために生涯にわたって必要となる能力である。具体的な要素としては、例えば、学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択、行動と改

善等が挙げられる。

## 学習指導要領等解説 総則編

文部科学省 平成29年6月

### 第4節 児童の発達の支援

#### 1-(3) キャリア教育の充実

○ 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること

学校教育においては、キャリア教育の理念が浸透してきている一方で、これまで学校の教育活動全体で行うとされてきた意図が十分に理解されず、指導場が曖昧にされてしまい、また、狭義の意味での「進路指導」との混同により、特に進路に関連する内容が存在しない小学校においては、体系的に行われてこなかったという課題もある。また、将来の夢を描くことばかりに力点が置かれ、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視されていたりするのではないかと、といった指摘もある。

こうした指摘等を踏まえて、キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になる。また、将来の生活や社会と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められる。さらに、本改訂ではキャリア教育の要となる特別活動の学級活動の内容に(3)一人一人のキャリア形成と自己実現を設けている。その実施に際しては次の2点に留意することが重要である。

一つ目は、総則において、特別活動が学校教育全体で行うキャリア教育の要としての役割を担うことを位置づけた趣旨を踏まえることである。キャリア教育の要としての役割を担うこととは、キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これからの学びや自己の生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすことである。この点に留意して学級活動の指導に当たることが重要である。

二つ目は、学級活動の(3)の内容は、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるよう整理することにより設けたものであるということである。ここで扱う内容については、将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主体的な意思決定を大切にしている活動である。中学校、高等学校へのつながりを考慮しながら、小学校段階として適切なものを内容として設定している。キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであることから、夢を持つことや職業調べなどの固定的な活動だけに終わらないようにすることが大切である。学校の教育活動全体を通じて行うキャリア教育を効果的に進めていくためには、校長のリーダーシップのもと、校内の組織体制を整備し、学年や学校全体の教師が共通の認識に立って指導計画の作成に当たるなど、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たることが重要である。また、キャリア教育は、児童に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させる学習であることから、その実施に当たっては、職場見学や社会人講話などの機会の確保が不可欠である。「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、幅広い地域住民等（キャリア教育や学校との連携をコーディネートする専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）と目標やビジョンを共有し、連携・協働して児童を育てていくことが求められる。さらに、キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。その際、各学校は、保護者が児童の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路を巡る環境の変化等の現実に即した情報を提供して共通理解を図った上で、将来、児童が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要である。

## 第4章 初等中等教育の充実

## 第5節 キャリア教育・職業教育の推進

## 1 キャリア教育の推進

## (1) 初等中等教育におけるキャリア教育の推進

今日、日本社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、特に、産業や経済の分野においてその変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化に直結しています。このような中で現在の若者と呼ばれる世代は、無業者や早期離職者の存在などに見られるように「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないという点において困難に直面していると言われています。

こうした状況に鑑み、子供たちが、「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要です。そのためには、「学校から社会・職業への移行」を円滑にし、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けることができるようにするキャリア教育を推進していくことが重要です。小・中・高等学校の新学習指導要領においても、キャリア教育の充実を図ることについて明示されました。このようなキャリア教育を推進するため、文部科学省では、キャリア教育の実践の普及・促進に向けて様々な施策を展開しています。

例えば、児童生徒が自らの学習活動等の学びのプロセスを記述し振り返ることのできるポートフォリオ的な教材である「キャリア・パスポート」について、活用を促すとともに、校種間の引き継ぎについて都道府県教育委員会等に周知しています。

〈令和3年度実施施策〉

1. チャレンジ精神や他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した、小・中学校等における起業体験の推進
  2. 厚生労働省、経済産業省と連携した「キャリア教育推進連携シンポジウム」の合同開催
  3. キャリア教育の充実・発展に尽力し、顕著な功績が認められた学校、教育委員会等に対する「文部科学大臣表彰」や、学校、地域、産業界、地方公共団体等の関係者が連携・協働して行うキャリア教育の取組に対する「キャリア教育推進連携表彰」（経済産業省と共同実施）を実施し、先進的な取組を全国へ普及・啓発
- (2) 職場体験、インターンシップ（就業体験）等の体験活動の推進

職場体験やインターンシップ（就業体験）は、生徒が教員や保護者以外の大人と接する貴重な機会となり、

1. 異世代とのコミュニケーション能力の向上が期待されること、
2. 生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成が促進されること、
3. 学校における学習と職業との関係についての生徒の理解を促進し学習意欲を喚起すること、
4. 職業の現場における実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となること

など、極めて高い教育効果が期待されます。このため、キャリア教育の中核的な取組の一つとして、学校現場における職場体験、インターンシップの普及・促進に努めています。

公立小学校では、多くの学校において職場見学が実施されています。公立中学校における職場体験は、令和元年度の実施率が97.9%と、ほとんどの中学校において実施されています。こうした職場体験を一過性の行事として終わらせることのないよう、学校における事前指導や事後指導の実践に当たっては、日常的教育活動と関連付けて職場体験の狙いや効果を高めることを目的とした実践にするなど更なる工夫が求められます。公立高等学校（全日制及び定時制）における令和元年度のインターンシップ実施率は85.0%となっています。しかし、参加が希望制となっている学校が多いため、在学中にインターンシップを体験した生徒の割合は、普通科においては26.5%、職業に関する学科においては71.7%、全体で39.9%となっており、参加率の向上が今後の課題となります。

## 第2章 北海道の現状と課題

## 2 子どもたちや教育の現状

## (5) キャリア教育

キャリア教育は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すことが重要となっています。こうした中、進学や就職などの進路の目標が決まらないまま卒業を迎える生徒が一定程度いることから、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身に付けていくことができるよう、小・中・高校におけるキャリア教育を充実させることが求められています。このため、児童生徒がキャリア・パスポート等を活用しながら、自らのキャリア形成を見通したり振り返ったりするなど、自身の変容や成長を自己評価する学習活動などの充実により、産業構造の変化やグローバル化等、社会の急激な変化に対応できる資質・能力を身に付けさせるため、関係機関等と一体となって教育活動全体を通じた組織的かつ計画的なキャリア教育を実践することが重要です。特に、高校の職業学科においては、企業や産業界、大学等と連携し世界を視野に地域の課題解決に主体的に取り組むなど、「社会に開かれた教育課程」の改善・充実を図りながら、地域の持続的な成長を支える最先端の職業人を育成することが必要です。

## 第3章 施策【施策の柱1 子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進】

## 7 キャリア教育の充実

<施策の方向性～10年後を見据えて～>

- 社会的・職業的自立に向け、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、児童生徒一人一人のキャリア形成を育むために、キャリア・パスポートを活用するなど、児童生徒が自身の変容や成長の自己評価を促すキャリア教育を実践します。
- 進学希望者が多い普通科高校等においても勤労観・職業観を育成するため、大学・大学院での学習や研究経験を必要とする職業に焦点を当て、大学や研究施設等の専門機関におけるアカデミック・インターンシップを推進するなど、計画的な就業体験を促すキャリア教育を実践します。
- 産業構造の変化やグローバル化等、社会の急激な変化に対応できる資質・能力を身に付けた人材を育成するため、企業や産業界、大学等と連携し世界を視野に地域の課題解決に主体的に取り組むなど、地域と学校が一体となった教育課程の改善・充実を図りながら、持続的な成長を促す産業教育を実践します。
- 高校においては、進路目標が定まらないまま卒業する生徒が存在することや、就職後3年以内に離職する割合が全国に比べて高い状況にあることから、キャリアプランニングスーパーバイザーによる学校支援を行うなど、生徒の自己肯定感を高め、職業意識を向上させるための就職指導の改善・充実を図ります。

<主な取組>

- キャリア・パスポート等を活用したキャリア教育の推進
  - ・ 家庭・地域など一体となり学校の教育活動全体を通して行う組織的かつ計画的な進路指導の強化
  - ・ 主体的に進路選択ができるよう、小・中・高校におけるキャリア・パスポート等の活用の促進
  - ・ 社会の形成に主体的に参画しようとする力を育成する学習活動の推進
  - ・ 児童生徒が自身の変容や成長を自己評価する学習活動を促進
- 就業体験活動（インターンシップ）の充実
  - ・ 勤労観・職業観を育成する就業体験活動等の体系的な指導の強化
  - ・ 進学希望者が多い普通科高校に、アカデミック・インターンシップを含む就業体験活動の推進
  - ・ 大学卒業が前提となる資格を要する職業にも拡大した就業体験活動の推進
- 地域や産業界と高校が一体となった社会に開かれた教育課程の推進
  - ・ 産学官が一体となった教育課程の改善を図る職業人材育成システム\*の強化
  - ・ 産業界等と連携し、学びの場を学校外に確保した職業教育の推進
  - ・ デジタル化に対応した最先端の知識や技術を習得する実践的な職業教育の充実

**V 教育課題****第12分科会 自立と共生****研究課題 自立と共生の実現に向けた教育活動の推進と  
校長の在り方****分科会の趣旨**

現在、我が国が目指しているのは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会であり、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる「共生社会」である。その実現のために、小学校教育では、一人一人の自分らしさを大切にしながら、夢や希望をもって「自立する力」を育むことが大切である。それとともに、互いに仲間として支え合いながら、よりよい社会を築いていこうとする「共生」の態度を養うことも重要である。

そこで、学校においては、障がいの有無に関わらず誰もが自立し互いに尊重し合える「共生社会」を築くために、子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する必要がある。このような視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握するとともに、能力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服できるよう特別支援教育を発展・充実させていくこと、そして、子どもたちの自己肯定感を高め、「自立する力」と「共生」の態度を育み養っていくことが大変重要である。

また、子どもたちには、障がいの有無に関わらず、「共生社会」の創り手として、多様な他者と協働する資質・能力を育む教育の推進が求められている。

そこで、学校においては、「自立と共生」の社会づくりにおける学校の役割の大きさについて教職員の理解促進と専門性の向上を図りながら、カリキュラム・マネジメントの確立や校内支援体制の整備、地域の医療・福祉といった関係機関との連携、家庭・地域への理解啓発などをより一層推進させていかなければならない。

本分科会では、このような「自立と共生」の視点に立った社会づくりにおける特別支援教育の役割について共通認識に立ち、子どもの「自立する力」を育む特別支援教育や多様な他者と共生し協働する資質・能力を育む教育を推進するための具体的方策と成果を明らかにする。

**研究の視点****(1) 子どもの自立や社会参加に向けた特別支援教育の推進**

「共生社会」の実現には、障がいの有無に関わらず、共に活動し共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築と、子どもたちの自立と社会参加の一層の推進が重要である。そして、これまで以上に子ども一人一人の教育的ニーズを把握し適切な指導や支援を充実させていく必要がある。

校長は、きめ細やかな質の高い指導・支援の充実を目指し、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を図るとともに、子どもたちが地域社会の構成員であることを学ぶ地域社会での交流や学習の推進を図る必要がある。また、医療機関や関係機関との連携を強化し、全ての子どもたちが、その能力を十分に発揮できる学習環境の整備に努める必要がある。

このような視点に立ち、子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

**(2) 多様な他者と協働する資質・能力を育む教育の推進**

現代においては、子どもたちは、「共生社会」の創り手として、予測できない変化に主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して自らの可能性を発揮し、他者と協働して課題を解決していく力の育成が求められている。

校長は、子ども一人一人が障がいの有無に関わらず、自分のよさや可能性をしっかりと認識していく指導及び支援、そして、他者を価値ある存在として尊重し、多様な他者と協働する資質・能力を育んでいく教育活動が実施されるために必要なカリキュラム・マネジメントに努めなければならない。

このような視点に立ち、「共生社会」の実現に向けた多様な他者と協働する資質・能力を育んでいく上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。



## 第12分科会 「自立と共生」

### 研究課題 「自立と共生の実現に向けた教育活動の推進と校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

LD、ADHD、高機能自閉症も含めて障がいのある児童生徒に対して、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要である。小学校においては、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の子どもに対する理解や指導及び支援に努めてきている。「校内委員会設置」「特別支援教育コーディネーターの指名」といった基礎的な支援体制はほぼ整備されており、さらに、「個別の指導計画の作成」「個別の教育支援計画の作成」についても着実に取組が進んだことで、連続性のある一貫した教育支援体制の充実が図られてきている。さらに、28年4月からは、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用を受け、学校現場では合理的配慮が求められるようになり、保護者を含め関係機関との一層の連携が必要不可欠となっている。

また、障がいのある児童生徒のニーズは、教育、医療、福祉等様々な観点から生じるものである。これらのニーズに対応した施策はそれぞれ独自に展開できるものもあるが、類似しているもの、または密接不可分なものも少なくない。したがって、教育という側面から対応を考えるに当たっても、医療、福祉等の面からの対応の重要性も踏まえて、関係機関等の連携協力に十分配慮することが必要となる。また、医療、福祉等の面からの対応が行われるに当たっても、教育の立場から必要な支援・協力を行うことが重要である。

さらには、少子高齢化や情報化、グローバル化が進む現代社会において、一人一人の子どもが自分のよさや可能性を認識するとともに、様々な国籍や自然、文化、また男女共同参画への考え方、高齢者福祉などあらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な他者と協働しながら様々な「共生社会」の創り手となることが求められている。そこで、互いを理解するためには、他者への共感や思いやりの心、相手の立場で物事を考える能力や態度を醸成することがとても重要である。

こうしたことから、特別支援教育や共生社会の実現に向けた資質・能力を育む教育の理念と基本的考え方が普及・定着することは、学校教育だけでなく、よりよい社会を築いていく上で、積極的な意義を有するものである。

我が国が目指すべき社会は、性別や国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会であり、国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、多様な生き方を自らの意思で選択することのできる社会である。その実現のため、学校教育は、障がい者の自立と社会参加を見通した取組や多様な他者と共生し協働する資質・能力を育む取組によって、重要な役割を果たすことが求められる。その意味で、特別支援教育や共生社会の実現に向けた資質・能力を育む教育の理念や基本的考え方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有されることを目指すべきである。

校長は、家庭や地域・関係機関等との連携を深め、ノーマライゼーションの理念と具現化の方策を普及、浸透すると共に、子どもの発達や障がい等についての理解を広げ、子どもや保護者に温かく寄り添い、子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育を推進するとともに、共生社会の実現に向けた資質・能力を育む教育の推進に向けて、強くリーダーシップを発揮することが求められている。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 子どもの自立や社会参加に向けた特別支援教育の推進

- ・特別支援教育の校内支援体制の整備と関係機関等の連携の在り方
- ・特別支援教育の推進を目指す教職員の意識改革と専門性の向上

##### (2) 多様な他者と協働する資質・能力を育む教育の推進

- ・多様な他者と共生し協働する資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの確立
- ・「共生社会」の創り手となる子どもを育むための家庭や地域への理解啓発及び連携の在り方

### 3 分科会の方向性と研究視点に関する資料

#### 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の

#### 学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）

中央教育審議会 平成 28 年 12 月 21 日

#### 第 1 部 第 8 章 子供一人一人の発達をどのように支援するか

#### 5. 教育課程全体を通じたインクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育

- 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、子供たちの自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、子供たちの十分な学びを確保し、一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。
- その際、小・中学校と特別支援学校との間での柔軟な転学や、中学校から特別支援学校高等部への進学などの可能性も含め、教育課程の連続性を十分に考慮し、子供の障害の状態や発達の段階に応じた組織的・継続的な指導や支援を可能としていくことが必要である。
- そのためには、特別支援教育に関する教育課程の枠組みを、全ての教職員が理解できるよう、小・中・高等学校の各学習指導要領の総則において、通級による指導や特別支援学級（小・中学校のみ）における教育課程編成の基本的な考え方を示していくことが求められる。また、幼・小・中・高等学校の通常の学級においても、発達障害を含む障害のある子供が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示していくことが必要である。
- また、通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援画」や「個別の指導計画」を全員作成することが適当である。
- 障害者理解や交流及び共同学習については、グローバル化など社会の急激な変化の中で、多様な人々が共に生きる社会の実現を目指し、一人一人が、多様性を尊重し、協働して生活していくことができるよう、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」と関連付けながら、学校の教育活動全体での一層の推進を図ることが求められる。さらに、学校の教育課程上としての学習活動にとどまらず、地域社会との交流の中で、障害のある子供たちが地域社会の構成員であることをお互いが学ぶという、地域社会の中での交流及び共同学習の推進を図る必要がある。

#### 小学校学習指導要領

文部科学省 平成29年 3 月

#### 小学校学習指導要領 総則 第 4 児童の発達の支援

#### 2 特別な配慮を必要とする児童への指導

#### (1) 障害のある児童などへの指導

- ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。
- イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。
  - (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

## 小学校学習指導要領解説 総則編

文部科学省 平成29年6月

### 小学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第4節 児童の発達の支援

#### 2 特別な配慮を必要とする児童への支援

##### (1) 障害のある児童などへの指導

そこで、校長は、特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める必要がある。その際、各学校において、児童の障害の状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

こうした点を踏まえ、各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、個に応じた指導内容や指導方法を計画的に検討し実施することが大切である。

さらに、障害のある児童などの指導に当たっては、担任を含む全ての教師間において、個々の児童に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要がある。また、集団指導において、障害のある児童など一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の児童に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切である。

## 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する 教育支援体制整備ガイドライン

文部科学省 平成29年3月

### 第3部 学校用

#### ○校長（園長を含む）用

##### <チームとしての学校全体で行う特別な支援>

平成27年12月21日に中央教育審議会が取りまとめた「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」によると、今後の学校は、

① 個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げること。

② 生徒指導や特別支援教育等の充実を図るため、学校や教員が、心理や福祉等の専門家や専門機関と連携・分担する体制を整備・強化すること。

が求められており、「チームとしての学校」の体制を整備することで、教育活動を充実していくことが期待されています。

特別支援教育は、かねてから教育上特別の支援を必要とする児童等に対して、学校全体で行う支援体制の構築を目指しており、今後、「チームとしての学校」の体制を整備するに当たっても、特別支援教育の視点を効果的に生かした学校経営が求められています。

**1. 特別支援教育を柱とした学校経営** 校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、学校経営の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた学校内での教育支援体制の整備を推進します。

### (1) 校長のリーダーシップと学校経営

特別支援教育の全校的な教育支援体制を確立するためには、校長がリーダーシップを発揮し、校長自身が特別支援教育に関する理解を深めていく必要があります。特別支援教育に学校組織全体として取り組むためには、校長が作成する学校経営計画（学校経営方針）の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた基本的な考え方や方針を示すことが必要です。

学校経営上、校長が念頭におくべき事項として、次のような内容が考えられます。

- 特別支援教育を学校全体として行うために必要な体制の構築（組織対応）
- 特別支援教育に関する教員の専門性の向上（資質向上）
- 特別支援教育についての児童等、保護者及び地域への理解啓発（理解推進）
- 特別支援教育に関する外部の専門機関等との連携の推進（外部連携）

### (2) 学校内での教育支援体制の構築・運営

学校内での教育支援体制を確立するために、校長は次のような体制を構築し、効果的な運営に努めます。

- 校内委員会を設置して、児童等の実態把握を行い、学校全体で支援する体制を整備する。
- 特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付ける。
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に努め、管理する。
- 全ての教職員に対して、特別支援教育に関する校内研修を実施したり、校外での研修に参加させたりすることにより、専門性の向上に努める。通級担当教員、特別支援学級担任については、特別支援学校教諭免許状を未取得の教員に対して取得を促進するなど育成を図りつつ、特別支援教育に関する専門的な知識を特に有する教員を充てるよう努める。
- 教員以外の専門スタッフの活用を行い、学校全体としての専門性を確保する。
- 児童等に対する合理的配慮の提供について、合意形成に向けた本人・保護者との建設的対話を丁寧に行い、組織的に対応するための校内体制を整備する。

### (3) 学校内での教育支援体制についての児童等・保護者や地域への周知

特別支援教育を推進するために、特別支援教育の対象となる児童等や保護者、周囲の児童等や保護者に対しても、特別支援教育についての正しい理解及び学校内での教育支援体制を広めていくことが重要です。

例えば、次のようなあらゆる機会をとらえて理解の推進を図る必要があります。

- 学校経営計画（学校経営方針）のホームページへの掲載等。
- 児童等向けには、儀式的行事での挨拶、全校朝会での講話等。
- 保護者向けには、学校だよりやPTA総会、研修会等での挨拶等。
- 地域向けには、学校評議員・学校運営協議会・学校関係者評価委員会への教育方針の説明等。

## 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）

中央教育審議会 令和3年1月26日

### 4. 新時代の特別支援教育の在り方について

#### (1) 基本的な考え方

- 特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- 一方で、少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正62等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加しているなど、特別支援教育を巡る状況が変化している。また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休業により特別支援学校を始めとする学校が障害のある子供にとってのセーフティネットとしての役割を果たすなど、社会全体で特別支援教育が果たしている機能や役割等が再認識されるとともに、特別支援学校等だけでその全ての期待に応えることの難しさなど、今後の課題も明らかになりつつある。
- また、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場第4章 初等中等教育の充実の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

## ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

関係閣僚会議 平成29年2月

### I. 基本的考え方

#### 1. 我々の目指す共生社会（東京2020パラリンピック開催を契機として）

我々は、障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現することを目指している。この共生社会は、様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障害のある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会である。

## 障害のある子供の教育支援の手引

～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～ 文部科学省 令和3年6月

### 第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

#### 1. 障害のある子供の教育に求められること

障害のある子供の自立と社会参加を見据え、子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう…(中略)…これにより、障害の有無にかかわらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指すこととしている。

**V 教育課題**

**第13分科会 社会との連携・協働**

**研究課題 家庭や地域等との連携・協働、学校段階等間の  
接続・連携の推進と校長の在り方**

**分科会の趣旨**

急激な少子高齢化やグローバル化の進展など、社会環境が大きく変化する中で、地域においては、つながりや支え合いの希薄化による家庭や地域の教育力の低下などの課題が指摘されている。また、子どもの貧困や子育てに不安をもつ保護者の増加など、家庭環境も大きく変化し、そのため規範意識や他者とのコミュニケーション力が十分に育たず、それが問題行動の要因の一つとなっている。一方学校においては、いじめや不登校、特別な支援を要する子どもの増加など、子どもたちを取り巻く課題はますます複雑化・困難化している。

これらの課題には、学校現場のみならず社会総がかりで対応することが求められており、望ましい子どもの育成及び生徒指導上の課題へ対応するために、学校と家庭や地域等とが一体となって取り組む組織的な体制を作っていくことが必要不可欠である。

また、依然として「小1プロブレム」「中1ギャップ」と呼ばれる学校段階等間の接続上の課題も存在している。子どもたちがスムーズに学校に適應できるようにするために、また、長いスパン、同じベクトルで子どもたちの成長を積み上げていくために、学校段階等間の接続・連携をより一層推進する必要がある。

校長は、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、家庭や地域の人々とともに子どもを育てていくという視点に立ち、地域とともにある学校づくりや、学校段階等間のより円滑な接続・連携、そしてそれらに伴う教育環境の整備等を推進していく必要がある。

本分科会では、校長のリーダーシップの下、子ども一人一人の将来を見据え、家庭や地域等との連携・協働や学校段階等間の円滑な接続・連携を推進するための具体的な方策と成果を明らかにする。

**研究の視点**

**(1) 家庭や地域等と連携・協働を深め、創意ある教育活動を展開する学校づくりの推進**

子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を育成するためには、地域社会と連携を深め、学校内外での子どもたちの生活の充実と活性化を図ることが必要である。そのためには、その地域の特色を生かし、継続的、双方向的な連携・協働を推進して、それぞれの教育機能が確実に発揮できるよう、その中心的な役割を果たすことが求められている。

校長は、この認識のもと、家庭や地域等の実態を重視し、教育目標やビジョンを保護者や地域と共有しながら、その実現に向けて連携・協働していく、地域とともにある学校づくりを推進していく必要がある。

このような視点に立ち、家庭や地域等と連携・協働を深め、創意ある教育活動を展開する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

**(2) 成長の連続性を生かした学校段階等間の接続・連携の推進**

次世代を担う子どもたちが、本来もっている能力を十分に発揮し、自己実現を図っていくためには、将来を見据え幼児期から小中学校9年間の成長・発達を見通した教育を推進していくことが必要である。

幼・保・小・中がそれぞれの相互理解を図り、接続期のカリキュラムの工夫・改善や教育活動の成果や課題の共通理解、子ども同士の交流など、成長を連続させるための具体的な取組を推進することで「小1プロブレム」「中1ギャップ」といった課題も解決されていく。

校長は、中・長期的な展望に立ち、子どもたちが各学校段階において、自身の能力を十分に発揮できるように、円滑な接続・連携をより一層推進しなければならない。

このような視点に立ち、学校段階等間の成長の連続性を重視し、円滑な接続・連携を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

## 第13分科会 「社会との連携・協働」

### 研究課題 「家庭や地域等との連携・協働、学校段階等間の接続・連携の推進と校長の在り方」

#### 1 「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきた時代背景を踏まえた上で、学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしなが、学校教育を学校内に閉じず、地域の人的・物的資源も活用し、社会との連携・協働によりその実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視することとしている。

ここにみられるキーワードは、連携・協働、「社会に開かれた教育課程」である。

さらに、平成27年12月の中教審答申では、これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿として、「地域とともにある学校への転換」「子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築」「学校を核とした地域づくりの推進」の3点を挙げている。

「地域とともにある学校への転換」については、開かれた学校から更に一步踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことを目指して、取組を推進していくことが必要である、としている。「子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築」については、地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制」を一体的・総合的な体制として構築することが必要である、としている。「学校を核とした地域づくりの推進」については、学校を核とした連携・協働の取組を通じて、子どもたちに地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進していくことが重要である、としている。

また、平成28年12月に提示された小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引きでは、子どもたちは義務教育9年間の中で日々の学習を積み上げて成長していくが、例えば、「小学校低学年の教員は、中学校での学習や子どもたちが中学校を卒業するときの姿をイメージしながら日々の教育活動を行っているのか」「中学校の教員は、小学校のどの学年で何を学んで、何につまずいて今の子どもたちの姿があるのかを知った上で指導に当たっているのか」といった問いに向き合い、目の前の子どもたちの課題に応じた対策を模索することの重要性について述べられている。さらに、様々な生徒指導上の課題が早期化し、中学校からではなく、小学校高学年からの対応が必要になっているという指摘もあり、生徒指導上の課題について小学校と中学校が連携し、義務教育の9年間で子どもたちの望ましい成長を促すことの必要性も述べられている。また、学習指導要領総則編では、幼保小接続に関しては、小学校入学当初、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的に弾力的指導を行うことと述べられている。

これらは、「社会に開かれた教育課程」の実現を中心に据えて、一体的な改革を進めるものであり、今後、その進展と軌を一にしなが、教育課程の改善を進めていく必要がある。

#### 2 「研究課題」を究明する視点

##### (1) 家庭や地域等と連携・協働を深め、創意ある教育活動を展開する学校づくりの推進

- ・「地域とともにある学校」を目指した教育活動の構築
- ・学校、家庭、地域をつなぐ持続可能な体制の創造

##### (2) 成長の連続性を生かした学校段階等間の接続・連携の推進

- ・幼児期に育まれてきた力と小学校での学習の円滑な接続・連携の在り方
- ・義務教育9年間の学習の積み上げと望ましい成長を促す教育課程の改善

### 3 分科会の方向性と研究視点に関する資料

令和3年度 文部科学白書

文部科学省

#### 第3章 生涯学習社会の実現

##### 第3節 社会教育の振興と地域全体で子供を育む環境づくり

###### 3.社会全体で子供たちの学びを支援する取組の推進

###### (1)地域と学校の連携・協働のための仕組み

社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、学校は、地域社会の中でその役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要です。学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、これからの学校は、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを保護者や地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があります。また、地域においても、学校と連携・協働してより多くの地域住民等が子供たちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが重要です。

このため、文部科学省では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を推進しており、全ての公立学校に学校運営協議会が設置されることを目指しています。また、「社会教育法」に基づき、幅広い地域住民等の参画により地域全体で子供たちの学びや成長を支える様々な活動である「地域学校協働活動」を推進しており、全ての小中学校区において地域学校協働活動が実施されることを目指しています。

新学習指導要領の理念である、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けては、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、学校と保護者や地域住民等とが教育課程に関する情報や課題・目標を共有するとともに、学校教育を学校内に閉じずに、地域の人的・物的資源を活用しながら授業等を実施するといったことが可能となります。

また、学校運営協議会において保護者や地域住民等の理解と協力を得ながら、行事の見直しや必要な地域学校協働活動に関する協議を行うなど、学校における働き方改革に取り組む上でも重要な仕組みです。

さらには、地域と学校をつなぐコーディネーターである「地域学校協働活動推進員」が学校運営協議会の委員となることで、協議の場である学校運営協議会と実働の場である地域学校協働活動が円滑に連携し、両者の機能を高め、学校と地域の更なる連携・協働が推進されるなどの相乗効果が期待されます。

北海道教育推進計画（素案）

北海道教育委員会 令和4年9月

（令和5年2月差し替え予定）

#### 第2章 北海道の現状と課題

##### 2 子どもたちや教育の現状

###### (13)学校と地域の連携

人口減少、少子高齢化などの社会の変化に伴い、地域と学校を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。

家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化といった様々な要因により、地域社会における支え合いやつながりが弱まっており、機能停滞などにつながっていると指摘されています。また、人口減少と少子高齢化に加え、若者の札幌市など都市部への人口集中や道外への人口流出などにより地方の過疎化が進行し、地域社会の教育力の低下に加え学校数の減少や高校の小規模校化などの課題が生じています。さらに学校では、経済的困窮を背景に地域や社会から孤立した子どもや、特別な教育的支援を必要とする子どもの増加等、子どもたちを取り巻く環境が刻一刻と変化しており、学校だけでは解決が難しい課題も生じています。

これらの課題の解決策の一つとして、学校が地域と連携・協働した取組を進めるコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の設置に取り組んでおり、両方を整備している学校の割合は全国と比べ高い状況にあります。また、「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を一層推進することを通じて、全ての子どもたちが、身近な地域の人や魅力などを知り、地域の一員としての意識を育み、安心して楽しく学校に通える環境を整える必要があります。

また、地域と一体となって教育活動に取り組む体制の構築や地域における教育機能の維持、各地域における自然や歴史、産業をはじめとする教育資源の活用、アイヌの人たちの歴史や文化等に対する理解、北方領



土、縄文遺跡群に関する正しい知識を身に付けることを通じて、ふるさと北海道への愛着や誇り、地域社会の一員として、まちづくりに参画しようとする意欲や資質・能力を身に付け、本道の未来を切り拓いていく人材の育成が重要です。

#### 第4章 施策【施策の柱3 地域と歩む持続可能な教育の実現】

##### 19 地域と学校の連携・協働の推進

＜施策の方向性～10年後を見据えて～＞

- 行政と学校、地域住民、企業等が連携し、子どもたちが主体的に学び、その成果を発信する場を充実させることにより、地域の課題解決や地域創生の実現に向けた取組を推進します。
- 学校と地域をつなぐコーディネーターの発掘・育成を推進することにより、地域創生に向けて地域と学校が育むべき子どもの資質や学校の取組・課題を共有する体制づくりを行うなど、「学校を核とした地域づくり」を通じ、未来を担う子どもたちの豊かな成長を支える地域社会の実現を目指します。

＜主な取組＞

- 学校や行政と連携した主体的に地域に関わる児童生徒の育成
  - ・ 学校と行政が連携した業種・地域・世代を超えたネットワークづくり等、児童生徒の育成を支える体制づくりの促進
  - ・ 地域や学校に向けた地域の課題解決や地域創生に係る学習成果の情報提供及び情報交換の場の提供
  - ・ 地域社会や学校外の関係機関等との連携による総合的な学習の時間等を活用した学習活動の充実
  - ・ 地域の人材など外部人材を活用した効果的な授業や教材の開発
  - ・ 地域課題探究型の学習活動\*の推進
- 学校と地域をつなぐ人材の配置・育成の推進
  - ・ 地域学校協働活動推進員等\*の活動事例の収集・提供を強化し、市町村における配置を促進
  - ・ 学校や地域の実情に応じた教職員と地域学校協働活動推進員等を対象とする研修機会の拡充
- 地域とともにある学校づくりのための推進体制の構築
  - ・ コミュニティ・スクールと地域学校協働本部\*の一体的推進の支援
  - ・ 学校運営協議会の会議運営や学校・地域の教育活動の推進への支援
  - ・ 学校支援の取組、放課後の子どもの居場所づくりなど地域学校協働活動の支援

### 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方針について（答申）

中央教育審議会 平成27年12月21日

#### 第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方について

##### 第1節 教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性【ポイント】

- ◆ 地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域社会の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘されている。また、子供たちの規範意識等に関する課題に加え、学校が抱える課題は複雑化・困難化している状況。
- ◆ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学習指導要領の改訂や、チームとしての学校の実現、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。
- ◆ これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要。

##### 第2節 これからの学校と地域の連携・協働の在り方【ポイント】

- ◆ これからの学校と地域の連携・協働の姿として、以下の姿を目指す。
  - 地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換
  - 地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」の構築
  - 学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」の推進
- ◆ 上記の姿を具現化していくためには、学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕

組みの構築が必要。

## 第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について

### 第2節 これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方

#### 1. コミュニティ・スクールの仕組みの基本的方向性

##### (5) 小中一貫教育への対応など学校間連携の推進の観点

地域ぐるみで子供たちの義務教育9年間の学びを支える仕組みとして、中学校区の複数の学校が連携した教育支援体制を構築することは重要であり、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを有機的に組み合わせることで大きな成果を上げている例も見られる。これらの一体的な導入により、地域住民や保護者等と教職員とが、学校の教育目標や、学校・子供たちが抱える課題やその解決策等について9年間を見通して共有し、より広い地域からの組織的・継続的な学校支援体制を整えることが可能となる。特に、小中一貫教育をこれから導入しようという地域においては、導入前から関係の小学校・中学校について学校運営協議会を合同で設置し、学区の地域住民や保護者等の意向を反映させながら、新たなカリキュラムや学校施設の在り方等を具体的に構想していく工夫も考えられる。

## 第3章 地域の教育力の向上と地域における学校との協働体制の在り方について

### 第3節 地域における学校との協働体制の今後の方向性【ポイント】

「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ

- ◆地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育て、共に地域を創る。
- ◆地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として、その取組を積極的に推進。
- ◆従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から総合化・ネットワーク化を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展。
- ◆地域学校協働本部には、①コーディネート機能、②多様な活動、③持続的な活動の3要素が必須。
- ◆地域学校協働本部の実施を通じて、教職員と地域住民等との信頼関係が醸成され、コミュニティ・スクールの導入につながっていく効果も期待される。
- ◆地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部が、早期に全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す。

## 小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き

文部科学省

平成28年12月26日

### 第3章 基本的な導入手順とPDCAの推進

#### (1) 現状把握と課題の特定（地域とともにある学校づくり）

- ・小中一貫教育の導入に当たっては、保護者や地域住民の声を丁寧に聴き、共に新しい学校づくりを行うという姿勢が大切であり、地域住民等とビジョン・目標を共有し、地域一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換を図ることが重要です。このような観点から、例えば学校運営協議会や学校支援組織との定期会合等を通じて、地域住民とも教育上の課題を共有するとともに、地域の思いや願いを把握し、新たな学校づくりに生かしていくことが考えられます。
- ・小中一貫教育の導入を契機として、地域住民や保護者との議論を積み上げ、協力体制を築くことが、より良い学校づくりにつながります。

### 第4章 指導の一貫性の確保

#### 1. 基本的な考え方

- ・小中一貫教育の中核となるのは、義務教育9年間を見通し、系統性・連続性を確保した教育課程を編成・実施することです。
- ・第3章で述べたように、教職員の共通認識の下で、義務教育9年間を見通した学校教育の目標（中学校卒業時点での目指す子供像）をなるべく具体的に設定した上で、目標達成のための手段として、各教科等の系統性を重視した教育課程を編成し、各学年の年間指導計画として実施する必要があります。
- ・その際には、それぞれ学校段階を超えたつながり（接続の円滑化）だけでなく、小学校段階内や中学校段階内での異なる学年のつながりも含め、9年間の系統性・連続性を重視して、取組を改善することが重要です。発達の段階に応じた縦のつながりと、各教科等の横のつながりを意識しながら教育課程全体を編成していくことが求められます。
- ・また、各教科等の内容項目の指導以外にも、児童生徒の実態や課題を踏まえ、個々の学年・学級の指導計画

レベルも含め、どのような取組を一貫させたり、発展的に継続させたりするかを検討することが求められます。小中一貫教育という、相互乗り入れ指導や異学年交流、合同行事などがイメージされることが多いですが、それらは小中一貫教育の特長を生かした取組の一つに過ぎず、それらに取り組んだからといって、必ず成果を上げることができると思えるべきではありません。

- このようにして義務教育9年間の一貫性を強めた教育活動を検討することにより、「これまで小学校と中学校はそれぞれ組織的・継続的な取組を行うことができていたのか」といった基本的な事柄について改めて確認し、改善につなげることが可能となります。
- 教育基本法では「学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない」とされており、小中一貫教育の取組は、こうした教育基本法の要請を小学校段階と中学校段階を一貫させて徹底するものであると位置づけることができます。
- なお、教育活動を効果的に展開していく上では、個々の教員の創意工夫を推奨することが重要であることは言うまでもありません。このため、一貫性・継続性を強める取組を行う際は、全てを統一しようとするのではなく、児童生徒の実態を勘案し、どのような取組を一貫させ、継続させることが望ましいかを吟味した上で、共通認識を持って取り組むことが大切です。また、個々の教員の創意工夫を教職員集団で積極的に共有し、効果的な取組が校内に広がるような手立てを講じることや、それらの手立てを一貫教育の教育課程や指導計画に位置づけていくことも重要です。

## 1 改定の経緯及び基本方針

### (1) 改定の経緯

中央教育審議会答申においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

### (2) 改訂の基本方針

今回の改訂は中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

#### ① 今回の改訂の基本的な考え方

ア 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

## 4 学校段階等間の接続

### (1) 幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

### (2) 中学校及びその後の教育との接続、義務教育学校等の教育課程

中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。